

之を憂へ、同三十四年十一月二十八日付(露曆)にて外相ラムスドルフに書柬を送り、日本と覇を韓國に相争ふの危険なるを注意した。その中には、

『我が露國にして平和的方法且互讓の方針に於て日本との誤解を一掃するに非ざる限り、露國は日本と遂に兵火の衝突を來すべき不斷の脅威の下に立つのみならず、我が對清關係を安定せしむることも亦不可能なりと予は確信する。近き將來に於て日本と兵火の衝突を見るが如きは、露國に取りて最大の不幸である。予は我が露國の勝利を疑はざるも、この勝利は頗る高價のもので、且經濟的に大打撃を露國に蒙らすであらう。殊に最も重大視すべきは外でもない、遠き韓國を取らんがために日本と戦ふが如きは、露國人の眼には義戦と映せず、而してその胸中の不平不満は平時すら痛切に感ずる我が露國民の内政状態の驚くべき現象を一層嚴烈に誘導するに至るべきことと是れである。時局不利とならば、韓國の如きは寧ろ全然之を拋棄するを賢とす、との卑見を忌憚なく披瀝するのは、予が義務なりと思惟する。日本との兵火の衝突と韓國の全然拋棄との二者その一を擇ぶべくんば、予は躊躇なく後者を擇びたい。』(Yarmolinsky, p. 117)

といへる韓國地棄論もあつた。

けれどもウキツテの穩健なるこの意見は、到底ベゾブラゾフ一派の匪圖野望を阻止し得べくもなかつた。彼等は歩一步韓國に喰込み、三十六年の三月、パヴロフ公使はその願使の下に韓國政府に對し、露國木材會社に於て近く採伐經營に着手すべきに付地方官の幫助を求むる旨を知照し、翌四月、同會社は男爵グンスブルク(在旅順極東總督府の御用商)を代表者とする旨を重ねて通告し、同人は次で京城に來り、その特許實行方に關し韓廷に運動した。而してその後數日ならずして、露國は名を木材會社の施設に装ひ、竊に軍器を鴨綠江下流地方に輸送し、數十名の露人は龍岩浦に現はれ、土地家屋を買收し、清韓人を使役して堤防棧橋等を建築し、別に巨多の銃器彈藥を密かに大東溝に輸入し、更に露人の一隊は馬賊數十名を率ゐて義州に入り、白馬山の伐材に着手した。この報に接したる韓國政府は、白馬山は森林採伐の特許に關係なしとして一方露國公使に抗議し、他方義州郡守に嚴に之を制止すべきを命じた。が露國公使は顧みず、郡守も亦之を制止するの力が無かつた。五月初旬、露兵は森林保護を名として一舉龍岩浦に來り、同地を占領し、永住の計畫に着手した。韓國政府は露兵の撤退を要求した。露國は之を肯せずして、却つてその兵を増加した。而して別に森林保護隊の司令部は鳳凰城に設けられ、兵員一千有餘此に屯在した。木材會社は背後に兵力

を擁して着々龍岩浦の經營を進めた。韓國政府は之に抗議したけれども、露國は耳を鎖ざし、種々の經營は無遠慮に遂行せられ、一萬五千有餘坪の地積は露人の買収する所となり、露兵の龍岩浦に屯在するもの二百名の多きを算した。韓廷の微弱なる、固より露兵の横暴を制止するに由なく、彼等は遠慮なく既に龍岩浦に倉庫、事務所、鍛冶工場等を建設した。而してその經營の基礎漸く鞏固となるに及び、露國は韓國政府に對し改めて龍岩浦の租借を要求した。

我が政府の抗議

露國の爲す所斯の如く、到底單なる森林經營の附帶施設と認め難きものであつた。韓國政府は當時我が政府の勸告に聽き、義州の開港を實行して露國の行動を牽制せんと欲したが、パヴロフは若りに韓廷の内外に向つて滿洲に於ける露國の優勢を吹聴し、義州の開放に執拗の反對を試みた。而して露國は他の一方に於て、龍岩浦の經營をば韓國政府の異議あるに拘らず着々進行せしめ、前述の木材會社は六月以來鴨綠江を流下する清韓民所有の木材を強制的に押收し、更に豆滿江の下流茂山の森林採伐を開始したのみならず、七月に入りては安東縣龍岩浦の間に電信線をも架設した。我が

政府は露國の龍岩浦經營を以て我が利益を侵迫するは勿論、特に右の電信線架設は明治十六年の日韓條約に牴觸するの故を以て、韓國政府に抗議した。同政府は義州及び龍川の郡守に電信線の撤去を命じたけれども、露兵は之に應ぜず、之を露國公使に要求するも要領を得ない。韓國政府は是に於てか更に命を該兩郡守に下し、電柱を悉く撤去せしめた。露國公使は電信線架設は木材會社の當然の權利なりと主張し、右の撤去に對する韓國政府の損害賠償金は之を木材會社の上納税金より差引くべしと云ひ、頑として退かなかつた。

已にして前述の龍岩浦租借要求は、露國の強壓の下に韓國政府をして之を容れざるを得ざるに至らしめ、同八月二十三日、之に關する協定は遂に森林監理趙性協と露國木材會社代辨者ボウコスとの間に成つた。この租借協定の目的は、露國が龍岩浦に於て從來違法的に施設し來りたる所のものを、韓國政府の承諾を得て改めて適法のものに化せしめんとしたるに外ならない。我が政府は強硬に韓國政府に抗議し、韓廷にして若し露國の要求を容るゝあらば日本はその權利利益の擁護上適當の措置に出づべしと警告したる結果、韓國政府は本件契約の效力を認めざる旨を回答した。然るに露國公使は、多少の修正を加へたる新案を以て韓廷に迫り、而して韓廷は亦之に動くの狀あるに

至つたので、我が政府は在韓林公使をして韓帝に謁見し、龍岩浦占領は初めより全然不法の行爲なるが故に、事實上之を肯認する租借條約は如何に修正を加ふるも帝國政府に於て承認する能はざることを、之に就ては適當の時機に於て露國政府へも交渉すべきに依り、韓國政府は飽くまで露國の要求を拒絶し、右交渉の結果を俟つべく、若し帝國政府の懇切なる忠告を容れずして租借を許すに於ては、帝國政府は己むを得ず自ら適當と思惟する手段を執るべきことを陳奏せしめた。韓國政府はこの嚴勵なる警告に顧み、遂に露國の要求を撃退するに決した。が、パヴロフは一方には依然その強請を反覆し、他方龍岩浦に堡壘工事を起し、豆滿江方面露韓の境上には若干の哨兵を置き、鴨綠江斗流には望樓を建て、韓廷の筆舌の抗辯は以て露國の決心を翻へさしむるに寸效なかつた。

第二項 日露の交渉

對露交渉の廟議

上來記述せる所に依り、露國の滿洲及び北韓に對する侵略的行動の事歴は、その一斑を窺ひ得る

と思ふ。露國のこれ等行動たる、當然我國の利益を侵害するは論なく、若し之をその爲すが儘に委せんか、日露の利害は長へに滿韓方面に於て衝突せざるを得ない。斯の如きは斷じて東洋の平和を永遠に維持する所以に非ざること勿論である。是に於てか我が政府は、その既往執り來れる方針に一步を進め、露國政府との直接交渉に因り時局の解決を計るの要を認めた。

そこで愈々交渉を開くとなると、當面の責任者は外相の小村である。小村は曾て公使として露都に駐劄したる折にも、極東將來の平和に就て日露の間に一協商を取結ぶの利を認め、露國側の意向を試探したことがあつた。けれども露國の之に對する極めて冷淡なる態度は、彼をしてその方針に至難なるを感じしめた。今次の直接交渉は果して時局の解決に向つて所期の効果を擧げ得べきか。兎もあれ小村は及ぶ限りの手段を盡すの順序より離れず、この際先づ以て隱忍之に當るの方針を立てた。而して前項に述べたる四月十二日の京都無隣庵會議も、亦大體に於てその必要を肯定した。されば小村は六月上旬、案を具して首相桂に稟議し、その結果クロバトキン將軍の退京後間もなき六月二十三日、改めて對露問題に關する御前會議は開かれた。席に列したる者伊藤、山縣、大山、松方、井上の諸元老、竝に首相桂、陸相寺内、海相山本及び小村の九名であつた。小村はその際一

篇の對露交渉意見書を提出し、審議數刻、一同之に賛し、同時に韓國はその一部たりとも、如何なる事情あるとも、之を露國に讓與せずとの方針を確定し、聖裁を経て確定廟議となつた。小村の意見書は、結ぶに「露國をして之を承諾せしめんことは極めて難事と思考するに付、一旦之を提議する以上萬難を排し、飽くまでも我が目的を貫徹するの決心を以て着手すること最も肝要なりと思惟す」の一句を以てしたものである。この千鈞の結句を是認したる當日の確定廟議は、已むなくば開戦をも辭せずとの決意を互に誓約したと同じである。想ふに往年の日清戦争は伊藤の偉業たりしは論なきも、伊藤は實は初めより開戦を賭するの決心を有したのではなく、寧ろ陸奥と川上とに引摺られて結局往く所まで往つたといふ概が無かりしに非ずだが、日露戦争に至りては、桂と小村とに於て到底避くべからざるの趨勢と夙に覺悟した所で、韓國はその一部たりとも、如何なる事情あるも、之を露國に讓與せずとの前提條件の下に、確と元老の一致を得たのである。

内閣の一部改造

廟議既に一決した。桂はこの廟議に依り對露交渉を開始するに方りては、須らく舉國一致の力に

俟たざる可からずとの論で、重望ある元老に首相の職を讓るを然るべしと爲し、右御前會議の翌日即ち六月二十四日、その決意を山縣伊藤の兩巨星に披瀝した。謂ゆる重望ある元老として桂の推さんとしたのは、言ふまでもなく伊藤その人に外ならなかつた。伊藤山縣は言下に之を斥けて聽かぬ。翌二十五日、桂は閣議を開いて具さに事情を語つた。閣員一同之を諒とし、孰れも辭表を認め、之を桂の手許に差出した。七月一日、桂は之を携へて參内し、委曲を伏奏して骸骨を乞ふた。聖上之を聽許し給はない。諸元老も交々桂に時局の重大を説いて蹇々匪躬の誠を效すべきことを勧めた。そこで桂に遂に奮つて鴛鴦を盡すべきを答へ、伊藤は別に聖上より「朕方今の時局に顧みて卿が啓沃に頼るを惟ひ、茲に再び卿を煩はして樞府の重職に就かしめ云々」の優詔を拜し、その結果彼は政友會總裁の職を西園寺公に譲りて七月十三日樞密院議長に任ぜられ、山縣松方の二元老も同日入つて樞密顧問官の職に就き、井上は事情ありて入府せざるも、諸元老と同一歩調を執るべきを約し、臺閣の上茲に舉國一致の實を示した。

桂のこの舉措は、當時政界の前途を慮りたる結果、別言すれば、桂が伊藤の率ゆる政友會の對政府態度、若くは政友會の黨首として戴く伊藤その人の態度に慊らざりし結果なりしこと、今日にて

は敢て掩ふに及ばざる周知の事實である。蓋し伊藤は、元老として時々特に天顔に咫尺して意見を奏上し、時には政府の施政にも干渉し得るの位地にあり、而かも意満たざれば直ちに朝衣を脱し、政友會總裁として黨與を率ゐる政府反抗の態度を執ることも得るのみならず、現に彼は一再之を行つて桂を苦しめたこともある。桂は之を憂へ、一日山縣に對し『伊藤侯にして閣下の如く専ら元老の位地に立つのみならば、不肖は喜んでその指導を仰ぐべく、又若し大隈の如く専ら政黨に據りて政府に反抗し來るならば、不肖は敢て之と戦ふを辭さない。獨り半ば元老とし半ば政黨の首領とし、政府を援助するが如く、將た反對するが如く、曖昧の態度を持して政界に處する限りは、不肖は大政の重任に當り得ない』と告げたるに、山縣は之を尤も千萬とし、半ば調停的に之を伊藤に謀つた。が、伊藤は容易に一方專屬の勸告に應じないので、桂は遂に意を決し、前述の如く辭表を閣下に奉つた次第である。山縣は御下問に對し、時局に顧みて桂の留任は最も願はしきこと、同時に伊藤の政黨首領たるは政務の進行に妨げあるので、この際伊藤を政黨より引抜いて之に政府の一要職を與ふるを然るべしと認むること等を奉答したので、即ち伊藤に對する樞相就任の優詔となつたのである。伊藤は事の意外なるに驚き、一時は進退に惑ふたが、山縣松方の切なる勸告もあり、又一は、彼は當時稍々政友會の統御に苦しみ、到底當初の理想を實現せしむるの見込なきを感じ、聊か嫌氣も差し懸つて居つた際であつたので、旁々彼は拜命の御請をするに至つたのであらう。斯くして桂も亦優渥なる御沙汰の下に留任に決したので、彼は翌々十五日を以て内閣の一部に改造を行ひ、内相内海、農相平田、遞相芳川、文相菊地は執れも退き、兒玉は内相を引受け、餘は一時他の閣僚之を兼攝することとなつた。(間もなく更に閣員の多少の入替があつた)。斯の如くにして政局は一段落を告げ、廟堂の新陣容全く整ふるあるに至つたので、小村は愈々渾身の力を以て専心對露交渉に當り得る段となつた。

交渉開始に關し英國との諒解

對露交渉開始の前驅として、日英同盟の精神に鑑みて先づ英國筋の内諾を求むるの順序に出づべきは想像するに難からずだ。小村は廟議の決定に基き、更に聖裁を仰ぎ、七月一日を以て必要な訓令を在英林(董)公使に發した。その訓令の末段に、露國にして我が提議を排斥する如き場合の對策は後日のこととし、要するにその結果の及ぶ所如何を問はず、その責一に露國に歸すべきである

との意を言明しありしが如き、以て小村の胸中既に斷乎たる決心の存せしを見るべきである。この訓令に接したる林は、英国外相ランスタウンに向つて我が政府の趣旨を披瀝した。爾後英國政府にては特に閣議を開いて之に對する態度を決定したる上、林に對して回答する所あつた。日露交渉の開談に關する英國政府との諒解は斯くして充分に之を握るを得たのである。

交渉の瀕踐み

小村は是に於てか愈々七月二十八日を以て在露栗野公使に電訓し、具さに我が政府の精神を披瀝して協商開談に對する露國政府の意向を確めしめた。その全文は、日露開戦後我が政府の議會に於て公表したる『日露交渉に關する往復』に載せてあるから、此には省略するとし、要するに『露國近來の行動たる、北京に於ては新に要求を提出し、滿洲に於ては愈々その把握を堅ふし、遂に帝國政府をして露國は滿洲撤退の意思を拋棄したるものと信ぜざるを得ざらしむるものと同時に、その韓國國境に於ける倍々活潑なる行動は、露國の慾望遂に那邊に底止するやを知らざらしめんとす』るの事實に鑑み、且『若し露國をして滿洲を無制限に且永久に占領せしめんには、その結果

帝國の安固と利益とに有害なる状態を惹起すべし。所謂機會均等の主義は之に因て破壊せらるべく清國の領土保全亦之が爲めに毀損せらるべき』に加へ、『露國にして韓國の側面に據駐するときは、同國の獨立は爲めに絶えず侵迫を被むるべく、或は少なくとも露國をして韓半島に於ける優勢國たらしむべき』懸念があり、而して『韓國は我が防護線に於ける緊要なる前哨たり。随つてその獨立は、帝國の康寧と安全とのため絶對的に必要と爲す所なり。將た帝國が韓國に於て有する政事上並に商工業上の利益とその勢力とは實に他國に卓絶する所にして、而も斯かる利益と勢力とは、帝國が自己の安固に鑑み之を他國に交付し又は之を他國と分有するが如きは、決して肯諾する能はざる所』といふ見地に於て、即ち『帝國政府は是に於て深思熟慮の後、目下正しく我が憂慮の因たる問題を解決すべきの一の協商を露國と締結するを期』すといふにあつた。而して右協商の主眼は、『日露兩國の關係上凡そ將來誤解の原因たるべきものを一掃せんこと』の希望の下に『極東に於ける兩國各自の特殊利益を劃定するを期し、露國政府と共に兩者利益の觸接する方面に於ける事態を査覈する』といふに外ならなかつた。而して若しこの發案にして大體に於て露國政府の賛同を得ば、我方は右協商の性質及び範圍に關しその意見を露國政府に提出すべしと述べたものである。

協商基礎案の提出

栗野公使は七月三十一日露國外相ラムスドルフに會見し、右訓令の趣旨を披陳したるに、ラムスドルフは、日露の協商は自分一己としては多年の宿論で、日本政府の所見に同感を表する所なりと述べ、早速皇帝に奏上して何分の回答を爲すべく、陛下も亦之を嘉納せらるべきこと、信ずと答へた。趣えて八月五日、栗野はラムスドルフより本件に關し開談するの勅許を得たる旨の言明を得たので、即ち訓令に従ひ、同月十二日を以て協商の基礎たるべき左記六ヶ條の提案をラムスドルフに手交した。

第一條 清韓兩帝國の獨立及び領土保全を尊重すること、竝に兩國に於ける各國の商工業のため機會均等の主義を保持すべきことを相互に約すること。

第二條 露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し、日本は滿洲に於ける鐵道經營に就き露國の特殊なる利益を承認し、併せて本協約第一條規定の下に右劃定せられたる兩國各自の利益を保護するがため必要なる措置を日本は韓國に於て、露國は滿洲に於て、執るの權利を相互

に承認すると。

第三條 日露兩國は本協約第一條の條項と背馳せざる限り、韓國に於ける日本及び滿洲に於ける露國の商業的及び工業的活動の發達を阻礙せざるべきことを相互に約すること。

又今後韓國鐵道を滿洲南部に延長し、以て東清鐵道及び山海關牛莊線に接續せしめんとすることあるも、之を阻礙せざるべきことを露國に於て約すること。

第四條 本協約第二條に掲げたる利益を保護するの目的、又は國際紛争を起すべき叛亂若くは騷擾を鎮定するの目的を以て、日本より韓國に、或は露國より滿洲に、軍隊派遣の必要を見るに於ては、その派遣の軍隊は如何なる場合に於ても實際必要なる員數を超ゆべからざること。且右軍隊はその任務を果し次第直ちに召還すべきことを相互に約すること。

第五條 韓國に於ける改革及び善政のため助言及び援助（但し必要なる軍事上の援助を包含すること）を與ふるは日本の專權に屬すること、を露國に於て承認すること。

第六條 本協約は従前韓國に關して日露兩國間に結ばれたる總ての協定に替はるべきこと。

難關既に見ゆ

以上の諸條項中には、露國政府に於て受諾し難きものとは公正に見て一も無い。而も交渉は初めより困難の兆候を呈した。栗野公使が前述の如く八月十二日を以て我が提案をラムスドルフに手交するや、その英文にて認めあるを以て彼は之を解せずとのことであつたので、栗野は口頭にてその大要を説明したるに、中に滿洲の語あるや、ラムスドルフは之を遮り、滿洲のことは之を協商事項に上すに不同意なるかの如き口吻を洩せしが如き、我が協商提議の根本に於て既に難關の横はれるを示した。その後旬日に及び、ラムスドルフよりは何等意見の開示に接しなかつたので、公使は訓令に依り之を督促したるに、彼は皇帝の不在のため何等措置を執り得ざりしと辯じ、我が提案の内容に關しては、韓國鐵道を滿洲に延長する一事の外は概して妥協に至るを得べしと信ずと述べ、尙ほ本件に就てはアレキシエフ大將に移牒すべき細目の點少なからざるを以て、便宜上本件の商議を東京に移し、露都にて確定することに致したしと提議した。

當時露國政府部内にありては、對極東方針に就て陰然武斷派と文治派若くは平和派の二派に別れた。

た。權威を宮廷の外に揮へるベソブラゾフは武斷派の領袖で、アレキシエフの如きはその一爪牙であつた。ウキツテ、ラムスドルフは平和派に屬するも、ウキツテは當時藏相を罷めて大臣委員會議長の閑職にあつた。ラムスドルフは外相の重職にあつたけれども、以て廟議を左右するの勢力が無い。乃ち交渉地を東京に移さんとの希望の如き、偶々その露國政府部内に勢力なきを示せる一證である。栗野は之に對し、日本政府は既に商議を自分に委任したが故に、自分は之を露都にて行はんとことを欲するも、露國の希望は之を本國政府に通ずるを辭せずと答へ、その趣を電稟した。小村は本件の商議を露都にて直接に露國當局者と繼續せしむるを以て事の進行上便宜と思はれたるのみならず、當時恰も露國は極東に於ける行政組織を變更し、新に極東總督を置くに至つたから、この商議を東京に移すのは満足なる妥結を見るに便ならずと認め、その旨を栗野に電訓し、併せて命ずるに確答を能ふ限り速に得るに盡力すべき旨を以てした。

然るにラムスドルフは、露帝は地方に行幸し、引續き或期間外國に旅行せらるゝ筈で、その間は關係諸大臣孰れも露都に不在となるから、東京に於て商議を行ふは本件進行上便宜且捷徑ならんと稱し、東京説を固持した。栗野はその次第を電報して訓令を請ふた。小村は之に回訓し、今回の商

議は専ら主義に關し、細目に亘らざるものであるから、之を露都に於て繼續するの便宜なるべきは我が政府依然之を確信すと答へしめた。蓋しラムスドルフの東京説を固持せる主たる理由は、栗野の八月三十一日發電報中にラムスドルフの答として「若し當地に於て商議を行はんには、伯の外に之に當るものなく、然るに伯は陛下に扈從するため今秋は大抵當地に在らざるべく、維納及び羅馬へ旅行の上は更に某國に旅行することあるべきを以て、頗る商議の遷延を來すべし。然るに之を東京に於てせんには、伯は電信にて東京に訓令するを得べく、東京よりの電信も亦伯の行先何れにも追隨すべきなり」といへる點にあつたのである。而してラムスドルフは尙ほ「陛下〔露帝〕に對し露都に於て商議を行ひたしとの日本政府の特別の希望を再び陳奏すべきも、この點に關しては從來屢次陳述したる所より以外の結果を期待するを得ざるべしと思考す」と云へりと報ぜられた。

斯の如く商議を露都に於て行はんと我が提議に對しては、露國は容易に之を諾せざるの風であつたが、而もこの際商議の基礎に關し豫め豫定する所なくして漫然商議地を東京に移すに於ては、事の進行上に不利尠なくないから、小村は九月二日栗野に電訓し、商議地は何れとするを問はず、露國政府に於ては主義上我が提議を以て商議の基礎と爲すに同意するやをラムスドルフに確めしめ

たるに、彼は「國際商議は一國の提議と他國の回答との上に行はるゝを常とし、一國の提議を以て商議の唯一の基礎として受諾するが如きは常例に非ず。東京駐劄露國公使は既に露國皇帝陛下より日本政府の提議を審査し、同時にアレキシエフ大將と協議して一の對案を作成し、日本政府若し商議を始むるを欲せば、その提案と我が對案とを採りて商議の基礎と爲し、以て直ちに商議を開始すべき旨の勅命を受け居れり。……加之日本案の或條項は露國の利益と調和すること能はざるものあり、又は之が修正を要するものあり、故に露國政府はその對案と共にするに非ずんば、日本提案の主義をすら商議の基礎として受諾すること能はず」と主張した。當時露帝は既にダルムスタットに在り、ラムスドルフも亦近く同地に往かんとする際であつたから、小村はこの上論議を重ねるも寸效なしと認め、商議地及び商議基礎に關する照覆を終結して速に實際の商議を開始し、以て時局の解決を計るに若かずと爲し、九月七日栗野に電訓して本件商議を東京に移すことに同意する旨を露國政府に通じ、併せて速に露國の對案を提出せんことを促さしめた。

ローゼン公使の苦衷

當時在本邦ローゼン公使は、その對日方針に就て本國政府との間に往々意見を異にする所あつたのみならず、露都政府部内にありても亦意見區々に別れて統一を缺き、朋黨周比交々彼を牽制するの状で、本國よりの鞏固なる後援なく、空文に等しき一葉の信任状以外に殆んど頼るべきの力なき頗る苦境に在つたことは、彼が後年公刊せる回顧録に於て述懐した所で、殊に彼は本國政府の電訓に基き愈々小村との間に商議を開始せんとする當時の状勢を叙したる末、

「一九〇三年八月、日本政府が新日本の建設者たる當年の最練達なる政治家の最高指導の下に、その以外に上よりも下よりも何等壓迫を受くる懸念なき位地に立ち、愈々日露交渉を開始するに至りたる當時の形勢は、概略叙上の如くであつた。日本の方針は明確に定まり、且自國の及ぶ限りに於て事實達成し得べき所に分界が立つてあつた。日本は嘗に盟邦の英國よりのみならず、露國に依りて脅威せられんと稱する清韓兩國の獨立及び保全、竝に露國に依りて閉鎖せられんとす

と稱する滿洲の門戶開放を孰れも擁護せんがために奮闘するといふ標榜の下に米國よりも、共に精神的及び外交的の援助を確保した。日本は陸海軍の用意も充分出來た。又財政上の計畫も立つた。殊に最も重要視すべきはその舉國一致の愛國心で、現下の葛藤をば國家興廢の分岐點として

國民舉げてその眞意義を自覺して居れることであつた。

「……敵者が斯く有利の要素を悉く具備し居れるに對し我方は如何と見れば、國家の一般的利益と一致し、及び利用し得べき資源の強固なる基礎の上に計算を立てし確乎たる方針なるものは全然之を缺き、漠たる征服的抱負以外に何物をも見出し得ず。内に先見の明なく、上に堅實の意思もなかつた。我が極東政策は三種の連絡なき機關に分屬して行はれ、その間に意見の一致を見なかつた。その三種の第一は、正統機關ではあるが皇帝の信任なきため最も微力なりし外務省である。第二は、最も有爲且聰明ではあるが、皇帝への忠誠に盲從して毅然たる意見を貫き得ざる極東總督である。第三は、皇帝に側近するの故にて最も勢力ある極東委員會である。皇帝の名義上司宰せらるゝこの極東委員會は、我が極東政策の全般に對する最高機關で、外務、大藏、陸軍、及び海軍の四大臣は職務上當然委員であるが、彼等には何程の實權なく、その實際の權柄を握る者は皇帝の信寵特に厚きアバサ少將である。我が極東の陸海軍は甚しく不用意であつたが、我が外交も亦不用意たるを免れなかつた。蓋し我が盟邦の佛國は、露國が極東の政治的利害に深入りするは歐洲を虚にすることゝなるに於て自國の利益に反すと見たから、露國は佛國よりは僅に微

濫的援助を受くる以外に格別の援助を期待し得なかつた。極東の通商上に最も利害關係を有する英米二國は、我が無謀の滿洲政策に反感を有した。顧みて我が國內を見れば、無識の多數國民は何故に日本と衝突すべきかを知らず、知識階級にありても、極東に對する進取政策には概ね反對であつたから、國民の後援は得て期せられなかつた。のみならず革命主義の一派は、常に政府を顛覆し社會の現状を打破するの機會を捉ふるに汲々として居つた。極東の危機を將に迎へんとするに方り、我國内外の狀勢概略斯くの如くであつたから、今や將に始まらんとする日露交渉の前途は、實は之を卜するに難くなかつた。(Rosen, pp. 218, 221-223)

ローゼン公使にして當時既に以上の如き所感を事實有して居つたとしたならば、彼の苦境は同情するに餘りある。けれども彼は兎に角露國政府の公式の代表者である。今は泣事を言ふ場合でなく、露國を背負ふて我が政府に對し誠意時局の折衝に當るの外ない。

去程に露國政府の對案は、爾後句餘を経るも提出がない。而してローゼンはアレキシエフの招電に依り、九月二十三日東京を發し、長崎より軍艦に搭じて旅順に往つた。彼とアレキシエフの間には何が相談せられたか。彼の回顧録に曰ふ、

「予の旅順滞在は二日以上に亘るを得なかつたから、兩人は時を移さず時局の商議に入つた。予は總督に對して率直に、予の判斷にては、日本政府は韓國をば全然その專管的監理の下に確保せんとするの決心なること、日本は清韓兩國の獨立及び保全を露國の侵略に對して防護するの標榜の下に歐米諸國の後援を確得すること、我國は韓國に於ける地歩は勿論、滿洲に於けるそれをも支持することの望は甚だ薄きこと、予の所見にては、唯一の合理的解決法は我國が滿洲をば固執し、韓國は之を拋棄するにあること、日本は露國がこの上事を遷延せしめて之に乗じ陸海軍を増遣し、砲壘を固むべしと懸念し、努めて迅速なる解決方を迫るに決意せるが故に、時局をこの上徒らに引釣ることは何等の益なきこと、日本は我が承諾か將た開戦かに就て何時最後通牒を吾等に突付けぬとも限らぬこと、否、更に留意すべきは、我が不用意に乗じ何時豫告なき攻撃を突然吾等に加ふるなきを保せざること等を語つた。予はこの所見が彼を納得せしむるに成功したるや否やを知らざるも、彼は之に賛するに意傾いたやうであつた。只だ何分にも彼は之に従つて行動するの自由を有しない。彼は總督に就職して以來、露都政府の諸方面と相鬭はざるを得ざりし幾多の難關を包み隠さず予に語つた。……而して日本政府に提出すべき我が對案に就ては、當時の

事情の下に於て豫期せられたるが如く、何等實際的價值なきものを作り揚ぐるに終つた。(Ibid., pp. 226—228)

この叙事を讀むと、ローゼンは武力を背景とし、囑咐的態度を以て日本に折衝するには反對であつたと見られる。事實果して然りしか。露國政府の當年の秘録(同政府が開戦後程なく日露交渉關係文書を若干部數謄寫して少數の文武顯官の内閣に附したもので、中には當年の事情を覈査する上に於て得難き好資料あり、その中の若干は明治四十年一月十日乃至十八日の大阪毎日新聞に譯載せられた)に依れば、在旅順アレキシエフは九月十五日(二十八日)の電奏に於て滿洲占領繼續の要を述べたる後「臣の所見にては、現下の對日談判は成功の望みあり。我が公使にして露國は滿洲に於ける自國の權利及び利益は必要の場合には武力に訴へても支持するの決意なりとのことを日本をして充分に識認せしむるに於ては、談判は成功すべし。ローゼン男も臣と全然同説なり」とあるは何と解すべき。ローゼンは比較的穩健の見を持せし平和主義の人であつたことは疑を容れない。けれども外交家の回顧録なるものは、一切の關係外交文書と對比較考して批判せねば往々正鵠を誤ること、彼の叙事に於ても同様であらう。

露國の對案

兎も角もローゼンは十月三日を以て東京に歸任し、即日小村を訪ふて露帝の允許を経たりと稱する露國政府の對案を提出した。その對案に曰く。

第一條 韓帝國の獨立竝に領土保全を尊重することを相互に約すること。

第二條 露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し、竝に第一條の規定に背反することなくして韓國の民政を改良すべき助言及び援助を同國に與ふるは日本の權利たることを承認すること。

第三條 韓國に於ける日本の商業的及び工業的企業を阻礙せざるべきこと、且第一條の規定に背反せざる限り、右企業を保護するがために採られたる總ての措置に反對せざるべきことを露國に於て約すること。

第四條 露國に知照の上右と同一の目的を以て韓國に軍隊を送遣するは日本の權利たることを露國に於て承諾すること。但し右軍隊の員數は實際必要なるものを超過せざるべきこと、且右軍

隊はその任務を果し次第直ちに召還すべきを日本に於て約すること。

第五條 韓國領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること、及び朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざるべきこと、を相互に約すること。

第六條 韓國領土にして北緯三十九度以北に在る部分は中立地帯と看做し、兩締約國孰れも之に軍隊を引入れざるべきことを相互に約すること。

第七條 滿洲及びその沿岸は全然日本の利益範圍外なることを日本に於て承諾すること。

第八條 本協約は従前韓國に關して日露兩國の間に結ばれたる總ての協定に替はるべきこと。

見るべし露國の對案は、露國は韓國の獨立及び領土保全を約諾するに異議なきも、その約諾を清國に及ぼすことを拒み、又清國に於ける機會均等主義を承諾することを肯ぜざるのみならず、滿洲及びその沿岸を以て全然日本の利益範圍外なることを我國に於て承諾せんことを求め、又韓國に於ける我が自由行動權に對し種々の制限を附し、我國の必要の場合に出兵するの權を承認するも、出兵を爲す場合には豫め露國に知照すべきを要求し、又韓國領土の一部たりとも軍略上の目的に使用するを禁じ、その他北緯三十九度以北即ち韓國領土の三分の一以上の地域を中立地帯と爲さんと提議

したるものである。別言すれば、滿洲に就ては我國と協定するを拒絶し、而して韓國に就ては、その領土の三分の二弱に對し我國の利益を承諾するも、その利益の運用には幾多の拘束を加へんとするの對案である。

交渉の開始

十月六日、小村はローゼンを外相官邸に招き、第一回の會商を開いた。小村は曰く、「清國の獨立及び領土保全の尊重は露國自ら屢次聲明したる主義で、我が提案は毫も新條件を露國に求めんとするものではない。否、この點に關する日露兩國の主義は全然一致するものと認めねばならぬ」と。ローゼン答へらく、「露國の滿洲占領は清兵の露國境上の襲撃に對する應戰の結果に出でたもので、露國は理論上征服の權利として之を併呑するも不可なく、即ち露國の滿洲に對するの一種特別の關係に屬するものであるから、之を協商中に加ふることは能きぬ」と。小村は之を駁して曰く、「北清事件に於ける露國の位地は、他の列國のそれと毫も異なる所はない。露國の滿洲に於ける行動も亦列國の直隸省に於けると同じく之を征服行爲と解すべからざるは、現に滿洲に對する露國の軍費

その他一切の損害は各國と一列に清國より賠償せられしに徴するも知るべきである、況んや露國は自ら屢次滿洲併呑の意思なきを宣明したではないか。且夫れ滿洲の併呑は韓國の獨立を脅威し、延いて我國の安危に影響するものであるから、我國はこの點に關し必要の保障を求めざるを得ない。又我國は滿洲に於て通商上既に少なからざる利益を有し、且清國との條約に依り諸種の權利を有するから、これ等利益の安全とその平和の發達に對しても相當の保障を得るを要する」と。ローゼン辯じて曰く、「滿洲に於ける日本の商業上の利益は露國之を認むるも、之がため特に保障を與ふるの要を見ない。日本は必然各國と均等の取扱を受くべく、且日本の權利は既に清國との條約に於て明定せられてある」と。小村は即ち露國が從來滿洲に於ける通商上の發達を阻礙せんと試みたことの一再ならざること、近く北京に於ける露國の要求中にも滿洲に於ける開港場の新設を禁遏せんとするものあることを指摘し、この點に關し露國の保障を求むるの必要なるを痛説したるに、ローゼンは語を轉じ、「露國の對案は日本に對し既に大に讓歩してある。この上讓歩すれば露國は協商に依り毫も得る所なく、徒らに讓歩せりとの非難を招くべく、露國に於ては萬機固より聖斷に依りて決せらるゝも、國民の意向も亦之を顧みざる可らず」と述べたので、小村は「日本に於ても亦同様である。故に協商の永續を期するには或程度まで双方に満足を與ふるの要がある」と云ひ、日露兩案の根本の齟齬を調和するの目的を以て更に熟考を加へんことを求め、十月八日を期し第二回の會商を行ふべきことを相約した。

十月八日の會商に於て、小村は再び我が主張の趣旨を敷衍し、反覆辯論を重ねたが、ローゼンは固く執りて動かない。その言ふ所は要するに韓國に於て讓歩せる上更に滿洲に關し條件を附せらるるには同意し難く、且露國の今日求むる所は、去る一八九九年(明治三十一年)日露協商の當時、日本政府の自ら提議したる趣旨に異なるなしと云ふに外ならなかつた。小村は之を駁し、「露國は五年前にありては僅に旅大の租借と滿洲鐵道支線を該地に延長するの權利を有したに過ぎなかつたのであるが、今や事實に於て滿洲全部を掩有し、進んで韓國の死命を制すべき地位にある、これ今日、自らこの變化せる事態に順應して措置するの要ある所以である」と論じ、轉じて中立地帯設定の件に及び、小村は「日本の韓國に於て有する兵力は僅に四箇中隊に止まり、而もそれすら各地に散在しあるに反し、露國は滿洲各地に巨大の兵力を有するのであるから、若し兩者孰れが攻勢を執り侵略を企つべきかと云へば、そは寧ろ露國で、日本はその位地に居らぬ。故に假に中立地帯を設くる

とせば、寧ろ之を滿洲方面に設くるこそ當然であるが、若し強て之に不同意とあらば、韓國々境を中心としてその南北に一定の地區を劃定することにせば如何」と述べたるに、ローゼンはこの點に關しては友誼的に談合を遂ぐることも必ずしも難きに非ざるべしと答へた。小村は更に滿洲及びその沿岸を全然日本の利益範圍外と認むる第七條に我國として絶対に同意する能はざる所以を縱横力説し、之に關し重ねて彼の熟慮を促して當日の會商を終へた。

二回の修正案

右意見交換の經過に鑑み、小村は露國の對案に多少の讓歩を爲すは辭せざるも、協商の大眼目に至りては飽くまで我が主張を維持して讓らざるに決し、十月十四日の第三回會見に於て露國案に對し一の修正案を提出し、之に就て辯論を重ね、更に同月二十六日の第四回會見に於ても引續き討議を盡したが、妥結を得ない。斯く會商既に四回に及び、彼我意見の相違は互に論究し盡したので、小村は既往會商の結果を斟酌して露國對案に對する我が第二回修正案を作り、十月三十日を以て之をローゼンに手交し、これに就て露國政府の熟考を求めた。

我が國論の急調

當時小村の熱心且強硬なる對露折衝は、その内容真相が民間に知れ渡らなかつたので、世上相率ゐて政府の退嬰卑屈を罵るの聲高く、平素對外硬論を主張する人々は相糾合して對露同志會を組織し、當局者への鞭撻警告を絶叫し、殊に小村と肺腑の友たりし長谷川博士(芳之助)の如きも、その中堅となりて朝野の間に咆哮し、日夜大に政府の軟弱を罵りつゝあつた。されば時の政務局長の山座の如き、一夕大臣官邸の宴後小村に對し、「大臣、つまらぬではありませんか、下らない大臣等と同じやうに見られて、世間の奴等に彼此れ言はれるのは馬鹿々々しくて、残念で堪らぬですナー」と歎ぜるに、小村は之を慰め、且云ふ、「日本人は却々やりにくい。どうやつて居つても困らせられる。が、只だ日本人は鐵砲玉一つ放つたら後から附いて來るのは確だから心強い。處が、その鐵砲玉を放つまでが却々容易でない」と。小村の苦心、言外に察せざるを得ない。

而も民間硬派の間にありては、政府の緩慢は伊藤樞相の恐露病に基因すと視、中には急驟奔馳、徒らに過激の言辭を弄してその責を問はんとする者もあつた。これは誤解の甚しきもので、當年の

伊藤は對露折衝上かなり強硬の意見を持ち、隨時之を桂及び小村に語つたものである。桂は十一月十日、對露同志會の領袖神鞭、頭山、佐々等を招き、求むるに邦家のため慎重の態度を執られんことを以てし、且元老閣臣の間に何等隔意のあるなく、全然一致の歩調で進みつゝあるを語り、切に躁暴過激の行動に出づるなきを要望する所あつた。彼等固より小村の力量手腕を解せぬではない。故に桂の諭示する所その言外に意味深大なるを孰れも感得し、即ち國論の喚起、政府の監視に依然力を注ぐ外、敢て小村の折衝に阻礙を與ふるの措舉に出でなかつた。或は云ふ、對露同志會の活躍は、時局の進展を畫策せる小村の幕僚山座等と靈犀一點相通するの致す所であつたのだと。その消息は措くとし、この間にありて小村は堅忍自重、罵らるゝも怒らず、嘲らるゝも憤らず、胸中の籌算深く藏めて夷然冷然たりだ。

露國漸く修正對案を提出

我方は既に第二回修正案を提出して露國政府の回答を俟ちつゝある。けれども却々以て抄取らない。當時露帝は聖彼得堡に不在であつたから、談判の地は事實に於て東京、旅順、露都、及び露帝行在地の四方面に亘つた。斯の如き事情の下にありては、如何にして迅速且満足なる商議を期待し得べき。されば小村は十一月二十一日、栗野をしてラムズドルフに對し、ローゼンへの發訓方を促さしめたるに、要領を得ない。これが爲め十一月全月は、實際に於て談判中止の姿であつた。十二月に入るも、露國側にありては我が再三の督促ありしに拘らず、辭を種々の故障に藉りて荏苒決答を與へず。漸くにして十二月十一日に至り、ローゼンより露國政府の修正對案の提出があつた。この修正對案は、約言するに、滿洲に關する條項は全然協商案より削除し、本協商を以て單に韓國に關するものと爲さんとし、而も韓國に關しても、曩に小村とローゼンとの間に一應の協議纏りたる諸點をも排斥し、却つて韓國に於て有する我國の地歩を限局し、我が行動の上に依然種々の拘束を加へたものである。抑も本協商の交渉を開始するに至れる目的は、曩に述べたるが如く、日露兩國の利益の接觸點に於て相互の關係を明かにし、將來の衝突の原因を一掃するを期するにあつたのであるから、若し滿洲を本協商の範圍外に置くとせんか、問題の一半は依然解決せられずしてその儘存續し、隨つて我が對露交渉の趣旨に相副ふ能はざりしは勿論である。

この露國修正對案が提出せられたる恰も同じ日、その前日即ち十二月十日を以て開院式を擧げた

る第十九回帝國議會の衆議院に於ては、議長河野廣中の閣臣彈劾の意を含める勅語奉答文のため、豫期せざりし解散令は忽ち下つた。この解散ありしがため、政府は政界の焦點が解散論に集中し、随つて當局の外交折衝に外界の掣肘を受くること薄らぐに至りしに於て、對露交渉の上には寧ろ便宜を得、非常支出その他緊急案件の處理を遲滞なく行つたこと後段に述ぶる如くである。

兎に角露國の修正對案に接したる小村は、十二月二十一日、ローゼンを招見して我が政府の所見を詳述し、特に韓國に關しては、その領土使用に關する制限の削除を重ねて主張し、又中立地帯に關しては、露國に於て之を滿韓に跨がらしむるに不同意なる以上は、韓國にも亦之を設けざるを至當とす論じ、中立地帯に關する條項は全部之を削除すべきことを改めて提議し、別に栗野をして右の趣旨を説明せる口上書をラムスドルフに手交して露國政府の速答を求めしめた。

この間に於ける露國の軍事行動

然るに露國は之に對し復た荏苒回答を爲さず、而してその間に於て、軍事行動のみは逐日歩を進めた。露國は當初より韓國に就ては結局全然之を我國に讓るの意であつたことは、前述の露國秘録

所載の在露都アバザ少將より在旅順ベゾブラゾフに送りたる六月十一日(二十四日)付電報中に記せる露帝の意思より推測し得られる。けれども、この讓歩は「歐露より送遣の我が軍隊が後貝加爾州へ到着せる上に非ずんば日本に通告せざるべきこと」とありて、即ち武力にて滿洲を固むるを先決方針としたものなることは察すべく、剩さへ、同秘録所載の同少將の十二月十六日(二十九日)付伏奏意見書には、「臣惟ふに、假に對日戰爭を避けんとするにしても、亦以て陛下の豫て計畫し給へる兵數は之を我が在極東陸軍力に急ぎ加ふるの必要を感ず。極東國民との間に平和を維持せんがためには、兵力の使用は要せずとするも兵力の實在は之を必要とす。臣の記憶する日本の諺に「強き者は劍を抜かず」とあるは、この場合に殊に適切の語なりとす」とあるが如き、如何に兵馬を背景とする囑喝主義を以て我れに臨まんとしたるかは察するに餘りある。

されば、當時露都に於ては引續き密かに動員を急施し、又極東増遣隊として曩に本國を發したる戦艦オスラピア以下巡洋艦三隻、驅逐艦七隻、水雷艇四隻、合計三萬七百有餘噸の艦隊は、十二月十九日を以てビゼルタに到着した。此に至りてウキツテ、ラムスドルフ等の平和説の如き、最早や宮廷主戦派の顧みる所とならない。否、謂ゆる平和派なるものも、今は開戦を避くるの道は唯だ戦

はずして日本を屈服せしむるの外に途なしと認むるに至り、即ち武力を以て日本を屈服せしめんと欲する主戦派から次第に同一徑路に引摺り込まれ、随つて同國外務省の如き、春りに外國に對して平和維持に對する皇帝の誠意なるものと、その最近の對日回答に於て日本に爲せる讓歩の多大なるとを吹聴し、以て時局の險惡に係る責任を擧げて専ら我國に轉嫁せしめんとするに腐心するやうになつた。要するに今や平和派も主戦派も、その戦備を背景とし我國を壓伏せんと企圖するに於て漸次その揆を一にするに至つたのである。露國の攻勢的態度既に斯く色彩の濃厚を呈し來つたから、當初より飽くまで平和に時局を解決せしむるの方針であつた我が政府も、今や萬一の場合に國家の位地を擁護して遺算ならしめんがため適當の畫策を講ずるの要を認め、十二月二十八日の臨時閣議となり、樞密院會議となり、次で諸般の須要勅令の公布となつた。

露帝主戦派に願使せらる

明くれば三十七年の一月、その一日に栗野より露國の内情に關する電報が小村の許に到達した。之に依れば、露國政府は今や主戦派をく勢を制し、時局の操縦は一にその掌中に歸し、露帝は全然

主戦派の願使の下に立つに至つたのである。曾て露國の外交官にして後に操觚者となり、「タン」紙の露都通信員たりしド シェルキングの著書に「ラムスドルフ伯は明かに對日戦争に反對で、之に就ては大なる勇氣と正直とを以て努力し、當時長文の意見書を皇帝に捧呈した。この意見書は、その後露國の有名なる革命黨員ブルツェフに依りて公表せられたが、之に依れば、伯は帝の寵臣ベゾブラゾフの采配を取れる鴨綠江木材會社の行動の如きものにて日本を挑發し又は煩惱せしむるの虞ある政策の危険至極なる所以を痛切に論明し、この政策にして持續せらるゝに於ては、自分は骸骨を乞ふの外なしとまで奏上した。帝はその辭職を許されず、從來の方針を改むべきを約し給ふたが、木材會社の活動は毫も減せずして遂に開戦となつた。ラムスドルフ伯が斯かる眞個の政治家的識見を有したのは一見奇に似たれども、伯とウキツテとの間に往復せる報告を見れば、その疑團は氷解せられる。ウキツテの偉大さはニコラス帝殆んど之を鑑識しなかつたが、ウキツテはラムスドルフの政策の筋書者で、常にラムスドルフの謀議に與かつた。ラムスドルフは常にウキツテの代辯者としてその衝に立つた」とあるが (A European Diplomat, *The Game of Diplomacy*, p. 136) 或はさうであつたかも知れない。而もウキツテ、ラムスドルフ等よしんば衷心國を憂へ、如何に時

局を平和に收拾するに熱心なりしとするも、薄志弱行の露帝をして毅然平和説に傾けしむるには、その勢力は餘りに微弱であつた。

露國の覆答

一月六日、ローゼンは漸く露國の覆答を小村に致した。この覆答は、露國の修正對案としてはその最後のもので、全文左の如くであつた。

露國對案第二條に關する日本政府の修正に對しては異議なしと雖も、露國政府は左の二ヶ條を維持するを必要と思考す。即ち

(一)は第五條原案にして、右は日本政府の既に同意せる所なり。その條文は次の如し。

韓國領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること、及び朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざること、を相互に約すること。

(二)は中立地帯に關する第六條なり(本條は日本政府に於ても均しく目的とする所たる「將來誤解を起し得べきものは總て之を除去するの目的」に出でたるものにして、例へば中央亞細亞

に於ける露英領地間にも亦同様の地帯あり)。

上記の條件にして同意せらるゝに於ては、露國政府は左の趣意の一ヶ條を本案協約に挿入することを承諾すべし。即ち

滿洲及びその沿岸は日本の利益範圍外なることを日本に於て承認すること。同時に露國は、滿洲の特定区域内に於て日本又はその他の國が清國との現行條約の下に獲得したる權利及び特權(但し居留地設定を除く)を享有することを阻礙せざるべきこと。

小村最後決心の臍を固む

露國はこの覆答に於て、韓國に關する露國の要求を日本に於て承諾するを條件として、始めて滿洲の特定區域に於て日本又はその他の國が清國との現行條約の下に獲得したる權利及び特權の享有を阻礙せざるべきを承認すと云ふのである。而もこの承認には、居留地設定禁止の制限あるのみならず、滿洲の領土保全に關しては何等言及する所が無い。抑も條約上の權利及び特權なるものは、領土保全と相俟つて終始するもので、領土保全の確約の伴はざる保障は、實際に於て何等の價値な

きこと論を俟たない。殊に滿洲の領土保全は、韓國の存立に對する緊要缺くべからざる保障なるに顧み、露國の覆答は依然協商の核心に毫も觸れて居らぬものである。將た又韓國に關する條項に至りても、露國は我國に承認するに僅に我が優越なる利益と行政改善を目的とする助言及び援助の權利を以てせるのみで、韓國領土の軍事的使用及び中立地帯の二點に關しては、彼は依然頑強にその主張を固執して渝らない。時の米國國務長官ジョン・ヘーの一月五日の日記に「露國は今や明かに日本に對し何等讓歩を爲さずと決意した。彼等——即ち時務を全然掌中に握るアレキシエフ及びベゾブラゾフ——は、今や日本を粉碎し、極東に於けるその位地を殲滅せしむるの時機到れりと思惟する。彼等は無論獨佛兩國より歐洲に後顧の憂なきの證言を得、而して我國よりは怖るべき何物をも有せずと確に考へて居つた」とあるが (Thayer, *Life and Letters of John Hay*, II, p. 370) 事實露國の態度には、最早や交讓妥協の誠意は毫も認めざるに至つた。

小村は露國の專横驕恣なる右の覆答を見、最早やこの上談判の餘地なしと斷じ、この意を閣議に語つた。が、國交斷絶には時機尙ほ少しく早いと見るべき事情もありて、廟議は今一應の折衝を爲すに利ありといふに傾いたので、小村は即ち我が根本の主義は飽くまで之を支持して動かさしめざる

の決心の下に意見書を草し、一月十二日の閣議及び御前會議に於て詳に之を述べた。その結果、政府は左の方針にて今一應露國の考量を促すことに一決した。

- 一。韓國に關しては毫も退讓の餘地なきが故に我が主張を固持し、その領土を軍略上の目的に使
用せざること及び中立地帯を設定することの條項は削除すること。
- 二。滿洲に於ては、居留地設定の制限を削除する外露國の提議を容れ、唯だ露國に於て滿洲の領
土保全の尊重を約する但書と、韓國及びその沿岸は露國の利益範圍外なることを承諾するの
一ヶ條を加へ、竝に日本は滿洲に於ける露國の特殊利益と之が保護上必要の處置を露國に於て取
り得ることを認むる條項を加へ、以て本協約の規定を相互的ならしむること。
- 三。居留地設定に關する制限を削除する理由は、日米兩國と清國との追加通商航海條約中に居留
地設定のことを約定せるが故なり。依てこの制限を削除し、居留地の設定は他國も既にその權
利を有し居るが故に、日本は他國と均等の取扱を受ければ可なる旨を露國に回答すること。
特に小村は右意見書の末段に於て「然れども之を從來の經過に徴するに、右の如くするも尙ほ露國
をして我が希望を容れしめんことは頗る困難で、到底その望なかるべく、加ふるにこの上時局の解

決を遷延せしむるは我方に取り頗る不利益であるから、若し露國政府に於て回答を遷延し、又は不満足なる回答を與ふるに於ては、我方はこの上交渉を繼續するも、我が穩當且無私なる提案、若くは極東に於て鞏固且恒久の平和を確定するに足るべき他の提案に對しても、露國政府の同意を得ること全然覺支ない。故に已むを得ず談判を打切り、同時に自らその侵迫を受けたる方面に向つて我が地歩を防衛し、竝に我が既得權及び正當利益を擁護するため最良と思惟する獨立の行動を採るの權利を保留する旨を露國政府に通告し、直ちに自衛のため必要なる手段を取るの外なからうと信ずる』との意を披露した。山雨將に到らんとして風樓に滿つるの概がある。

我が最終修正案

是に於てか小村は、翌十三日を以てローゼンに對し我が最終修正意見の趣旨を開陳した。ローゼンの回顧録に『小村男と予との會談は常に極めて冷靜且恭敬に行はれたが、而も或時、測らずも男は激し、予の男に向つて只今の御提案には露國は同意し能はざるべしと言へるに對し、男は“*But we might compel you.*”と答へ、男の眼は正に最後の決裁は濟めりと予に語るものゝ如くに見えた』(Rosen, I, p. 230)とあるのを假に事實なりとせば、事は一月に入つての形勢を叙せるものに係るから、或はこの日の會見に於ける光景であつたのであらう。

小村は同十三日別に栗野公使に電訓し、前述の我が最終修正意見に關する口上書をラムスドルフに交附せしめた。是と同時に、小村は栗野に十二日の我が御前會議の概況を内報し、併せて我が執るべき針路と決心とに關しては文武重臣の視る所全然同一なることを告げ、外交の運用と軍事の畫策と兩々相俟つて遺漏なき調和を保つるの最も緊切なるこの際に於て、同公使の今後の行動は一に右政府の廟謨と隨時發送せらるべき訓令に恪遵するを要する旨を訓示し、尙ほ同公使に於て上記の口上書を露國外相に手交するに方りては、之に何等の言説をも附加せざるべきは勿論、一己の資格を以て私見を吐露することすら之を慎み、萬一同外相より説明を求められたる點あるときは必ず政府の訓令を請ふべく、且又口上書提出の上は、政府より明示の訓令なき限り漫に先方の回答を督促するが如きことをも避け、ひたすら露國政府の態度を監視し、現下の危機に際して同國の執らんとする行動をば全力を盡して探知するに努むべきことを指示せる最も綿密なる訓令を與へた。用意周到で一絲紊れざる小村の外交戰術、宛がら家康の小牧の陣に臨めるの概がある。

雲霧來往愈々急

この間に於て露國政府は、日本その他の國が清國との現行條約の下に獲得したる權利及び特權の享有を阻礙せずと云へる一月六日付我國への回答と同意味の聲明を新に各國政府に致し、滿洲に關する大讓歩なるものを盛に誇張し、露帝及びラムスドルフは同國新年の賀正接見の際に於て駐露各國使臣に對し、露國は誠意誠心平和を希望し、飽くまで對日關係を圓滿に妥結するの意見なりと述べ、又内外の新聞紙を利用して同様の趣旨を廣く喧傳せしむるに汲々とした。ローゼンは前述の小村との會見に於て、小村の眉間に一大決心の閃けるを直覺し、即夜ラムスドルフに時局の重大なるを急報し、併せて露國政府にしてこの際開戦を避くる唯一の機會を支持せんとせば、須らく一八九八年（明治三十一年）三月の日本政府の提案、即ち露國の韓國に對する主張を全然拋棄することの案を改めて提出するの絶對必要なことを電稟した。けれどもラムスドルフは、之に一顧を拂はなかつたらしく、ローゼンに對しては之に關する何等の返電も無かつた由である。而して露國政府の我方に對する折衝振りに於ては、依然何等誠意誠心の存するを認むるに由なく、單に荏苒日子を遷

延せしめ、その間に軍略上優勢の地歩を固むるの外餘念なかつた。

狀勢既に斯の如くであつたから、我方にありても、緩急に處する對策を立つるに就て瞬時も遅るるを許さなくなつた。一月二十三日、小村は栗野に簡單なる訓令を發し、ラムスドルフに對して我が最近の口上書に對する露國の回答は大凡如何なる性質のもので、且大凡何日頃に之を期待し得べきやを問はしめた。越えて二十六日、更に同外相に對して、日本政府は現下の時局をこの上遷延せしむるは益々その重大性を加重する所以なりと認め、速に露國の回答に接せんことを切望するが、その回答は何日頃我方に致さるべきかを豫め承知するを得ば仕合に存すと述べしめた。

その同じ日、即ち一月二十六日（露曆十三日）、ラムスドルフはアレキシエフに對し要領左の如き數ヶ條の諮問を發し、その答申を徴した（露國參謀本部編纂、佛文『露日戰史』第一卷、第八五頁乃至第八七頁參照）。

（一）露日兩國間の現下の争點は、日本に於て讓歩せざるものとし、之を干戈に訴ふるの危険を冒すに値するか。

（二）假に然りとすも、この上平和的に時局を解決せんがため交渉を持続するの餘地なきか。

(三)假に平和的解決の見込なしとし、戦端は日本をして開かしめ、侵略の責任を日本に嫁するの方針が有利に非ざるか。

(以下第四項乃至第六項略す)

アレキシエフは是より先き同月十七日(露曆一月四日)、露都極東特別委員會宛「……若し我が露國にして日本の最終提案に對して讓歩の色を示さば、全東洋の眼の前に我國の威信を甚だしく毀傷すると同時に、日本の鼻息を頗る増長せしむるの結果となるべしと信ず」と電稟したるが(露日戰史)同上第八三頁)、右の諮問に對しても同月二十九日を以て頗る強硬の答申を爲し、飽くまで威喝的態度を以て日本に對すべしとの意を愆瀆する所あつた。

他方に於て、二十六日の栗野の質問に對するラムスドルフの返答は、海陸兩相その他の關係官は時局問題討議のため一月二十八日を以て會合し、その決議を皇帝に上奏して裁可を請ふ筈であると云へる外要領を得ない。而して彼は逆まに栗野に對し、日本は多數の軍隊、軍器、軍需品を韓國に派遣せるが如しと云ひ、之に關する説明を求めた。小村は二十八日を以て栗野に發せる電訓中に於て速にラムスドルフに會見し、本國政府の訓令として右の所報を明確に否定し、反對に露國軍隊が

韓國の國境に集中しつゝありとの報道の實否を突止むべしと命じ、別に栗野一己の心得までに一月二十八日の露國大臣會議決議の性質如何を承知し得べきか、將た又露國の回答は大凡幾日頃に與へらるべきか、大凡の日取を指示さるべきか否かを尋問すべしと命じた。栗野の之に對する電報の冒頭に曰く、「ラムスドルフ伯は我が説明に満足せり。鴨綠江附近に於ける露軍集中の件に就ては伯は之を信ぜずして、この種の新聞報道は頗る遺憾とすと云はれたり」と。即ち我方は韓國に我が軍隊、軍器、軍需品を派送せりとの所報を明確に否認したるに、彼の答ふる所は、單に露兵の韓境集中を自身は信ぜずと述べたに過ぎないで、事實の存否如何に就ては別に何等確言しなかつたのである。これは必しも重要な争點ではないとするも、亦以て我が政府の正直と露國政府の狡さ加減を示せし一證である。次に曰く、「伯は會議の結果は議決として皇帝に奏上するものに非ず、關係大臣に於て各自本件に就て皇帝に引見せらるゝ次第に付、それ迄は何事も確言するを得ず……アレキシエフ大公及び海軍大臣は來週月曜日(二月一日)に、陸軍大臣及び伯自身は火曜日(二月二日)に陛下に謁見すべく、而して火曜日は露國の回答をアレキシエフ總督まで送致するを得るならんと思料す」と。その言を左右に託して徒らに回答の遷延を努むるの狀歴々見るべきである。

抑も一月二十八日の露國大臣會議の真相は如何。當時の大臣會議議長ウキツテが後日人に語れる所として傳へられた所は左の如くである。

「一月二十八日、露帝は陸海軍外務の三大臣を召され、アレキシス大司會の下に特別會議を開かれた。露國は北緯三十九度にて中立地帯を設くるの議を提し、日本は之を拒絶した。露國は今やこの好ましからざる條項を撤回して日本の意思を尊重すべきか否か問題となつた。和戦は係つてその解決如何にあつたので、會議は慎重に討議し、結局之を削除して新に一協商案を起草することに殆んど全會一致した。獨り異議を唱へたのはアバサである。己れの商賣關係のみに腐心せる彼は、該條項を依然存せしめ、唯だ中立地帯の境界を鴨綠江流域に改むべしと云つた。東京政府は到底之に同意すべくもあらず、而して之に同意せずとならば、開戦の危険は目前にあるから、會議はアバサの説を否決した。然るに彼は容易に黙從せず、密かに帝に謁し、大公以下諸大臣皆己れの説に同意なる旨を内奏し、併せて念のためアレキシエフ總督の意見を徴するの允許を乞ふた。彼はこの允許を得、そのアレキシエフへの照電中に於て、伴つて右の意見は帝の歡意に由る旨を附記した。アレキシエフは右の歡意といへるに迎合し、同感の旨を電奏した。アバサは

之を齎して日本公使栗野男を訪ひ、告ぐるに露國政府の強硬態度を以てし、欺いて遂に時局を開戦に驅つたのである。當時露帝が如何に帝職を解し、如何にその外務大臣を遇せしかを示すべき尙ほ他の一例がある。帝は或時、一の密電をアレキシエフ總督に發した。この密電は、ラムスドルフは開戦後餘ほど久しき間全く知らなかつたものであるが、而も北は豆滿江上、西は鴨綠江に於ける露國の利權地域に境する迄の韓國領土を擧げて日本に讓歩せんとの意を示せる重要なもので、帝は之を東京、京城、北京の各駐劄公使に移電すべき旨をアレキシエフに命ぜられた。が、總督は遂に之を移電しなかつた。若しこの密電がラムスドルフの手を通ぜしならんには、如何に好感を關係國政府に與へしぞ。」(Dr. Dillon, *The Eclipse of Russia*, pp. 285—287)

露國の當年の宮廷外交の弊竇眞に驚かざらんとするも得ない。されど我が對手は露國政府である。露國政府既に遷延我を釣り、誠意を以て我に對しない。是に於てか小村は一月三十日を以て栗野に對し、速にラムスドルフに會見を求め、我が政府に於ては成るべく露國の指定せる二月二日以前にその回答を得んことを希望するも、その到底不可能なるが如くに見ゆるに就ては、果して二月二日には露國の回答に接するを得べきか、若し否らずとせば何日を以て期待し得べきか、その確たる日

取を承知したし、と公然尋ねべき旨を命じた。栗野は翌三十一日夕刻ラムスドルフに會見し、この訓令を執行した。ラムスドルフは答へて曰く、「自分は現下の時局の重大なるを充分に領知し、又成るべく速に回答を發することを確に希望して居る。けれども問題は頗る重大であるから、輕々に之を處すべきでない。しかのみならず、關係各大臣並にアレキシエフ總督の意見を調和せしむるの必要もあるので、自然に遅延した。回答發送の日取は一に皇帝陛下の聖斷に依るものであるから、正確に告ぐることは不可能である」と。

斯の如く我が最終意見の提議があつた以來既に三週日に垂んとし、而してその間我方より一再督促を試むるありしに拘らず、露國政府は更に回答を爲さざるのみならず、その回答を爲すの日取をすら示さない。而してこの間に於ける露國の軍事行動は日に急調を加ふるのみであつた。即ち一月下旬に入りて後は、露國外務大臣の事實不可信と公然否定したるに拘らず、旅順及び遼陽方面よりは有力の部隊と巨量の軍需品は陸續鴨綠江方面に輸送せられ、極東諸州及び西比利の團隊には新に動員令下り、滿洲一帯に戒嚴令は布かれ、二月三日浦鹽軍港知事は、政府の命令に依り何時にても戒嚴令を實施し得るに至りたりとの理由で、在留本邦人にハバロフスクへ退去の準備を爲さんこと

を同地駐在帝國貿易事務官に要求し、旅順に於ける露國艦隊の主力は、修繕中に屬する一戦艦を留むる外、悉く外洋に遊弋し、戰鬪の用意萬端既に整備した。剩さへ露帝はアレキシエフへ「日本艦隊にして若し韓國の西方に於て北緯三十八度以北に進航するあらば、日本艦隊よりの第一砲彈を俟たず、我より彼に襲撃を加へて可なり」との電命をも下した (Dillon, p. 288)。事既に此に至る、この以上日子を空過せば、我國は遂に恢復し能はざる不利の地位に陥るべきは必然である。乃ち我國の執るべ唯一の道は、已むを得ず露國との交渉を斷ち、獨力を以て國家の存立に避くべからざる須要の行動に出づるの外に無い。雲霧來往愈々急となつた。

第三項 交渉の打切り

露國の囑喝政策

我國が滿韓地方に係る日露兩國の利害接觸を友誼的に調節協定せんことを期し、三十六年七月二十八日を以て露國政府に對する交渉の端緒を開きし以來、半歳の久しきに亘りて我方は終始妥協的

に折衝を試み、以て露國の曩に聲明したる主義を公然約保せしめんとしたが、露國は一方に於ては常に我が提案に故障を挟み、若くは漫に回答を遷延せしめて故意に曠日彌久の策に出で、而して他の一方に於ては盛んに陸海の軍容を張り、日に月に攻勢を執つて憚らなかつた。要するに露國政府、殊にその主戦派は、當初より誠意を以て我が交渉を迎へず、一に牴牾と齟齬とを背景として我國を囂喝し、唯だそれ囂喝を以て臨まば日本は遂に蒸縮退却すべしと、初めより多寡を括り傲然と構へて居つたのである。

開戦に先だつ兩三ヶ月前、露國政府筋に於て蒐集したる我國の陸軍兵力に關する情報中、日本軍の動員總數の豫想をば

クロバトキン將軍の計算	三〇四、〇〇〇
スーヴォロフ大佐の計算	五〇〇、〇〇〇
佛國筋の計算	五八四、〇〇〇
ルーシヌ中佐の計算	六三四、〇〇〇

又戦線に出動せしめ得べき兵員の總數豫想は

ヴァンノヴスキー大佐の計算	一一〇、〇〇〇乃至一二〇、〇〇〇
クロバトキン將軍の計算	一五〇、〇〇〇乃至二一〇、〇〇〇
スーヴォロフ大佐の計算	二二八、〇〇〇
佛國筋の計算	二六八、〇〇〇
英國筋の計算	二一四、〇〇〇
獨逸ゼツペレン伯の計算	三八七、〇〇〇

とありしを綜合取捨し、露國參謀本部は開戦の場合に我國の出動せしめ得べき兵力の最大限度を歩兵百五十六箇大隊、騎兵五十六箇中隊、大砲六百八十四門、工兵十三箇大隊と算し、豫備兵の如きは之を眼中に置かず、大體動員總數三十二萬、戦線に立たしめ得る最大限度二十五萬と打算したものである。(『露日戦史』第一卷、第五四一頁参照)。甚しき誤算ではないか。

海軍に就ても、露國海軍將校にして極東に駐在し我國の實情を比較的能く理解する地位にありし者すら、我が海軍の實力をば甚しく輕視する風であつた。開戦の前年の三十六年四月、神戸沖にて我が大觀艦式の舉行ありたる折、露國巡洋艦アスコルトは特に參觀のため旅順より來神したるが、

當時會々新に本邦に着任したる露國公使ローゼンが同艦を訪問し、艦長グランマツチコフ大佐と雑談の餘、その日本海軍に對する所感如何を質したるに、同大佐は「日本海軍の物質的部分は至れり盡せりである。が、艦の操縦には將卒果して合格すべきや疑はし」と答へたとある。ローゼンはこの事實を記したる末「斯く敵國の兵力及び能力を輕視し、眇たる日本安んぞ露國の大に手向ひし得んやと横柄に構へて居つたことは、實に我が敗戦の有力なる一原因であつた」と云へるが(Rosen, I. p. 213)、餘事は暫く措き、露國の海軍専門家が日本海軍は器機備はるも人の技能に缺くと觀察したるが如き、如何にその誤斷なりしかを知るべくきである。

斯かる誤斷よりして、露國當局者は啗喝以て日本を脅伏せしめ得べしとの一層の誤斷を爲して氣付かなかつた。乃ち同年九月、露帝の伯林を訪ひ、歸途十二月の初めまでダラムスタットに行在し居れる際、獨帝は書を寄せて極東の形勢急調を呈し來りしことを注意したるに、露帝は「朕は戰を欲せず、故に開戦の懸念なし」と答へたとあるが、意は、朕にして開戦せざる限り、日本は開戦を決行し得るものに非ずとの意を寓示したものであらう。露帝の意既にそうであつたから、周圍の主戰派面々が日本は一喝忽ち脅伏すべしと推量し、この誤算の下に百事を畫策したのは疑ふべくもな

50

我方の警戒

我が政府は露國のこの態度に對し、萬一の場合を慮りて豫め備ふる所あつた。三十六年の十二月二十八日、政府は臨時閣議を開き、又樞密院會議を求め、その結果として緊急支出の勅令、戰時大本營條例、軍事參議院條例、京釜鐵道速成令、臺灣居住人の戰時召集令は同日公布せられ、亞爾然丁國所有の巡洋艦二隻(日進、春日)の購入契約も亦同日倫敦で成立した。

已にして三十七年の一月十三日、小村は前項述べたるが如く、栗野に電訓して我が最終修正意見に關する口上書を露國政府へ提出せしめたるに、その返答頗る不得要領で、同政府の無誠意、無誠心は既に毫髮の疑が無かつた。翌十四日、野津、奥の兩陸軍大將、及び井上海軍大將は軍事參議官に補せられ、之に山縣大山の二元帥、山本海軍大臣、寺内陸軍大臣、及び伊東軍令部長を加へて軍事參議院は組織せられ、越えて二十二日には海面防禦令、二十三日には鐵道軍事使用令が公布せられた。

斯かる間に局面は日一日と緊張し、二月に入りては最早や瞬時の警戒を緩うするを許さない。二月三日、桂と小村は伊藤、山縣、井上、松方の諸元老と凝議し、翌四日には臨時内閣會議、次では元老閣臣の御前會議あり。その際既定の廟議を追へる一の重要決議案を小村は提出した。その要旨は、「目下の形勢は急速に時局を解決するの必要があるので、政府は曩に最終提議を爲せしより以來數次露國に回答を促した。然るに露國は言を左右に托して未だ何等の回答を與へず、又之を與ふべき期日をすら指定しない。蓋し露國當路者は、この期間を利用して表面頻りに平和を唱道し、大に讓歩の説を流布して他國の同情を買ひつゝ裏面には密かに滿洲に於ける兵備を嚴にし、或は恐黃熱を煽動して列國の同情を我國より奪はんとするので、要するに露國は誠心誠意我國と妥協するの意なく、自己の利益のために回答を遷延せしむるのである。若しこの上時日を空過するに於ては、我が外交軍事共に取返へしのかぬ大不利に陥るべきこと疑を容れない。事是に至りては實に止むを得ぬから、我方はこの上談判を繼續するも妥協に至るの望なき故に之を斷絶し、自衛のため竝に我が既得權及び正當利益を擁護するため必要と認むる獨立の行動を取るべきことを露國政府に通告し、併せて軍事行動を執ることを緊要なりと思考する」といふのである。一同之に賛し、次で聖裁を得た。鐵錘遂に落ち、百事此に決した。

獨立行動及び國交斷絶の宣明

翌五日、小村は栗野に對し、現下の時局をこの上遷延せしむるは忍容し能はざる所であるから、政府は懸案の談判を打切り、露國のために侵迫せられたる我が位地を防衛し竝に我が既得權利及び正當利益を擁護せんがため必要と認むる獨立行動を採るの權利を留保する旨を記したる公文と、併せて國交斷絶、公使館撤退に關する公文を電送し、之を露國外務大臣に提示すべき旨を電訓した。栗野は六日右訓令を執行し、越えて十日、公使館員及び留學生を率ゐて露都を引揚げた。

ローゼン公使の歸國挿話

他の一方に於て、小村は栗野の露國政府へ前記の公文を提出すると同じ時刻、即ち二月六日の午後四時を期し、ローゼン公使に來省を求め、その到るや、告ぐるに我が政府の決意を以てし、併せて彼に帝都撤退のことを要求した。聽き終りてローゼンは椅子より立ち、肅然事の此に至れるを深

く遺憾とする旨を述べ、定例の挨拶を簡単に交換して辭去した。ローゼンは小村との折衝中にありて稍々我が政府の態度を正解し居りしが如く、即ちデロンが「彼は再三本國政府へ警告を送り、今に於て全然方針を一變するに非ずんば日本との戦争は避くべからずと痛切に稟議したが、これ等の豫言に對し露帝は憚られず、或時はその一報告の端に咎責の意を認めて外相に却下せられたることもある。爾來ローゼンは曠日彌久の忠僕として身を委ねた」(Dillon, p. 284)と記せるは事實のやうで、國家浮沈の際に處する駐外使臣の苦衷亦察すべきである。而も事此に至る、使臣としては最早や盡すべきの道が無い。彼は十一日公使館を閉鎖し、翌日横濱解纜の佛國郵船に搭乘して歸國の途に着くことゝなつた。ローゼンは個人としては寧ろ温厚の君子で、帝都の外交團にありて徳望厚く、隨つて今その已むなく歸國するに際し、彼を識れる内外人は勿論、親しく相識らざる我が一般國民も亦同情を彼に注ぐを吝まなかつた。殊にその撤退の前日、我が昭憲皇太后陛下には特に女官を露國公使館に遣され、ローゼン夫人に令旨を賜ひ、

「今次不幸にして日露兩國の和親破らるゝに至りたるを以て、公然の資格に於て往復する能はざるも、夫人とは年來懇親を重ねたるが故に、女性之情として今默視する能はず、故に侍臣を通じて送別の辭を達し、且兩國の交際舊に復するの日に於て再び夫人の歸來を待つの意を致す」と宣まはせられ、同時に御餞別として銀製の花瓶一對の御下賜があつた。ローゼン夫人はこの令旨を拜し、國交斷絶後尙ほ且斯かる殊恩の降れるに深く感激し、涕泣して暫くは拜答の辭を述ぶる能はざりしとぞ。

ローゼンの帝都撤退の光景は、事彼の一身に係るに過ぎぬけれども、後年の世界大戰勃發の際に於ける歐洲各都の使臣撤退始末に對比し、如何に開戦と共に民心激昂するの際に於てすら、我國が敵國使臣に對し尙ほ且懇懃恭敬の意を致し禮を盡すの美性を發揮するかを中外に示す一端として、之を略叙すること必ずしも徒事であるまいと思ふ。而も自畫自讚は之を避け、専らローゼン彼れ自身をして之を語らしむるの公平なるに若くまい。

「吾等の出發は十一日の午後十一時と定められた。同日午前、予の多年の親友にして同僚たる白耳義公使ダヌタン男は伊藤侯の使命を帯びて來訪し、侯の公職上親しく來りて別辭を述ぶる能はざるを遺憾とし、他日國交恢復を得て再見の日速に到らんことを切望する旨を傳へた。次で舊友の榎本子の來訪があつた。子は病を郊外に養ひつゝあつたが、この日特に病牀を出で、存命中に

最後の告別を致し置かんとて、病を押して親しく來駕せられたのである。

「愈々當夜十一時、馬車數輛及び護衛兵一隊我が公使館に到つたので、即ち新橋驛へと馳せた。街道には騎兵一箇中隊堵列し、侮辱若くは迫害に對し吾等を保護する凡ゆる警備手段は執られ、停車場の入口には軍隊は遠き圓形を作りて護衛し、公人の車輛以外には何人をも近寄せず、プラツトホームには外交團全部の外、宮中の高官及び諸夫人吾等を待受け、慇懃に別辭を舒した。

「吾等の特別列車は夜半に横濱に着した。而して吾等の安全に對する日本政府の警戒は東京に於けると同様に用意周到で、停車場より埠頭までは縣廳差廻しの馬車にて送られ、無事佛國郵船ヤルラ號に搭乘するを得た。

「これ實に仁俠なる日本が敵國の代表者に對して致せる送別の禮である。知らず世界は爾後果して向上したるや否や」(Rosen, I, p. 233)

ローゼンは尙ほ船の神戸に寄港せる際に兵庫縣廳の彼に表せる好意を記し、又在東京ニコライ教會堂が戦時中何等迫害に遭はず、教會附屬學校に於ける露語の教授すら何等干渉を受けざりし事實を擧げ、日本の政府及び國民の對敵人態度の武士的なるを噴々賞揚した。

斯くして彼は無事歸國した。而して露帝に謁して型の如く使命を奏上した。その際彼は前述の我が皇后陛下より贈け給へる銀製花瓶の拜領のことを奏し、「臣の今日特にこの儀を奏上する所以は餘の儀に候はず、仄に聞く、臣の友人中には、臣が東京駐劄中開戦の危機を故さら露都政府に秘して報告せざりしといふを日本政府に於ては深く徳とし、その報酬として日本皇帝は臣に黄金製の食器一揃を贈りたりとこのことを言ひ觸らす者ありと。これ特に臣が陛下の睿聞を瀆す所以にて候」と云へるに、露帝には笑つて「黄金製の食器受領云々のことは朕の耳にも入らぬではなかつた。が、朕は一笑に附して顧みなかつた。卿毫も憂ふるを須ゐず、日本皇后陛下よりの花瓶は卿の夫人當然之を受けて可なり」と宣まへりとある (Ibid., I, p. 246)。露國當年の官僚界の心理を語る一珍話たるを失はない。

第四項 交渉打切り前に於ける列國との關係

第三國干渉防遏の苦心

是より先き日露の交渉漸く行詰りとなり、極東の水平線上一抹の妖雲低迷するや、歐米列國は前途の霽暗如何に甚大の注意を拂ひ、隨つて列國の態度及び輿論の趨向は、時局を左右するに就て重要な素因となつた。小村は之に對し周密の監視を怠らざりしのみならず、局面の推移と共に列國の向背を有利に操縦するに就て、その外交運用に一段の手練を示した。特に懸案の交渉を日露兩國の間に限局し、第三國の干渉を未前に防遏して我國を外交上不利の地位に陥らしむること勿らしめたのは、彼の取別け苦心の存したる所であつた。蓋し極東に利害關係を有する列國中、英米二國は朝野殆んど擧つて初めより我國に厚き同情を有せしに鑑み、之に對しては益々意思の疏通を計りてその同情を一層鞏固ならしめ、別して英國に對しては、萬一の場合に同盟協約活用の確保を期するの要ありしは勿論、獨佛その他の友邦に對しても、形勢の推移に應じ適當の範圍及び方法に於て隨時時局の真相と之に對する我が態度を誤解なからしむるに勗め、依つて以て我れに不利なる行動に出づるが如きを豫防するの要あつたことは辯を俟たない。この須要方針の下に小村の英米獨佛諸國に對して執りたる外交上の措置は、事の最早や機密を離れて歴史に入れりと思はるゝ範圍に於て叙すれば、概要左の如くであつた。

英米兩國との諒解

先づ以て英國に對しては、小村は日露交渉開始に關する前年七月の内談の徑路を追ひ、爾後隨時に交渉經過を通報して怠らなかつた。故に英國政府は終始我が立場を諒とし、その國論は翕然好意を我國に寄せた。殊に同政府は、問題を日露兩國間に限局せんと欲する我が希望に顧み、終始超然たる態度を嚴守して渝るなかりしと共に、時には有益なる情報を我が參考に供して吝まなかつた。露國が智利戰艦の買収を企つるに際し、英國が突如機先を制して之を買収したるが如き、その動機の如何を問はず、我國に對する誠意の一表現であつたに相違ない。

殊に小村は、日露交渉に對する第三國の干渉は、その如何なる性質及び方法を問はず露國の利益に歸し、我國は外交上極めて不利の地位に陥るを免れずとの見地から、之を未前に防遏するを緊切なりと認め、この意を英國政府に通じ、その深き諒解を握つた。その後彼は、佛國外務當局者が後段述ぶるが如く日露兩國の間に調停を試みんと畫策する所あるを聞知するや、更に英國側に對し、露國の目的は曠日彌久の間に戦備を充實せしむるにあること、この際第三國の調停は露國をして右

の目的を達せしむるに便宜を與ふるの外何等の効果なかるべきのみならず、この上不當に時局を遷延せしむるに於ては、我國は遂に露國の指令する儘の條件に屈從するの餘儀なきに陥るの虞あることを切言したるに、英國政府は依然調停問題に對し超然不關の態度を持して渝はらざる旨を重ねて證言した。當時露國の主戦派は、日露衝突の趨勢を以て英國の陰謀鼓吹の致す所と爲し、密かに英國に對する敵愾心の挑發を試み、その平和派に屬せる外相ラムズドルフは暗にこの形勢を利用し、英國を促して日露の間に調停を行はしめんと苦心した。この情報に接したる小村は、我國はその從來の態度を依然固執して移らざるべきことを英國筋に言明し、殊に露國には現に二個の朋黨ありて互に權勢を争ひつゝあること、その甲黨にして今日勢を制するありとするも、明日は乙黨の勝を見ることがあるべく、隨つて假にラムズドルフにして調停の手續を整へ得るとするも、調停進行中主戦派は勢力を盛返へし、平和派の畫策を水泡に歸せしむることなきを保せず、隨つて第三國政府に於て調停問題に關し假に別國より交渉を受くることありとするも、その超然局外に立たれんことは我方の切望する所なること等の意を以て關係方面の諒解を得た。されば、その後露佛兩國に於て密かに英國を動かし、調停的妥協に盡力せしめんと試みし模様もあつたが、英國筋にては我が希望と相

容れざる行動は常に之を避けた。即ち二月二日、同國上院に於て自由黨の一議員が「英國政府は日露兩國に勸め、平和的解決に至らしめんがため、熱心且鄭寧に友誼的斡旋を既に該兩國政府に與へられたることならんと信ず」と演述したるに、外相ランズダウンは「本政府は未だ曾て斡旋の依頼を受けたことない。而して兩當事國中少なくともその一方が、この際斡旋を希望するの意思なき旨を明白に表示したことは公然の秘密に屬する。當事國に於て斡旋を希望すと信すべき理由なき限り、之に對し斡旋の申込を爲すは望しくない」と答辯したるが如き、以て英國政府の調停問題に關する態度を知るに足るものであつた。

越えて二月五日、我が政府の對露交渉を斷絶するや、小村は直ちにその趣旨を詳細英國政府に通牒し、併せて時局の責任は全然露國に在ること、我が政府は葛籐を日露兩國の間に限局せんことを熱望すること、第三國の干渉はその形式及び名義の如何を問はず英國政府に於て之を防遏するに最善の努力を施されんことを切望すること等を披瀝したるに、同政府は誠實に我が希望を諒承した。而して程なく戦端の開かるゝや、英國にては我が劈頭第一の戦勝に對し宛然自國のそれを悦ぶが如き感を以て欣喜した。尤もその間にありて、露國との疎隔を憂ふることの深きエドワード王には、

自己の對露態度に就て露國側の疑惑を打消さしめんとするに苦心し、日露開戦後間もなく英京を辭して歸國せんとする露國大使ベンケンドルフを引見せる折、英國の嚴に公正なる態度より離れざること、英國が日本を鼓吹し若くは日本に直接の援助を與ふるが如き風説の全然事實無根なることを語り、之を親しく露帝に報告せんことを委囑し、又同年四月、エドワード王の丁抹王室を訪へる折、或日同國駐劄露國公使イスウォルスキーを引見し、告ぐるに日露の開戦が自己の英露接近計畫の實行を妨げたること、英國政府は日本の態度を緩和せしむるに就て盡力したるも、日本は條理に耳を藉さず、その對露爭議の解決に向つて英國の掣肘するなきを要求したること等を以てし、甚しきは、當時露國が儼たる國際條約を無視して黒海艦隊のダルダネルス通峽を決行せんと企圖したるに、エドワードは英露接近を希望する大局上、この舉措を默過せんとしたる態度を一時示したことあるが如き、即ち國運を賭して對露戰爭に驀進せる我國の盟邦の君主として、我國より視れば多少議すべきの點なきにしも非ずであつたが、それは暫くエドワードその人の私見に止まるとし、英國の政府としては、厚き同情を以て我が對露開戦を迎へたこと、明瞭に認め得られた。

次に、米國は夙に清國に於ける現状維持及び機會均等主義を提唱し、北清事變以來極東問題に關

しては常に日英兩國と同一歩調を執りて露國に對抗した關係もある。加ふるに米國は、滿洲に關する露國の背信的態度に對しては少なからず惡感を抱いた。米國の輿論は滿洲に於ける露國の行動を以て清國分割の端と爲し、且日本に對する重大なる脅威と認め、隨つて我國が自衛のため、又米國の對清政策の骨子として内外に宣明せる清國の領土保全及び機會均等主義の維持のため、直接露國と交渉を開いたのを頗る多とし、殊に米國政府が前年の初夏以來、日英兩國と協戮して漸く成立せしめたる滿洲市港の開放に關する對清條約に至りても、その實行の擧否は一に日露交渉の成行如何に係る譯であつたので、自然日露交渉の進行に對し甚大の注意を拂つた。されば該交渉の前途漸く險惡の兆候を呈し、日露兩國の關係次第に切迫し來るや、米國民の同情が靡然我國に傾倒するに至つたのも偶然でなかつた。

勿論仔細に検討すれば、米國は一七七五年の獨立戰爭、一八一二年の英米戰爭、一八六一年の南北戰爭に於て、間接に露國の援助を受けたといふ關係もあるから、米國人中には之を徳とし、露國に對し歴史的交情を云爲する者は當時相應にあつた。且時の在華府露國大使カシニーは、開戦後次第に任國の輿望を失ひ、遂に自ら乞ふて米國を去り西班牙に轉任したといふ事情もあるが、開戦の

前後に於ては、華府駐劄の筆頭使臣として尙ほ勢力あり、殊に日清戦役の當時北京に駐劄して遼東還附の干渉に與かり、次で旅順大連の租借條約を締結したる功績は、延いて陰然重きを外交界に成し、その威勢侮り難きものがあつた。將た又露國は米國の百貨の好市場であるのみならず、米國の富豪巨縉にして露國の名門貴族との間に姻戚關係を有する者も少なくなかつたから、米國上流社會の露國人との親善は往々意表の外に出づるものがある。随つて斯かる歴史的、交際的、商利的、將た姻戚的の諸關係に於て、米國人中に露國に對し同情を寄せた者は決して少なくはなかつた。けれどもその多數を問へば、概ね我國の態度を是認せざるはなく、現に三十七年一月の初め、同國知名の一新聞記者の我が高平公使と偶然の談話中に於て、若し華府の市民をして試みに一般投票に依り日露問題に對する各自の意見を發表せしむるありとせば、蓋し千人中に一人の露國同情者をすら見出すこと難かるべく、自分の知れる兩院議員の説に依れば、國內各州の輿論も亦同様なるが如し、と云つたこともある。米國の輿論は確に我が對露態度の穩當且隱忍を賞揚するに傾いた。

されば、ローゼン公使の十二月に入り露國の修正對案を小村に提出し、之に對する我が政府の方針決定するや、小村は米國政府へ日露交渉開始以來の經過の概要を内報し、且その常に平和に卷々

とし、列國の正當利益を尊重するに汲々たる我が政府のこの際に於ける方針が米國政府の同情を得んことは我方の切望する所なりと述べたるに、米國政府は日本が平和のために心力を傾注するの大なるを見て深く満足すとの旨を言明した。次で小村は米國政府に向つて第三國よりの萬一の調停に對する我が態度を豫め内牒し、併せて我が政府は平和的政策を恪守し、今後も亦同様なるも、露國現下の目的は、輓近海陸兩道に由り不斷に兵力を増加しつゝあるの事實に徴し、要は海陸の戰備を充實せんがために曠日彌久の策を執るにあること、露國はこの目的を達せんがためには、或は我が政府の促したるが如くその態度を再考するを絶対に拒斥せずして、却つて一應は有理に聞ゆる新提議を試むることあるべく、將た或は満足なる條件を基礎として日本と妥協を遂ぐるの誠意なく、徒らに第三國の調停を誘致するに至らんも知る可らざること、我が政府の行動は獨り自衛のためのみではなくして、曩に列國、就中日英米三國の對清政策の根本原則と宣言したる清國の領土保全、及び清國に於ける列國商業上の機會均等維持に至大の關係を有する列國一般の利益をも同時に防衛するものなること等を充分に開陳した。

米國國務長官ヂヨン　ヘーは之に答へて我が政府の趣旨の存する所を深く諒とする旨を語り、且

在華府佛國大使より平和のために調停を試むるの可否に關し意見を問はれたるも、彼は日露兩國共に應ぜざるべしとの理由を以てその不可能なるべきを答へたと言明した。その後小村は、我が政府が清國政府に對し日露衝突の場合に局外中立の位地に立つべき旨を勸告したる旨を同國務長官に内告したるに、彼は我が政府のこの措置を以て極めて賢明にして、文明全世界の同情を博すべしとて、大に満足の意を表した。蓋し日露衝突の危機漸く切迫するに際し、米國政府は兩國開戦の清國に及ぼす影響に關して密かに憂惧し、在華府清國公使に對して清國は右様の場合に於ては宜しく自重し、専ら國內秩序の維持と西北邊境に對する露國の侵襲に備ふるを主とすべし、との勸告を致したる次第もある。随つて日露開戦の場合に於ける清國の態度に關し我が政府の執らんと欲する方針は、全然米國政府の希望に投合し、一層米國の同情を博するに至つたこと怪むに足らない。現に國務長官の當時高平に對し、今回の日露交渉に於ける日本の態度を見るに、苟も穩當の讓歩は之を爲すに躊躇せざると同時に、自國の安危に關する點に就ては斷然その主張を固持して譲らず、その公明にして堅實なる談判振りは、他國には勿論、米國の外交史上に於ても未だ曾てその例を見ず、とまで激賞したるが如き、必しも一片の空談辭ではなかつた。

獨逸への説明

轉じて獨逸を見るに、恰も日露交渉の酣なりし十月下旬、當時ダムスタットに行在中なりし露帝の近くウイズバーデンに於て獨帝と會見するとの情報ありしに顧み、小村は兩帝の右會見前に豫め日露交渉に關する我が態度を内密に獨帝に通ぜしめ置くを得策なりと認め、在伯林井上公使に訓令して獨逸宰相に對し、我が政府の主要目的と希望とは極東に於ける鞏固且永續的なる平和の期成に外ならず、我が政府はその緊切利益を擁護する場合の外、決してこの目的より逸出することなかるべしと確言せしめ、進んで我が政府の露國に對して交渉を提議するに至れる要旨と我が提案の要領を告げ、獨逸政府に於てこの提議を以て事を平和的に解決せんとする我國の希望を最も明確に立證するものと認めらるべきを期待して疑はずとの旨を陳述せしめた。之に對し獨逸宰相は、獨逸は日露交渉問題に對し依然嚴正中立の態度を持して變せず、獨逸が日本に對して友好の感情を抱くは猶ほ露國に對すると異ならずと言明した。

獨露兩帝のウイズバーデンの會見は、その後豫期の如くに行はれた。而してその際、露帝は平和

を維持する意見を言明し、獨帝も亦極東問題は日露兩國間に於て之を解決し得べしと信するので、獨逸は進んで之に干與するの要あるを見ずと述べしやに傳へられた。而して獨逸政府は、當時世上に往々傳へられたる『獨逸はその歐洲政策上竊に日露の開戦を希望しつゝあり』との説を荐りに打消すに勗め、その機關紙をして、『日露兩國は未だ平和の妥協に到達すべき一切の手段を盡したのではない、極東に於て今にも砲火を開くが如き説を爲すのは、これ専ら英國新聞紙が爲めにする所ありて流布する説である』と云はしめ、宰相ビュローは議會に於て、一議員の東亞に於ける獨逸の政策は餘りに活潑且冒險的なるに、獨り滿洲に關しては餘りに退嬰且受動的なりとの攻撃演説に對し、『世界に於て獨逸が寸毫の利益をだに有せざる地域ありとせば、そは即ち滿洲に外ならず』と斷言し、獨逸政府が東亞の紛争渦中に投ずるが如きことなきの意を宣明した。

事實當時極東の形勢に對する獨逸側の觀測は、人々その職に依りて區々で、軍人側に於ては一般に日露開戦の免るべからざるべきを信じ、外交當局の方面にありては、結局平和の妥協を見るべしと視る風であつた。而もその平和の妥協なるものは、結局露國の囑喝の前に日本は屈服すべしとの見地に出でたる觀測であつた。乃ち宰相ビュローの如きも、開戦などは到底あり得ず、日本は到

底露國の敵に非ずと確信し、殊に在東京獨逸公使からも、日本は結局讓歩せんとの報告にも接し居り、旁々日本を以て唯だ虚勢を張るものと爲し、その觀察を露國側に内報したる位で、このことはビュロー自身がその夫人の母なる羅馬のミンゲツチ女史 (Donna Laura Minghetti) に書き送るたる手柬の上にも表はれてゐる (H. W. Steed, *Through Thirty Years*, p. 212 参照)。けれども、表面に見えたる獨逸政府の態度としては、日露双方に對し飽くまで超然觀望の方針を執り、殊に我國に對しては、調停は日本の好まざる所と解し、敢て干渉を試むるの意なく、又何れの國より調停の提議起るあるも、獨逸は之に協力することなかるべき旨を確然聲明したのである。

されど獨逸の政府としては兎に角、獨帝その人は露帝に向つて密かに對日開戦をば少なくとも暗示的に鼓吹したと思はるゝ理由は多々ある。滿洲問題の折衝が日露間に酣であつた頃、在本邦獨逸公使アルコ (Graf von Arco) は、會々日本人の獨逸に對する感情が良好ならずと見、之に關する本國政府への報告中に於て、彼の見たる日本人の排獨的感情を一掃するに就て何等か適當の措置を執るを必要とすべしとの意見を具申したことがある。この報告書を一閱したる獨帝には例の黃禍論を繰返へし、日本の排獨的感情は決して怖るゝに足らざること、獨逸は早晚日本を膺懲するの時機に

必然遭會すべきこと、朕の同情は露國の側にあり、隨つて日露の衝突に對しては、獨逸は露國のため、好意的中立態度を執ること、露國は獨逸に他日衝突を見る場合に於て、來りて我が獨逸を援くる國なること、アルコ公使の心配は無用なること、等をその欄外に走り書きして之を宰相ビュローに下附したといふことがある。帝は又日露の衝突を熱望する所から、滿洲問題の折衝に於て露帝の動もすれば踏躰逡巡するのを齒がゆく思ひ、何とかニコラスを鞭撻して今少してきばき日本に當らしめたし、これ我が獨逸の利益なり、とビュローに語つたこともある。

右は後年獨逸の革命政府の公表したる舊伯林外務省の機密外交文書蒐録第十九卷に於て世に知れ渡るに至つたもので、以てウキルヘルム帝の當年の時局觀を示す好資料である。その他、日露開戦の前年まで在伯林露國大使館に一等書記官として勤務し、當年の消息に精通すと稱せらるゝドシエルキングの著書に「我が對日關係の日に險惡を加へ來るや、獨帝は急に飛躍し、我が在伯林露國大使に向ひ、日露愈々開戦の場合には、朕は中立を守るべきも、而も露國は獨逸の友誼的援助に全然信頼して可なり、朕は西方に於ける露國の守護者を以て自任す、と述べた。之を聽けるウキツテは、獨帝は誰に對し露國の守護者を以て自任する積りなるやと云つたとか。要するにニコラス帝に

は獨帝に欺瞞せられ、日本は決して露國に開戦せずと信じて居つた」とあるが (A European Diplomat *The Game of Diplomacy*, p. 116)、帝は日本は決して露國に開戦せずと信ぜしか否かは暫く疑問とするも、彼が日露開戦を希望して居つたと推量するには理由がある。

想ふに當年の獨帝は、第一に日露の開戦は佛國の盟邦を疲弊せしめ、依つて以て露佛同盟の勢力を微弱ならしむるに效ありとして之を希望したと見るべきである。第二には、開戦の曉日本が敗るるも、露國が敗るゝも、その孰れの場合に於ても敗者は再度の復讐戦に志し、勝者は之がため愈々兵を極東に固むるの必要を感じ、斯くしてその對抗上、極東に於ける日露の角逐は依然已まず、その結果は獨逸をして安んじて歐洲政策に力を注ぐを得せしむるの利益ありと打算したのである。第三には、右の如く日露孰れが敗るゝとしてもと云ひながらも、獨帝は勝は六分方露國の側にありと斷じ、結局は日露間に滿洲を分割することに於て干戈は收まるべく、然る上は露國は、一方には依然極東の一雄國として日本と對峙し、他方には滿洲經營に以前よりも一層深入りして身動きの能きぬ地位に立つべく、それだけ露國は近東その他歐洲のことに將來積極的行動を執るの餘力なきに至るべしと觀測した。斯かる次第で獨帝は、胸中密かに日露の開戦を希望し、露帝に慫慂するに強硬

の態度を持して日本に臨むべきを以てしたといふことは、之を想像するに難からぬのである。

佛國の調停運動の挫折

更に佛國は如何と云ふに。抑も極東に利害關係を有する列強中、日露の開戦にて最も痛切の刺戟を感じたものは實に佛國であつた。蓋し佛國民は露國公債に對する最大債權者であるから、日露の開戦は即ち彼等の平素勤儉の餘澤たる自己財囊の安固に直接影響すべきで、随つて彼等は痛く平和の破裂を恐れた。殊に日露兩國愈々干戈の間に見ゆるに至らんか、局面の推移は或は各自の盟邦たる英佛兩國をも驅つて戦渦に投ぜしむるなしとも限らず、とは佛國民の最も憂懼せし所であつた。將た又佛國當局者に於ても、日露の問題にして結局平和的に解決せらるべき見込立たば、拔目なき獨逸は或は佛國に先んじて自ら之が調停の任に當り、その結果は獨逸をして露國に對し佛國以上の友好的關係と優勢的地位を有せしむるに至るの懸念あるのみならず、その影響としては、外相デルカツセの多年の苦心に成れる英佛親交も多少の打撃を受くるなしとせず、と竊に心配した。即ち佛國の地位たる、之を自國在來の利害より觀るも、將たその外交上の立場より考ふるも、共に佛國自

身の發意と盡力とにて時局を平和的に妥結せしむるに利あることは勿論であつたから、日露兩國の危機漸く切迫せしに連れ、佛國の將に執らんとする態度は當初より之を逆睹するに難くなかつた。

小村が三十七年一月の初旬に於て英米兩國政府に對し調停問題に關する我が態度を豫め闡明し、該兩國の調停運動に参加するを防遏するに努めたる、その用意の存せし所知るべきである。

果然佛國政府は三十七年に入り、日露に對する調停運動に着手せんとした。乃ちデルカツセは、先づその駐米大使に訓令し、之に關する米國政府の意向を探らしめた。然るに當時既に調停問題に對する我國の希望を諒知せる米國政府は、佛國の動作に對し深く取合はなかつた。當時佛國は、米國にして調停問題に同意せば進んで之を英國に謀り、英米の力を藉りて日本に開談を試みんと考であつた。けれども米國が既に之を眞面目に取合す、随つて之を英國に謀るの機會も捉へ得なかつたので、他國と聯合して日露の間に干渉せんと欲したるデルカツセの胸案は、その未だ萌芽を見ざるに早くも根柢を引抜かれた概があつた。

是に於てかデルカツセは聯合調停案を棄て、單獨且直接に日露の間に妥協を試みんとした。一月十三日、彼は我が本野公使を引見せる折、「自分は頃日來賜暇にてニースに滞在中、日露問題に就て

細心に考量した結果、日露は萬一不幸にして旗鼓相見ゆるも兩國共に何等利益を受くるなしとの結論に達した。且又露帝及びその重臣は概して衷心平和を切望するものと自分は信念を確むるに至つた。日露兩國の各要求を査閲するに、兩國政府の尙ほ妥協に至らざる要點は、決して一大戦争を賭するの價値ある性質のものでない。故に自分は時局の平穩なる解決を促すの目的で、自分一己の責任に於て一措置を試みたいと思ふ。自分は之に關し未だ何人とも交話したことなく、未だ閣僚にすら協議しない。自分は今より數時間の後露國大使に面晤し、又今夕大統領にも謁見する筈なるが、大統領の允許を得たる上は重ねて賢慮を煩はすことあるかも知れぬ」と語つた。要は本野に依りて我が政府の意向を探知せんと欲したのである。

本野は即時之を小村に電報した。小村は折返し本野に回訓し、速にデルカツセに面會して調停計畫は獨り露國を利用のみと我方にては確信する次第を剴切に説述し、彼をして我が政府の該計畫を好まざる所以を了知せしむるに極力盡瘁すべき旨を命じた。本野はデルカツセを訪ひ、我が態度を詳細に陳述した。デルカツセは「自分の意思は敢て日露の關係に干渉せんとするのではなく、單に平和のために何等かの方法に依りて現下の難關を圓滑にするを得ば欣幸とするのみである。日本

の利益に反する行動は斷じて之を爲すに意が無い」と確言し、尙ほ進んで、「自分は露帝を能く識つて居る。露帝が誠實に平和を希望すること、及び帝が己れの威嚴と兩立せざるに非ずと思はるゝ點は、毫も讓歩を爲すに吝ならずと自分は信ずる。一月六日の露國の回答に對し日本政府に於て露國の再考を求めたる居留地、中立地帯、及び滿洲の領土保全の三問題中、居留地問題は露帝に於て敢て讓歩を難しとせざるものと自分は確信する。故に日本政府がこの問題を以て交戦の理由と爲さるべしと自分に於て感ぜば、自分は一己の責任且自分の發意に於て露國に對し中立地帯の件に關する讓歩方を勸告して見たい。滿洲の領土保全に至りては、自分は何等露國の意思を承知せざるも、敢て解決し得べからざる問題とは思惟せぬから、日露兩國に取り満足なる形式を見出し得ずとも限らぬと思ふ。要するに自分の眞意は、單に平和のために一己の責任にて現下の難局を排除せんとするに外なく、決して露國の便益を計り日本の利益を害するの趣旨ではない」と辯明した。

小村は重ねて本野へ電訓し、デルカツセと再會の機に於て、全然一己の私見として、外國居留地問題そのことは平和的解決に取りて排除し能はざるほどの難關でないこと、我國は本問題に關し自國のため何等特別の讓歩を要求するの意は無いので、若し我國と同様の權利を取得したる他の一國

と均等の待遇を受くべきの確保を得ば之に満足すること、第三者の調停は、その形式の如何を問はず、又公然なると私的なるとを論ぜず、全然徒勞に歸すべきこと等を述べしめ、テルカツセに對しその平和のためにする配慮に就ては謝意を表せしむると同時に、その調停計畫を斷念せしむることに向つて極力盡瘁せしめた。

蓋しデルカツセの考案は、先づ我方の意向を探り、その如何なる程度まで讓歩を期待し得べきかを確めたる上、之を基礎として露國に對し多少の讓歩を促さんとするに在つたのである。殊に従來時局問題の前途を樂觀せる佛國民も、當時漸く時局の重大且逼迫を感知するに至り、今さら驚愕の念に打たれ、急に當局者に對し平和のために盡力すべきを暗求するの狀もあつたので、デルカツセは本野の再三の言明ありしに拘はらず、且その言明は確に本國政府の訓令に出でしと推定せらるべき筈なりしにも拘らず、尙ほ且己れ斡旋盡力の奏效に望を絶ち得ないで、胸中獨り密かに日本の讓歩程度なるものを想像し、之を基として既に露國に對し二三の考案を具して或程度の勸告をしたものである。故にこの情報に接したる小村は、今やデルカツセの迷想を斷然打破するの必要を認め、一月下旬に入り更に本野に電訓し、我が政府の態度を最も明確にデルカツセに直言せしめ、我が最

近の對露提案はその以上讓歩を爲すの餘地なき極度の讓歩なることを直截的に告げしめた。デルカツセの調停計畫は、是に至りて事實全く挫折した。その後彼は尙ほ英國を動かして讓歩の勸告を我國に試ましめんとし、在倫敦佛國大使は英國外相に對し一再説く所あつたが、同外相は、日本の最終提議に對する露國の回答を見ざる内は何等措置するに由なしと稱して之に應ぜず、隨つて佛國政府に於ても遂に手を收め、局面の推移するが儘に一任するの外なしと諦むるに至つた。

戰時外交の幕遂に落つ

斯の如くにして日露の交渉問題に對し第三國の干渉を飽くまで排除し、その解決を全然兩國の間に相期せんとしたる小村の方針は始終一貫、遂に所期の針路を外づさず、ために我國をして外交上不利の地位に陥ること勿らしめたのは、彼の當年の大なる働きである。而して露國の剛腹不遜、遂に我國をして己むなく交渉斷絶の舉に出でしむるや、小村は英米兩國に我が決意を内報すると同時に、獨佛墺伊の各都駐劄帝國公使に電訓し、「極東に於ける鞏固且恒久の平和に緊要なる公正且穩當の約案に對し露國の同意を得んがため我が政府は凡ゆる公明の手段を盡したるもその効ないので、

我國はその完全なる自由行動を保持するがため、不本意ながら露國政府との談判を打切るの已むを得ざるに至つた。時局と之に伴生することあるべき結果に對する責任は全然露國にある」との旨を縷陳せしめた。

戦時外交の幕は是に於てか愈々落ちた。

第二章 戦局の推移と第三國の態度

第一項 第三國の講和運動

日露の開戦は、露國の極東に對する侵略的行動に鑑み、我國が避けんと欲して到底避け能はざりし所であつた。而も國家の興廢相別るゝこの難關を如何に切抜くべきか。帝國外政の舵機を操縦するの責任を擔へる小村は、既往半歳之に就て苦心に苦心を重ねた。而して彼は隱忍冷靜の間に内は國論の歸嚮を統一し、外は列國の同情を我國に傾倒せしめ、内外の對露反感の高潮に乗じ斷然纜を絶ちて激浪怒濤の間に驀進せる、その細心と大膽とは言ふまでもなく、愈々戦時外交に入りて彼の第三國に對する進退動作の如き、人巧盡きて殆んど神伎に類せるものがある。陸奥は蹇々録に於て日清開戦の發端を叙し、「我が政府の廟算は、外交に在りては被動者たるの地位を取り、軍事に在りては常に機先を制せんとしたるが故に、斯かる間一髮を容れざる時機に於ても、外交と軍事との關

係を歩武聯行する爲めには、各自の當局者は頗る苦心慘憺したる所、今尙ほ之を追懷するに餘あり』と云へるが、この苦心慘憺は移して當年の桂内閣にも推量すべく、而も舞臺の一層大なる、對第三國關係の一倍廣かりしだけ、小村のその間に處せる時局展開の苦心に至りては、蓋し陸奥のそれに倍徙せるものであつた。

日露兩國の宣戰

二月六日、我が聯合艦隊は佐世保を發し、第四戰隊は九日仁川沖にて露艦二隻を撃破し、翌十日宣戰の詔勅は煥發せられ、露帝も亦同日を以て宣戰を布告した。越えて三月二十日、第二十回帝國議會は開かれ、同月二十三日、小村は貴衆兩院に於て日露交渉の發端より開戰に至るまでの經過を演述した。四肢五體殆んど肉なく、全身只だ骨と皮なるも、その緊張せる態度、その心靈より發する活氣と膽識、その言々句々悉く肺腑より出づる熱誠は、戰時外交を双肩に擔ふ軍國の外相として議場の同情を一身に集め、肅然之を敬聽せしめた。

末松金子兩子の英米特派

日露既に戰を宣した。是に至り我が作戰態度は世界環視の上に立ち、その一舉手一投足も我が對露及び對第三國關係の上に甚大の影響を及ぼさずんば措かない。されば小村は、啓蒙の發端よりして細心の注意と公正の態度を以て戰時外交運用の局に當り、以て我が終局の目的貫徹上に支障を來すなきを期した。特に彼は、我國の自衛のため已むなく干戈を執るに至れる事情を外人の間に闡明し、當時外國にて動もすれば我國を呪ふの具となりし恐黃思想の全然無稽なること、その他我が正義を顯表し、利權を防衛するに資すべき事柄を極力説明し、外人をして誤解せしめず、その我國に對する同情を益々深厚ならしめ、之を我が後援に立たしむるの緊要なるを認めた。

是に於てか彼は、時局の推移に殊に重大の關係ある英米二國に有力の特使を相派し、駐劄使臣と表裏相俟つてその任務に當らしむるの議を桂首相、伊藤樞相との間に凝し、その結果末松子は英國に、金子子は米國に、孰れもこの使命の下に開戰後程なく出發した。その出發に際し小村の兩子に授けたる訓令の要領に（一）時局の此に至りたるは、一に露國の非妥協的態度に由る餘儀なき結果な

ることを滯留國國民の腦裡に徹底せしむること、(二)恐黃熱は歐米人の思想中に今尙ほ伏在し、殊に露國は百方之を鼓吹しつゝあるが故に、之が再發を豫防すること、(三)我國が清國に勸告して嚴正中立の態度を取らしめたる主要の一理由は亦恐黃熱の再發を豫防するに在り、且我國は戦争の範圍を限局し、一般の平和と貿易を攪亂せざるに極力盡瘁せる事情を闡明すること、(四)我國が清國人の教育に盡力するを以て恐黃熱鼓吹の有力なる材料とする者もあるが、清國人を教育して文明の民と爲すは東洋平和のために極めて必要で、獨り我國の自衛に資するのみならず、極東に利益を有する各國のためにも極めて有益とすべく、軍事上の教育も亦同一の目的に出づるもので、専ら清國をして自ら秩序を維持し極東の平和を確實ならしむるに在るが故に、これ等の事情を一般に諒解せしむること、等を指示しありしが如き、趣旨の存せし所蛇足を加ふるを須むない。

斯くして兩子は、開戦の殆んど當初より講和の終齣に至るまで、英米各國に在りて使命の遂行に渾身の努力を致し、特に金子子は最後の講和談判に際して終始米國大統領との接觸を保ち、和議の成立に盡瘁したるの功績は没すべきでない。戦時に特使を或國に駐在せしめて宣傳のことに當らしむるは、歐米に於ては珍しからざるも、我國にありては、日清戦役の際には未だ之を行はず、之を

始めて行へるは日露役の際に於てである。

爾來露國政府の内外に宣布せる我國に對する幾多の讒誣、第三國の中立態度、國際法上の諸問題等に關し論述すべき事柄は多々あるも、今煩を慮りて之を略するとし、兎も角も開戦以來、我國の作戦計畫は着々豫定通りに遂行せられ、遼陽沙河の二大會戦を経て三十七年末には、既往半歳の久しき能く防守に堪へ來りし旅順の運命も漸く窮迫を告げ、戦局の前途既に之を逆睹するに難からざるに至つた。されど軍國の大事は、嘗に戦局を有利に進展せしむるに止まらないで、如何にして戦局を有利に拾收し、如何にして戦果を遺算なく獲得すべき乎にある。これ我が政府の初めより最も苦慮した所であつた。

旅順陥落前の佛國の講和斡旋

當時露國にありては、開戦以來の連戦連敗、延いては民心の不安不穩に拘らず、新に滿洲軍の編成を擴大し、又波羅的艦隊を東航せしめ、陸海相應じ一舉我軍を壓碎せんとの大計畫を立て、容易に屈するの色が無い。而も戦局の進行を注視せる列國中には、旅順の陥落を見越して戦運回復の露

國に取り到底至難の業なるを察し、徐ろに講和斡旋の瀬踏みをするものもあつた。特に開戦前、日露の間に調停を一再相試みんとして不成功に了りし佛國にては、當時露獨兩國の逐年接近し來れるに對して漸く不安の念を抱ける際とて、進んで兩交戰國に講和の斡旋を爲し、依つて以て露國の寵を伯林より奪回せんとの考もあつた。而も獨逸は露國のために計るに於て佛國の後へに落つる筈なく、能ふべくんば佛國を拉し、米國を誘ひ、三列強の壓力で日本を講和に納得せしめんとするの風も見えた。旁々開戦第一年の末期、即ち旅順の陥落を目捷に控えたる當時よりして、講和斡旋の畫策は佛獨兩國の孰れかより何時表はるゝなしとも限らざる狀勢であつた。

果然その一端は、先づ佛國筋に於て窺はれた。當時露都より歸りて巴里に在りし駐露佛國大使ボムパールは、十二月十四日我が本野公使を訪ひ、講和の斡旋に就て口を開き、同公使の所見を試探した。ボムパールはその前月中にも一度賜暇を得て巴里に還り、幾ばくもなく露都に歸任せしに、その歸任後三週日ならざるに復た佛京に歸り、突如本野を訪問したる次第であるが、その際彼は本野に對し、自分は今次露都歸任後三週日の間に日露現下の戦局に對して特に慎重考究せりと告げ、若し自分にして日露兩國間の平和克復に微力を致すを得ば本懐至極なるが、而も講和條件に關する

日本の意圖を承知せずして露國と和議を談ずるも無駄であるから、貴下若し貴國政府の意圖に就て知る所あら、は願くは自分に告げられたいと求めた。本野は答ふるに何等知る所なきを以てし、且假に之を知るとするも、露國が眞實和を請ふの意思あるを充分に確めた上ならでは、講和條件の如きは勿論、我方に於て果して今日講和に應ずるに意あるや否やすら之を漏告することは、戰勝者として露國に對し和を求むるの位地に在らざる本國政府の許容せざる所なるべしと述べた。ボムパールは、貴下の答斯くあるべしとは自分も素より豫期した所であるが、事態の重大なるに顧み尙ほ再考の勞を執られたく、尤も第三國の干渉は露國の絶對に好まざる所なりと云つたので、本野は日本も亦絶對に第三國の干渉を欲せず、露國にして誠實に講和を希望するに於ては、何等第三國の干渉なくして直接に商議を行ふこそ最良の道なるべしと答へた。ボムパールは個人の資格で來談し、且その談話は全然彼れ一己の責任に於て爲したりと言明したけれども、彼が外相デルカツセの指圖を受けたのは勿論、露國外相とも何分の談合ありし結果なりしことは疑ひなかるべく、要するに彼は露國政府の依頼に基き、我が政府筋の意向を探らんとしたのであらう。

その失敗

本野より右會談始末の報告に接したる小村は、折返し本野に電訓し、ボムパールに親しく告ぐるに、我が政府はこの際我方より講和を議するの未だ時機に非すと認むること、露國は毫も和議を希望するの心證を示さざるのみならず、却つて續戦の決心を累次聲明したること、我が政府は露國が單に口舌の上に於てせずして事實の上に誠意誠心講和の希望を表示したる曉、茲に始めて講和條件の如何を考量すべく、その時機の到るまでは我方は依然緘黙の態度を維持せざるを得ざることを等以てし、第三國の干渉は我が政府の斷じて好まざる所なるを言明すべき旨を命じた。

本野はボムパールに會見し、右電訓の趣旨を傳へたるに、彼は頗る失望の色を示し、自分一己の所信としては、露國は成るべく速に講和するを最も得策とすべく、而してその開談は旅順の陥落以前に於て爲すこそ一層容易なるべしと思惟すと云つた。本野は之に對し、講和條件に關する本國政府の意見は自分の毫も與かり知らざる所なるも、自分一己の確信を以てすれば、露國にして旅順の保有を欲する限り、和議は他の條件如何に關せず全然不可能なるべく、日本が再び旅順を拋棄する

が如きは、今次の戦役に於ける莫大の犠牲に顧み、日本國民全體の斷じて許容せざる所なるべしと述べたるに、彼は辯じて曰く、果して然らば講和は頗る困難なるべきも、尙ほこの上盡力の餘地なかるべきかを自分に於ても篤と熟考すべきが、唯だ自分の行動は、謂ゆる第三國の干渉とは何等關係あるものでなく、要は日露兩國をして直接和議の開談を行はしむるやう相接近せしめんことを期するに外ならずと。斯くてボムパールの自國外相の内命に基き、將た任國外相との内談の結果と推測せられし講和斡旋運動も、暫しは何等奏效の曙光をだに示さなかつた。

旅順の陥落と列國の講和論

斯かる間に、旅順は惡戦苦闘半歳の後、三十八年一月二日に開城となつた。旅順の陥落は、環視の列國舉げて既に豫期した所とは云へ、今さら深大の感戦を彼等に與へた。初めクトロパキンが露軍總司令官の命を拜し、作戰の大計畫を立つるや、日本軍に對抗するに必要な兵力の集中には多少の日子を要すべく、故に旅順は固有の守備兵にて能ふ限り防禦するに止め、滿洲軍は徐ろに哈爾濱へ退却し、軍の充實をば同地にて完成し、歐露の増遣隊の同地に來會するを俟つて茲に攻勢に轉

じ、それまでは日本軍を態と滿洲内地に深入りせしめ、然る上哈爾濱附近に邀撃して一舉勝敗を決すべく、即ち旅順の如きは暫くその運命に委して可なり、との意見を立て、この胸案を持して滿洲に向ふたのである。然るにクロパトキンの上級者で現に旅順に本營を張れるアレキシエフ總督は之を排し、飽くまで旅順の防禦に全力を注ぐの方針を固執した。クロパトキンは一再爭議の末、交々その決裁を露都に求めた。而も露都の命令は曖昧で要領を得ず、ために號令區々で、幹部將校その適従する所に惑ふたが、その間にアレキシエフは露都に還り、戦場の總指揮權はクロパトキン之を双肩に負ふこととなつた。されど豫定の退却も、甚大の損害なくしては行はれず、而して旅順も天險絶府として誇り、屯すに數萬の露兵を以てせる限り、無碍に棄つるのも軍情の許さざる所であつた。即ち旅順は露軍の少なくとも准主力を傾倒したる天王山となつた次第である。

然るにその天王山が新年の新曙光と共に我軍の手に落ちたので、世界が今さらの如く驚動したのも無理はない。講和論はこの時よりして公然世界の一角に聞えた。『旅順は單純なる一要塞でなく、實に極東に於ける露國勢力の象徴である、露國はこの開城に由り滿洲經營の樞軸を破壊せられた、露國の威嚴及び覇權の障壁は之がために打破せられた、況んや是と同時に露國の太平洋艦隊は亦全

滅せられたりしに於てをや』といふ悲觀論も出た。されば歐洲にては、旅順の陥落より生ずべき結果如何に就て種々の論議が行はれ、或は降將スツテセルの半歳に亘れる勇名世界に轟きしを露國の面目とし、この機會に於て和議を立つべしと密かに露國筋に勧告したのもあつた。けれども充分の確信に出でし講和説としては何程もなく、乃ちタイムスの如きは『講和は交戦國双方が自ら之を希望せざる限り效あるものに非ず、この道理を忘却するが如き愚味の政府は何れの國にも無い』と論じ、他の英國諸新聞紙の論調も多くは之と大同小異であつた。歐洲大陸の諸新聞紙中にも、旅順の陥落は露國をして平和を希望するの念を強烈ならしむべしと論ぜるものもあつたが、而も多數者の意向は、この際講和を勧告し若くは調停を提議するは露國に好意を表する所以に非ずと云ふに傾いた。さりながら、旅順の陥落が露國の民心を痛く沮喪せしめたことは掩ふべからずだ。よしんば公然と講和を主張する者こそなかりしとするも、種々の悲觀説は露都の各新聞紙の上に表はれた。けれども我國に於ては、旅順の陥落は僅に作戦の第一期を終へしに過ぎざるものと爲し、露國も亦敢て之を以て國運の安危が決せられたものとまでは自認しなかつたから、兩交戦國共に未だ眞面目に耳を之に傾くるには至らない。随つて歐米諸國に於けるこの際の講和論も、實は講和の瀨踐みの

範圍を出でなかつた。

米國大統領の態度

而もその間に於て、日露兩國の各盟邦たる英佛兩國は勿論、盟邦以外の米獨兩國の如き、亦和戦の前途に就て當時密かに考慮した。特に米國大統領ルーズヴェルトは、日本は戦争の終局に際し開戦の理由を貫徹するに足るべき充分の果實を收得するの権利ありと爲し、必要の場合には列強の干渉を排して我國のために相應の力を致すを辭せずとの熱誠を有した。彼は遼陽役の終れる頃より、表面の態度は兎に角、内心深く戦局の前途を慮り、人道の大義に基いて和議の仲介を兩交戦國に試みんとするの意嚮を持した。が、但だ一は露國大使カニシの強硬なる聲言と、一は遼陽役の未だ兩軍の致命戦と決するに足らざりしと、將た一はルースヴェルト彼れ自身、その冬期の改選期に對し成算確然たらざりしのみならず、反對黨の動もすれば彼を攻撃するに米國の傳統的政策を離れて國外の交戦に容喙したりと云ふを以てするを顧慮し、容易に進んで仲介を試みんとするに至らなかつたのである。

然るに彼は程なく、建國以來無比の大多數にて再選せられ、反對黨の彼に對する攻撃も懸念するに足らなくなつたので、彼は近き將來に於て巴奈馬運河開鑿と日露戦局收拾の二大問題を解決し、偉功を歴史に留めんと胸中潜に志した。而も彼の日露戦局に對する所見は、當初に於ては稍々混線の狀ありしを掩ひ得なかつた。彼は我國に勿論初めから好意を有つて居つた。けれども戦局の將來に就ては、聊か我國の前途を危ぶんで視る口吻もあつた。彼は露國の收績を希ふた。けれども露國の實力といふことに就て、それを決して軽くは見なかつた。彼は英國の態度は無論之を敬重し、その爲す所に信任を置いた。けれども絶對の敬重ではなく、無留保の信任ではなかつた。彼は獨帝の言動には信を有しない。けれども帝の歐洲政策上に處する苦衷に對しては、相應の同情を表するに吝でなかつた。彼は佛國と提携事に當るの必要を認めた。けれども外相デルカッセその人には餘り信を置かなかつた。斯の如くにして彼は、これ等腦裡の混戦のため、當初は確たる方針を立つるに就て惑へる風があつた。さりながら同時に、彼は戦局及び第三國の態度に對して夙に甚大の注意を拂ひ、その最も信頼する者と特に接觸を保ち、正確の情報を獲んと努むるに於て怠りなかつた。彼の最も信頼する者としては、國務長官ヂヨン・ヘー(翌一九〇五年三月疾に由り退職)、米國の在伊大

使にして日露講和問題の進展に伴ひ急ぎ露都に轉任となり、講和の成立に重要な役割を演じたるマイヤー、在露都英國大使館參事官セシル スプリング・ライス、華府駐劄の獨逸大使ステルンベルグ、同佛國大使デュツセラ、以上五人で、更に我が金子子、高平男を之に加へば加ふべく、而も以上五人中、ルースヴェルトの特別に信頼したのはマイヤーとスプリング・ライスで、餘の在華府外國使臣及び在外米國代表者には、彼は殆んど重きを置かなかつた。

抑もルースヴェルトを閑却して日露講和のこと談する能はざるは、猶ほ小村とウキツチを除外してその不可能なるが如くである。ビショップの『ルースヴェルト傳』に曰ふ、

『當時〔日露講和に先だつ數月前〕國務長官へは病んで職を離れ、講和の成立を見ずして遂に永眠し、ルートは數月前既に閣外に去り、タフトは比律賓外遊中であつたから、ルースヴェルトは己れ自身同時に國務長官で、三ヶ月以上に亘れる講和關係の一切のこと大小となく總て自身之に當り、一人の補佐者の力をも藉らなかつた。彼が心身共に絶倫の精力を揮ひ、甚大の成功を収めたこと、日露講和の際に於けるほど顯著なりし例は他に無い。彼の腦力が無盡であつた如く、彼の活動も亦不斷であつた。彼の浩瀚なる書簡を読む者は、只だ驚異の感に打たるのみである。』

彼は徐ろに、而して萬難を排し、兩交戰國を講和の會商に納得せしめしのみならず、英佛獨諸國をして己れの企圖を援助せむるに就て掩まず撓まず努力した。彼は露國が講和に耳を傾けざるを見れば、カイゼルを説いてザーに壓力を加へしめ、日本が遅疑するを見れば、英國に訴へて之を抑壓せしめ、遂には獨逸のみの援助にて和議を成功せしめ、獨帝に對し無限の頌辭を呈するを吝まなかつた』(J. B. Bishop, *Theodore Roosevelt and His Time*, II, p. 375)。

この説の大體に於て當れることは、以下追々證せらるゝ所である。

因みに記す。今より數年前、ルースヴェルトと日露講和との關係を、極めて赤裸々に世に紹介せる二種の書が米人に依りて刊行せられた。ビショップの『ルースヴェルトとその時代』(Joseph Bucklin Bishop, *Theodore Roosevelt and His Time*, 1920)とデンネットの『ルースヴェルトと日露戦争』(Tyler Dennett, *Roosevelt and The Russo-Japanese War*, 1925)とがそれである。兩著者共に多年故人に親炙し、故人の一切の公私録を査閱するの便宜と特權を故人より與へられたりと稱するだけ、共に日露講和に關し前人未發の記事頗る多く、その久しく機密の筐裡に包藏せられし故人の手簡類を殆んど洩れなく、且字句に甚しく削除を加へずして殆んど有りの儘に之を

援引してあるから、讀者をして卷を掩ふを忘れしむるものがある。ルースヴェルトは白聖館にて劇務に執筆する間に於ても、折々親しき友に宛つる長文の書翰を秘書役に口授し、且その書翰には重要な公文や往復電信を添附せしむることも往々あつた。それ等が記録に残り、その大部分がこの兩書に依りて世に紹介せられたので、随つて講和會議始末の真相を検討する上に於て共に得易からざる好資料となつた。但だ右の兩書を比較し、強てその長短を擧ぐれば、兩書共に重要文書を引抄する間に於て、ビショップはヨリ多くルースヴェルトその人を描くに傾き、デンネットはヨリ多く故人の政策や列國の態度を或程度の外史眼にて批判したといふ差である。されど、この兩見地は當年の情勢を判断する上に於て共に必要で、双方相俟つて完きを得べきものであるから、双方共に参照するの要あること勿論である。以下講和の始末を叙する所、この兩書に負ふ所少なくない。

伏見大將宮の御渡米日米親好を固む

是より先き明治天皇には、當時聖路易市に於て大博覽會の開催あるを機とし、南山の役に殊勳を

樹てさせられたる伏見大將宮(貞愛親王殿下)に米國に赴いて各國技藝の進歩せる情況を視察し、同時に大統領に面謁して陛下の深厚なる友誼とその康寧福祉を禱する至情とを傳へ、併せてペルリ提督の來朝以來常に日米兩國を聯結せる良好關係を層一層に鞏固ならしめんことを切望するの叙旨を通すべく令せられた。殿下には十月二十三日横濱を發せられ、桑港を経て十一月十四日華府御到着、大統領の名代たる國務省次官パース及びサイモン大佐の兩接待係、その他内外多數者の奉迎あり。十五日、殿下はルースヴェルトを白聖館に御訪問、公式の御會見を遂げられた。その際殿下には、佐藤別當(愛鷹氏)の通譯にて使命を述べられたるに、大統領には極めて懇懃の辭を以て之に答へ、睦誼の敦厚を十二分に證した。この日大統領の殿下をその旅館に答訪せられたのは、米國に於ては寧ろ異例に屬する。同夜大統領の公式晚餐會あり。爾後、殿下には聖路易その他各都市を訪問せられ、十二月二十八日桑港を發し御歸朝の途に就かるゝまでの間、各地到る所接待懇懃を極めた。米國諸新聞中には殿下の御渡米に對し種々の臆説を加へ、或は之を以て日露の講和に關するものと爲し、特に當時露國筋の准機關紙と稱せられたる紐育ヘラルド紙の如きは、近時日本に對する米國の同情は著しく衰退せるより、殿下の御渡米は一に之が回復を目的とするものなりと説いたが、米國

の同情衰退といふが如きは、米國民の擧げて歡迎の誠意を殿下に捧げたるに於て、その荒誕無稽なりしこと論を俟たない。大統領その人も、外形上は日露兩國に對し嚴正中立の位地を保持するの必要に鑑み、わざと華美榮飾を避け、寧ろ質素靜肅の接遇をこれ努むる風であつたが、而もその内心親好を表露するの如何に厚かりしかは、大統領の破格的回訪の禮を殿下に致したる折、半時間に亘りて極めて打解けたる談話を殿下と交換し、殊に彼が今次の戦争に對して米國民一般は論なく、予の同情は擧げて日本にありとまで語りしが如きに徴するも解かる。

伏見大將宮の御渡米は斯の如くにして日米の親好を彌が上に固め、米國民の我國に對する同情を一層厚うせしむるに於て力あつた。特にルースヴェルトその人の熱情は更に加はり、機會あらば日露のため、特に日本のため、和議の仲介をも試みんと欲するの誠意は胸中に來往し、乃ち常に局面の推移を注視し、時にはその所見を隔意なく我筋に通示し、殊に獨逸の態度に就ては、一再好意を以て我が注意を促す所もあつた。當時在華府獨逸大使は、歸國に臨んで大統領に離別の辭を舒せる際、日本は露國に對し全勝を獲たる曉には大に活動を擴め、膠州灣に於ける獨逸の利益は勿論、比律賓に於ける米國のそれをも侵迫するに至るべしと述べたが、大統領は我國の意思を能く了解し、

獨逸に對しては却つて日本の開戦の目的遂行に妨礙を加ふることの獨逸の利益に非ざる所以を説くに昂め、陰然和議に關する列國外交の指導者を以て自任するの概があつた。特に彼は、戦局の終末に方りて局外列強中或は清國に於ける領土的利益を強要するが如きものあらんことを慮り、之を防遏するに留意し、乃ち先づ局外列強より日露講和の時期に於て何等清國の領土を強要するの意思なき旨の明確なる保障を握り、その領土保全主義の動搖を未前に遮止せんとする考案を立て、而してこの考案を實現せしむるには、先づ獨帝を説いてその贊同を確め置くを緊要なりと爲し、この方針に向つて窺に畫策し、大體に於て満足なる成果を得たものである。

大統領と獨帝

去程に大統領は一月の初め、在華府獨逸代理大使を経て獨帝よりの一通的秘信に接した。その内容は彼れ當時深く筐底に藏し、睨懇者の強て問ふあらば、日本に不利ならざるものと答ふる以外に之を語るを避けた。この秘信の内容及び之に對する大統領の態度は、載せてデヨンヘーの日誌に詳で、即ち要は、獨逸は戦争の終局に方り清國に於て山東省を占領せず、又寸地をも希望せず、同

時に他の局外國の斯かる企圖を爲すことにも反對すべしといふにあつた。この日誌を紹介せる『ジョン・ヘー傳』の著者は、之に就て記して曰ふ、『獨帝の眞意が那邊にありしかは略々察知するに難くない。蓋し獨帝は、日露戦争の間に歐洲列國より稍々孤立するに至りたるを感じ、列國は獨逸に分捕の均等の機會を與へずして勝手に清國を分割すべきを恐れた。又獨帝は、露國が極東に事を構へて盟邦を援くるに餘力なきこの際を好機として、佛國を壓伏せんと欲したのである』と (Tayer, *Life and Letters of John Hay*, II, pp. 385—388)。蓋し當れるに近い評であらう。これ等の魂膽を知つて然る後右獨帝よりの秘信一條を見れば、その経緯は明瞭に解かる。

獨逸筋の日英離間策

當時伯林方面にては、密かに氣脈を露都の一角に通じ、佛國を誘ひ、更に米國をも一味に加へ、獨佛米の三國の壓力の下に成るべく速に日本をして和を露國と講ぜしめ、次で日英同盟を離間し、日本をして改めて露國と同盟せしむると同時に英國を列國協調外に孤立せしめんとするの畫策を運らすものがあつた。而もその畫策は稍々有力なる筋の間に潜行しつゝありとの情報倫敦に達したの

で、英國側では之を重大視し、即ち之が對策として機先を制して米國大統領と諒解を遂げ、依つて以て米國の斯かる運動に加擔するを防止せんとし、曾て在華府英國大使館書記官としてルースヴェルトと二十年來の舊交あり、當時は在露都英國大使館參事官の職に在りしスプリング・ライスは、この目的にて同一九〇五年二月急ぎ米國に渡つた。ローゼンの回顧録に『予は新に駐米大使に任命せらるゝ前、二十年來の舊友たる英國大使館參事官スプリング・ライスを一夕卓を共にし、大に款談したるが、踰えて數日、予は彼が米國大統領よりの案内にて急速既に渡米したることを聞知つた。突然之を聞知りたる予は不審に打たれた。ルースヴェルトは如何に彼と昵懇の間柄とは云へ、何故に遙かに遠き露都より態々彼を招待したか。スプリング・ライスは賢明達識なる有爲の外交家で、露國の政治上及び社會上の状態に關する知識及び理解に於ては、在露都各國外交官中蓋しその右に出づる者は無い。予は各種の想像を綜合し、米國大統領の意は講和の友誼的仲裁を爲さんとすること、而してその仲介が成功を以て迎へらるべきや否やを確めんと欲することに在りと推定した。』(Fru Rosen, P. 356) であるが、スプリング・ライスの渡米の目的が果してローゼンの推定の如きものであつたか否か、又彼の渡米が眞に米國大統領の案内に出でたものか、將た名を爾く藉り

たに過ぎなかつたものであるか、それは暫く預り置き、由來ルースヴェルトとスプリング・ライスとは前述の如く二十年來の昵懇の間柄で、兩者相許すや極めて厚く、前者の英國筋の意向を質し、又英國筋へ己れの意見を傳へんとする、殆んど在華府英國大使デュランドに依らず、又己れの在英大使を経るなく、多くはスプリング・ライスに相頼れるほどであつた。當時ルースヴェルトのスプリング・ライスに送りし手束の一節より推し (Tennett, pp. 44—5 参照)、後者が前者よりその渡米を促されたのは事實と見るべく、而して會々英國政府にては、叙上の諒解を米國大統領との間に遂げ置くの要を認めたとて、即ち同政府は急速スプリング・ライスに渡米を命じたものと見て誤りなきやうに思ふ。

その頃、在伯林米國大使タワー (C. Tower) 二月四日付を以て大統領に郵致したる報告書は、この間の消息を知るに於て一の好資料と思はるゝもので、その全文左の如くである。

「本使は只今獨帝と支那の現状及び極東戦に關し内密の會談を遂げた所のものを貴下〔大統領〕に報告するを以て本使の義務なりと信ずる。他なし、獨帝が右會談中談の貴下に及べるその語調より察し、彼は本使をして直接之を貴下の高聽に達せしめんと欲せるものと思はれるからである。

「帝は先づ宣ふた、支那の保全に關する大統領の現下の態度、及びヘー氏の列國に對する最近の通牒は、各國民の通商的利益に向つて著大の貢獻をした。蓋し歐洲の或方面にては、日露講和の際に乗じて清帝國の或部分を攫取し、之を永久的に占領することを相約するの目的にて、清國蠶食の明確なる一企圖を既に運らすものあること疑ふの餘地ないからである」と。

「本使は國務長官よりの暗號電報に依り、既にこの類の運動の實在することが貴下の耳に入り居ることゝは承知するも、本件に關する獨帝の所見が如何程まで貴下に通じ居るかを知らない。然れども帝は本使との談話中に於て、本件に付既に佛國を通じ正式に相談を受けたとのこと、及び支那領土内に永久的支配を樹立することの目的に就て佛英兩國との共動を希望する所の確たる一提案に接したことを語つた。且又曰く、佛國下院議長ドゥーメー氏 (M. Doumer) は過日在巴里獨逸大使ラドリン公 (Prinz Radolin) を訪ひ、明かすに右の計畫を以てし、英國は佛獨兩國にして同意せばその共同運動を辭せざるの意なる旨を告げ、且獨帝にして同意せば、英國は支那に於ける領土的獲得の企圖を實行し、佛國は東京トシキョの北方にその境界線を擴め、獨逸は山東の開拓に付自由の行動權を揮ひ得べきこと、の案を提した。この意外の提案に接したるラドリン公は、直

ちに之を帝に報告したので、帝は斯かる計畫を以て獨逸その他列國の通商的利益を侵略するものと爲し、嘗に之に参加せざるのみならず、全權能を揮つて之に反對すべしとの旨を斷言したと。帝は「米國はこの點に於て無量の善を爲した。米國は該計畫を破り、列國をしてその意圖を暴露且限定せしめ、且清國の保全を維持するを致した」と云ひ、次に帝は、本使の前週國務長官に報告し置きたるビュロー伯の書柬記載の事柄を再説し、獨逸は清國に於て何等領土獲得の意なきこと、獨逸は明確に門戸開放主義に賛し、この點に於ては世界の通商貿易を東方に維持擴張するの方針に就て全然所感を貴下と同うする旨を語り、尙ほ進んで、「朕は在伯林清國公使を招き、説くに現下支那の直面する危機を以てし、中立を飽くまで嚴守すべく、少しにても之を忽せにせば災禍直ちに清國の頭上に落つべき旨を本國政府に警告せよと力説し、他國の干渉を自ら誘導するが如き何等措置は頗る高價で、少しく愼慮を缺かば、その代價は忽ち清國の懷より奪去らるべしと告げた」と語つた。

「然れども帝は、現下急迫の危険は貴下の行動及びヘー氏の列國への通牒に依りて避け得たものと信じ、謁見中繰返へし大満足の意を表せられた。」

(Dennett, Roosevelt and the Russo-Japanese War, pp. 78—80)

斯くてスプリング・ライスは程なく華府に着し、滞在旬日の間に、大統領以下關係諸方面と腹藏なく意見の交換を遂げ、その結果、本國出發前に抱きたる英國孤立云々の危惧は全く消散せしむるを得た。特に獨逸の態度に關しては、獨帝及び同國政府の露國に意を傾くるの狀ありしに拘らず、同國民一般の日本に對する同情淺からざるに鑑み、實力を以て日本に反對の行動を執るが如きは不可能に屬し、旁々日英米三國にして依然親密の關係を持續する限り、獨帝も結局之と歩調を一にするに至るべく、或は高々講和運動に参加してその自負心を満足せしむるに甘んずるの外に出でざるべく、獨逸に對する前日の疑惑、即ち大陸列強の陰謀と英國の國際的地位に及ぼすべきその影響とに關する英國政府の懸念は、全く之を一掃するを得た。されど講和談に關する暗潮の往來は、獨逸に對する關係列國の猜疑が主としてその因を作すの概ありしに於て、獨帝及び獨逸政府自身も己れの態度に關し荐りに辯明これ努むるの狀であつた。乃ち二月某日、在本邦獨逸公使は小村を訪ひ、本國政府の訓令として、各國新聞紙中には獨逸政府が佛露兩國と聯合して講和運動に關する企畫を爲しつゝありといふが如き蜚説を傳ふるものもあるも、獨逸政府には斷じて右様の意思なきこと、獨

逸の對露關係は舊來の如く善隣の好情を維持するにありて、何等新要素の兩國關係の上に加はりたるものなく、その對佛關係に至りては從來世上周知の通りで、これ亦何等の變化なきこと、獨逸は講和に關し未だ曾て何等の提議を爲したことなく、又斯かる提議に考量を加ふるの機會に遭遇したこともなきこと、獨逸政府は日本と最も親善の關係を維持するを希望するものなるは自分の明確に聲言し得る所なること等を陳辨した。

獨帝の露佛牽制

旅順陥落前後に於ける局外列國間の日露講和論の推移は大要上叙の如くであつたが、その後米國大統領は更に別途よりして露國に勸告を試み、以て和議の促進を圖らんとし、即ち彼は或日在華府佛國大使デュセランを引見せる折に、露國の既往一年間に於ける戦局の判斷は全然正鵠を失し、諸般の計畫全然失敗に歸したるに顧み、露國の滿洲軍の増員、波羅的艦隊の東航等に關する畫策も豫期の効果を收むるの望ありとも思へざるのみか、露軍は却つて哈爾濱以北に退却するの已むなきに至るなきを保せず、戦局の前途斯の如しとせば、露國のために計り、寧ろこの際に於て和議を講ず

るを得策とせずやと語り、暗に之を同僚の露國大使に通ぜしめ、而して別に佛國大統領を介し、米國の元首たる位置を離れての局外無私の一友人として右の趣旨を露帝に轉達せしめた。されど露帝は在露佛國大使を通じ、露國は波羅的艦隊と現に奉天附近に駐屯する數十萬の兵力に全然信賴して續戦に決心したと傳へしめ、右の勸告を峻拒した。

大統領はこの間に於ける獨帝の行動に就て疑惑を挾めるものゝ如く、客に「自分が右勸告の措置を執るや、自分の日本と密接の關係を有するを知れる獨逸政府は、右は日本政府の希望に出でたものなるやを問ひ來つたので、自分は否な全然自分一己の發意に出づと明答した。露國の右勸告の峻拒は、或は獨帝の愆愆に由るのではあるまいか。何となれば、從來自分は時局に關する重大事件に就て多くは帝に協議し來りしに、今回に限り帝に謀らないで直接佛國大統領に依頼したので、若しこの勸告にして露帝の採納する所とならんか、年來獨帝が苦心の結果漸く疎隔し得たる露佛兩國を再び接近せしむるの結果となるべく、帝は之を焦慮し、即ち裏面よりこの勸告を拒絶せしめたのであらう。元來獨帝は感情頗る敏く、己れに賴る者には忽ち親み、己れに謀らざる者には忽ち憤るが如く、冷熱常でない」と語つたことがある。特に當時獨逸のレオポルト親王は、獨帝の親翰を齎し

て露國に使い、歸國して獨帝及び宰相と密議を凝せる事實もあつたから、米國大統領の勸告に關し獨帝が露國に多少の掣肘を加へたのは、事實と信ぜしむるに理由なくもなかつた。

さるにても大統領の露帝に對する友誼的勸告はその峻拒に遭ふたので、大統領も今暫くは超然不關の態度を持し、兎も角も奉天會戰及び波羅的艦隊の前途を見るに若かずと爲した。他の列國も亦講和に就て容喙するの手掛りもなく、乃ち英國上院に於ても、三月十四日自由黨の一領袖が日露の戰局に論及し、『本員は英國政府が、他國と協同してこの戰爭を終局せしむることを試むるに就て、適當の機會を逸せしめざらんことを切望す』と述べたるに對し、外相ランズダウンは、『若し斯かる機會の到來するあらば、本政府は敏速に之を利用するを怠らざるべきも、輕卒なる干渉は至大の惡結果を生ずるの虞がある、時機未熟の干渉は干渉者に取りて反抗を招くの危險あるのみならず、併せて斯かる希望の成就を遅延せしむるに至るやも保し難い』と答へたるが如き、時局の要樞を説いて簡にして盡せるものであつた。

露軍の奉天大敗

然るに間もなく、奉天方面に於ける日露兩軍の戰機は熟し、我が左翼軍は二月二十五日より運動を開始し、三月七日夜より五十里の全線に對する總攻撃に移り、十日遂に奉天を占領し、直ちに追撃戰となり、十二日に至り露兵の捕虜四萬、死傷十二萬を超え、露國の戰運回復の轉機として必勝の望を繋げるその滿洲軍は大敗潰亂し、奉天以北第一の堅府たる鐵嶺をも棄て、遠く開原方面に退却した。

講和論の再擡頭

この大敗報の傳はるや、一時聲を潜めたる講和説は復た俄に世界の各方面に簇起し、列國の輿論は今や日露の戰局は既に決せりと爲し、露國がこの上徒らに絶望的戰爭を繼續して遂に社稷の危殆を招くの愚を戒むるに於て殆んど一致した。特に佛國の輿論は翕然として講和説に傾き、親露的の新聞紙すら、露國は近き將來に於て勝算を有せず、故に相當の條件の下に和議を講ずることは露國のために得策なりと論ずるあるに至つた。

嘗に歐洲諸外國に於てのみならず、露國內にありても、講和論は次第に朝野の間に高まり、特に

藏相ウキツテの如きは、露曆二月二十八日(三月十四日)、即ち奉天の大會戦終りてから四日を出でざるに、講和の急務を説ける率直なる左の上奏文を露帝に捧呈した。爾後半歳ならずして講和使節の大命を拜せるウキツテの意見として、所説頗る味ふべきものがある。

ウキツテの和議奏上

『陛下。現今の國情に顧みるに、唯一の合理的方法は、この際講和條件に就て商議を開始し、且曩にブリギン(議會創設の調査を命ぜられたる國務大臣である)に下し給へる叢旨を最も迅速に、而して最も廣範圍に實施せらるゝことに依り、少なくとも或程度に民心の緩和を計るの外ならず。戦争の繼續は危険以上にして、この上國民を犠牲に供せんとせば、恐るべき災禍を來すあるを免れず。且續戦には巨額の財帑と巨數の人命を要すべきか、この以上の出費は露帝國の中樞神經を組成する財政經濟状態を攪亂し、國民の貧困を加へ、不平怨恨を高まらしむるに至るべし。新に大兵を徵募せんとせば、武力を藉りて強制するに非ずんば能はざるべく、即ち極東に向けんがため兵は、その徵募地に於て既に鮮血を見ずんば已まず。加ふるに收穫にして平作以下に落ち、

而して虎疫再發するが如くんば、農民の紛擾は沿く國內各地に蔓延すべく、概言するに今日の情勢を以てすれば、軍隊は露國國內それ自身に必要を感ず。

『事實和議を開くは痛歎の極にして、之を開くに方りては、露帝國の威嚴を保持するに足るべき條件を以て之を掩護するの要あるべし。然れども遲きに及んで一層の威迫を受くるは、今に於て斷然之を講ずるの勝れるに若かず。クロパトキンは鐵嶺を支ふる能はざるべく、哈爾賓にして萬一敵手に落ちんか、烏蘇里地方は遮断せらるゝを免れず、ロヂエストヴエンスキーは必勝を保し難し。露國は今日尙ほ甚しき屈讓の下に立たずして和議を見るの希望を保障するに足るべき威嚴を有するが、今日この時機を逸し、神命に違ふて折れるべき時に折れずんば、自ら好んで一層の災害を招くあるを覺悟せずんばならず。假に講和條件にして到底受諾すべからざるにもせよ、必しも和議に入るに妨げありと謂ふべからず。若し或列國の友誼的協力に依るも尙ほ條件依然苛重ならんか、我が全國民は擧つて帝と帝の名譽の擁護のために起つべく、我が純潔の精神は之に依り天に通ずべし。

『叡聖文武の陛下よ。決断は萬事に必要也。決断にして安全に際し必要なりとせば、艱難に處し

ては更に一層必要也。艱難に處しては、決断は安全に向ふ第一步也。今や遲疑逡巡すべきの秋に非ず。和議は宜しく直ちに開談すべく、且ブリギンへの勅命は亦直ちに寛宏の精神を以て實行せらるゝを要す。臣は敢て狂亂せず。時局を識別する具眼者として敢て奏聞す。臣がこの文を草するに方り、臣の手を動かすものは病患に非ずして決心也。他人の恐くは陛下に奏上するを憚る所のものを敢て進んで奏上せんと欲する決心也。上帝願くは佑助を陛下に垂れ給へ。謹んで奏す。

セルヂウス ウキツテ(手署)

これ露國國內の具眼者を代表せる言である。而も露帝は之に耳を傾けなかつた。

在華府佛獨兩國大使の行動

さりながら露國の國內に於て既に斯かる中正の言あり、その國外に於て、別してその盟邦たる佛國に於て、露國のためを計りて和議を云爲する者ある、亦怪むに足らない。乃ち奉天役後程なき或日、在華府佛國大使ヂュスランは大統領ルースヴェルトを訪ひ、「閣下の豫言は不幸にして着々適中し、今や一點の疑を容れざるに至つた」と述べたので、大統領は「露國にして遼陽又は沙河の會戦

後自分の勸告を納れしならんには、今日の如き大敗の恥辱を免れたであらう、自分の勸告は日本の利益のためでなく、寧ろ露國の利益を計りてのことで、露國にして自分を信するに於ては、今に於て自分の勸告の眞意を解したであらう」と答へた。越えて數日、同大使は重ねて大統領に對し、露國は日本の講和條件を知らんことを希望すとの意を極めて婉曲に通じた。蓋し同大使は、奉天戦後に於ける和議の促進に關してルースヴェルトの意向を探らんと欲し、大統領は亦この機會を以て、能ふべくんば前回の徑路を追ふて佛國をして露國の反省を促さしめんとしたる結果、即ち以上の反響を齎したのであらう。然るにこの間に於て、在華府獨逸大使は高平公使に對し、荐りに露國の續戰の決心なるものを吹込むに努めた。嘗に高平に對してのみならず、大統領に向つても亦露國は尙ほ一年間は交戦を意とせざるも、日本は到底斯く久しきに堪ゆる能はざるべしと述べ、荐りに露國のために聲援する所あつた。

大統領の考案と我國の態度

斯かる情勢であつたから、大統領はこの際講和に關する我國の意向を列強に示すを以て和議の促

進に利ありと思惟したらしく、或日高平の白聖館を訪へる際、大統領は、敢て勸告として述ぶる意ではなく、單に自分の念頭に浮べる一考案に過ぎずと斷はり、「露國の大敗は今や何人も肯認する所で、且露國の宰臣も過半は平和説に傾けるやうであるが、唯だ露國より和を求むるに於ては、日本より露國の認めて以て屈辱と爲すべき條件の要求に接せんことを恐るゝの一事は明瞭であるから、日本としては敵のために一條の逃路を開き置くことが得策であるまいか。即ち日本に於てこの際講和に意あることを何等かの方法で列強に通じ、且能ふべくんば講和條件をも示し置くこと或は妙とすべく、然る上尙ほ且露國に於て續戰を主張するとせば、曲は當然露國に歸し、日本は何等損する所もなからう。この儀果して實行不可能なるやに就て篤と考究ありたし」との意を語つた。

けれども我國としては、この時機に於て我が講和條件を示すが如きは到底容諾し得べからざるのみならず、講和に意あるを示すことすら大に熟慮を要する。蓋し列國の輿論は概して平和を希望するから、我國に於て講和に意あるを示さんには彼等は之を歓迎し、一層同情を我國に寄するに至るべきことあらんも、最も考慮を要するは、その露國に對する影響如何である。露國に於て現に責任ある位地に立つ武斷派の如き、この際講和を云爲するに於ては己等の失敗を自認することとなり、

その政治的立場を全然失ふに至るから、今我國に於て講和に意ありとすることを示すあらんか、彼等は會々以て日本の弱點を見出し得たりと爲し、一層上下を鼓舞して續戰熱を煽動するに至るべく、その結果は却つて講和の前途を遼遠ならしむるかも知れない。講和のこと輕々しく談すべからざる所以は實に此にある。されば小村はこの所見を高平に傳へ、之を服膺して大統領との應對に當るべきを訓示した。然るに高平の次で白聖館を訪問したる折、大統領は重ねて「日本が戰爭の終局に際し充分の果實を收得せんことは自分の熱誠なる希望なるのみならず、今後續戰に堪ゆる力あることも亦自分の確信する所で、現に自分はその意味に就て日本の地位を説明しつゝある」と述べ、更に語を進め、「日本の要求せんとする講和條件の概要はこの際自分に於て承知し置きたい、尤も自分は之を露國には勿論、日本の提議としては他の如何なる國にも知らしむることなく、單に自分一個の所信として列強に通じ置くのみである」と云ひ、殊に償金要求の意思あるや等を高平に尋ねた。

事情斯の如くであつたから、小村は重ねて高平に電訓し、大統領に向つてその友誼に對する我が深厚なる謝意を表し、併せて「最終且確定の講和條件は戦局の進歩と共に變更を免れぬから、未だ之を決定するの時機に達しない。且この際我方に於て輕々しくその條件なるものを發表せんか、現

下の形勢よりすれば、露國は單に國內政策の點より考量するに止まり、國際的見地より之を考量すべしとは思はれない。殊に露國にして平和希望の誠意を表示するに至らざる限り、露國の我が提出條件を承諾すべき意向を期待すること不可能であるから、我國は目下の時機に於て講和に關する我が意向を發表するは不得策なりと思惟する。償金問題に至りては、我國は之を戰爭の原因と、戦局の現勢と、類似の場合に於ける世界の慣例とに鑑み、露國に向つて償金を要求するに充分の理由ありと信ずる。若し夫れ續戰に關する日本の能力問題に就ては、我國は開戰に先だち之に對し最も慎重細密の考量を加へたが、實際我が國民が軍國の急需に應ずるの實力と覺悟は遙に豫想に超越せるを認め、隨つてこの點に關しては毫末の顧慮を有しない」との趣旨を内陳すべく訓令した。

列國會議說の出没

高平は大統領を訪ひ、右訓令の趣旨を通じた。大統領は之に對し、己れ一個としては日本が償金を獲んことを希望するも、列強の意向に就ては未だ何等知る所なく、且露國は償金を支拂ふの資力なかるべしと述べ、その餘の點に就ては満足なりと云ひ、別に薩哈噠に關する日本の意向を知りた

しと求め、更に列強の態度に關し、露佛の側にては講和問題を列國會議に附せんと希望ある模様なるが、自分の信する所にては、講和は兩交戦國間の直接談判にて解決すべきで、列國會議を開くに於ては、參加國は各自各種の意見と要求を提出し、終には清國の領土保全をすら危うするに至るなきを保せぬから、その開催は害ありて利あるを見ず、察するに英獨兩國も亦之を賛せざるべく、殊に英國は之に關し全然自分と歩調を一にする意向であるのみならず、獨帝にも亦近來その態度を一變したやうであるから、全然自分を援助するなるべしと語つた。大統領は前年五月末には或人に向ひ、他日講和談判の場合に之を日露間のみにて爲すに於ては、露國が將來之を確守して破ることなきや疑はしいから、一八五四年の巴里條約、一八七八年の伯林條約の如く、日露に英佛米獨清の關係列國を加へて之を保障せしむること日本のために得策なるべく、且これ等七ヶ國の會議に附議せば、日本の穩當なる要求は多數の認諾を得べし、と語つたことある。が彼は今や局面の推移に鑑み、一變して列國會議說を非認するに至つたのである。大統領が同三月三十日付にて當時養病のため南歐に遊べる國務長官へ一に送りし書簡に曰く、

「カシニー及び高平は交々予を訪ひ、和議に關し語る所あつたが、双方共に己れ先づ手を下すを

好まぬから、今日までの所何等の進捗を見ない。高平は曰ふ、露廷にては政府を拘束する力ある大臣とては一人も無きこと明白なるが故に、露帝その人の言として出づるに非ざれば之を考量するを欲せずと。これは一理ある。カシニーは「公的に云へば政府は續戦に意あり、私的に云へば自分は平和を欲す」と予に語つた。獨帝は又獨帝で、佛國が列國會議を操らんと試みつゝあること、而してその場合には獨逸は埒外に振落さるゝものと信じて居る。彼れ何たる跳ね男よ。彼は予に寄する外、凡ゆる人物に對して書きつゝあるやうである。予は講和のため列國會議を召集するの議には反對である。

「支那は兩交戦國の結局共倒れとならんことを欲するので、日露の續戦を明かに希望して居るやうである。歐洲列國は平和を欲する。日本が浦鹽を奪取するも、英國は決して欣喜雀躍するに至らざるべしと予は信ずる。列國は予の講和斡旋者として行動するを好まぬやうで、予自身に於ても亦敢てその意は無い。予は日露兩國自身の間之を解決せんことを欲し、予以外の何人かその促し役に當らば満足する。佛國にして之が任に當らば、蓋しその目的に適ふであらう。」

又大統領がその翌三月三十一日付にて在華府獨逸大使に宛てたる書面は、彼が獨帝の盡力に期待するの大きなを示したるもので、その文に曰く、

「予は貴簡に對する回答として、講和の機會到る場合に列國會議にて之を議するを不賢明なりと爲すに於て獨帝と全然所感を一にすることを閣下に告ぐるを欣幸とする。日本公使は予に、日本も矢張り同見なりと云つた。予は英國大使に列國會議反對説を予の意見として語つたが、彼は英國政府も亦必然同感なるべしと云つた。予は又露國大使を引見し、予の判斷にては、講和は明かに露國のために利あること、露國にして一日の安を偷み、その都度日本の勝利を見るの曉に於ては、日本の講和條件はその都度苛重を加ふるの外なきことを告げた。これは閣下だけの御含み迄に申進するのである。」

更に裏面の消息を詳密に説示したるものは、大統領が四月二日付にて外遊中の國務長官へ一に送つた左の書簡である。

「予は前週中カシニーを二回、高平、デュラント〔駐米英國大使〕、デュセラシ〔同佛國大使〕を一回宛、スベツク〔同獨逸大使〕を三回引見した。獨帝は己れの生命及び權勢に對する陰謀を少しく嗅付けける毎に、あわてゝ之を予に通報するに於て殆んど偏執狂者の觀がある。帝は日露の問題の

ために列國會議を開くを好まない。現下の事情にありては、予も亦全然同感で、日英兩國も亦同じ所見を有する。帝は英國が同様の見を持つるを知りて驚異し、且安心せる状である。帝は英國は己れを襲撃し、獨逸艦隊を撃破し、或は佛國と聯合して己れに死活の戦を挑まんと企畫せりと眞面目に信じた。英國が斯かる企畫を有せざるは勿論であるが、而も英國自身も、獨帝が密かに佛露孰れか又は双方と相結んで對英同盟を作り、來りてその艦隊を撃破し、英帝國を地圖上より抹殺せんとの意圖を有せずやとて恐怖に打たれ居るの風である。兩國民を驅つて開戦に導くが如き斯かる不信及び恐怖を相互に相抱くのは寧ろ不可思議である。

「公的には露國政府は續戦に意ありと宣明するカシニは、予に「自分は名譽ある條件ならば和議を歓迎すべく、但し償金問題の如きは瞬時も考量する能はず」と語つた。無論訓令を受けての言であらう。予は彼に告げて云つた、「予の觀る所では、露國は日本軍が未だ露國の何れの領土をも獲取せざる今日に於て償金問題を商量すべきか、又は日本軍が哈爾濱及び浦鹽を占領するに至るの時を俟つかゞ考量すべき要點なるべく、將た露國は、斯かる事情の下にありて日本はその講和條件を幾分苛重にせざるべきやをも考慮せねばならぬ。予は日本が奉天の大捷を獲、一切の危

險は既に去り、己れの條件にして承諾せられざる限り寧ろ續戦の利を思ふものと信ずるから、日本の利益のためでなくして誠實に露國の利益のために敢てこの言を爲すのである」と。

「日本の政府及び人民の心情には、近時顯著の變化を呈して來た。これ必しも無理でない。彼等は勝利は我が物と信じ、最早や外部よりの干渉を受くることなく安全なりと信じ、著しく高調子となつた。高平は予に「日本は開戦の原因たる諸點の外に償金の要求を主張すべし」と云つた。予は彼に「日本が奉天戦役以前に於て、他日露國に要求すべしと云へる諸點に就ては衷心同意を表するも、償金の一條に就ては意見を保留すべし」と告げた。

「凡そ今日世に露國の専制政治ほど憐れなもの他にあるか。ザーは一億五千萬の民衆の専制君主として冠履顛倒の憐れ至極な小動物ではないか。彼は進んで開戦を爲し能はなかつた。今は又退きて和議を提する能はざるの状にある。」

(Bishop, I, pp. 377—379)

兎も角も露佛の希望したる列國會議説は、米國大統領に於ては不同意のこと漸く明瞭となつた。この報告に接したる小村は、重ねて高平を通じ、列國會議説に對する大統領の所見が全然我國のそ

れと符合するを見るは頗る満足なること、我國は大統領と均しく、斯かる會議の清國の領土保全を危うし、且列國會議は我國自身の利益に反するものと思惟すること、一切の講和條件が兩交戰國の直接談判にて決定せらるゝを要するは露國の累次且明確に言明せる所で、我が政府も亦從來同一の意見を懷持し、今に及んで依然渝る所なきこと等を大統領に通じた。要するに列國會議説の如き、佛國が露國のために計りて之に賛同するは怪むに足らない。英米が之に賛しないのも亦理なきに非ずだ。唯だ獨帝の之に合槌を打たなかつたのは如何。そは他にあらず、列國會議を開くに於ては、佛國は南清に於けるその勢力擴張を提議すべく、英國も亦何等かの要求を提出すべく、而して日本は該會議に於て最大の勢力を有する強國と連合するに至るであらうから、會議は獨逸に取りて何等有利の結果を齎らざるのみならず、却つて多大の危険を伴生すべきを豫期せねばならぬからである。されど要するに獨逸の列國會議不賛成の態度は、偶々以て他の列強をして講和干渉の意向を一定せしむるの動機ともなつた。

佛國の焦慮憂悞

さるにても露國の盟邦たる佛國にありては、奉天會戰後に於ける輿論の俄に平和論に傾くに至りしは曩に述べたが、爾來同國民の戦局の前途に對する焦慮憂悞は日に甚しきを加へ、講和は佛國自身を擁護する上に於ても最早や一日を緩うすべからずと爲し、政府を動かして露國に對し講和を勸告せしむるの急を論ぜざる者少なからずあつた。彼等は露國は到底戰運回復の望なく、よしんば假に非常の努力を盡したる末戦局を有利に挽回し得るとするも、その結果莫大の負債に苦むは勿論、露國の精銳は極東に於て消耗し去り、兵力の恢復は容易なりとせず、その曉に於ては佛露同盟は名あるも實なく、國際政局は獨逸の驅使する儘に左右せらるゝに至るを免れず、獨逸は之を見込んで若りに續戦を露國に慫慂しつゝあるから、佛國は速に露國に勸め、速に現下の災厄より脱せしむるにとが却つて佛國自身の緊切なる利益で、措置之に出づるは實に佛國の義務たると同時に亦その權利に屬する、といふに於て殆んど一致した。國論既にそうであつたから、政府當局者も亦拱手傍觀するを得ず、外相デルカツセの如きも、講和を露國に促すの意亦頗る切であつた。が、何分にも之を捉ふるの機會なく、密かに露國政府部内の平和派と接觸を保ちつゝ、形勢の推移を待望するの姿にて打過ぎた。

斯かる間に三月三十一日、獨帝は突如タンヂールに上陸し、摩洛哥王に對し排佛的宣明を公然爲すありて、歐洲の外交界は頓みに急調を呈した。デルカツセは日露の講和促進に關し最早や猶豫すべきに非ずと見、四月五日定例の外交官引見日に於て本野公使に對し、「自分は今日まで不斷に時局の趨勢を考察しつゝあつたが、今や露國の意思に關し最も信據すべき消息に徴するに、若し日本にして露國に屈辱を與ふべき或種の條件、即ち領土割讓と償金支拂との二事を談判項目中より除去するに同意するに於ては、自分は日露兩國をして開談に接近せしむるを得べしとの強固なる確信を有する、但し講和條件そのものは當事國間に於て直接折衝するを當然と信するので、自分は毫も自ら條件の内容を知らんと欲するのではない」と述べた。

本野は之に關する小村の訓令の下に、程なくデルカツセに對し、我が政府は直接談判の主義に關しては全然彼と意見を同する旨を告げ、尙ほ「露國政府が平和を希望するの點に就ては閣下に於てその所信を確保することを得るや」と問ひたるに、彼は之に答へ、「日本に於て前述の二條件を提言することなき以上、露國政府は誠實に講和を希望するとの確信を有す」と言明した。小村は重ねて本野をして右の内報を謝せしむると同時に、我が政府は曩に陳示せるが如く、講和條件は兩交戰

國間に於て直接商議せらるべきものと信するから、我が要求の内容に關し豫め何等留保を爲すを得ざるは勿論である、露國は日本の要求を容るゝの約束を爲すなく談判を開始せんことを主張すべきであるから、日本も亦その正當と認むる要求を提出するに於て均しく自由を有せねばならぬ、この趣旨を答へしめた。デルカツセは稍々失望の色あつたとか。

我が廟議の決定

他の一方に於て我が政府は、露國の實勢と列國の態度とに鑑み、我が終局の目的を達せんがためこの際に處すべき方針に就て慎議し、特に小村は時局の前途に關する徹底的の意見書を閣議に提出し、閣議は之を基礎として議を盡し、結局戦争は尙ほ長引くものとして之に應じ持久の策を講ずるの安全なるに若かずと認め、軍事上に於ては、その既に占め得たる位地を固め、進んで一層優勝の地歩を占むるに努むべきは論なきも、外交上に於ては事情の許す限り成るべく速に満足すべき和局を迎へんがため適當の手段を講ずべし、といふに決定した（四月八日）。

我が政府のこの方針は、講和の開談の目的を以て兩交戰國を相接近せしむるの勞を執るものあら

ば、我方は固より之を謝絶するの意あるに非ざるのみならず、寧ろ之を歓迎するの誠意を意味したものである。が、既に直接談判にて一切の條件を決定すべきことを我が根本の主義と爲した以上、豫め某々條件を除外することをコミットするが如きはこの主義に反する。故に小村がデルカツセよりの來意に對し前記の應答に出でたのは、固より當然であつた。小村は更に本野に電訓し、デルカツセに對し念のため右の點を説明して誤解を防がしめ、次で講和に關する我が叙上の態度を米英兩國筋に内報した。大統領ルースヴェルトは出獵先より國務長官代理たる陸軍長官タフトを通じ回電して曰く、「講和は日露兩國間に於て直接之を行ふを要し、一切の講和條件も亦兩國間に於て直接に談判することが現下の形勢に鑑み最良の方法なること疑を容れず、但だ言ふまでもなく、日本は滿洲に於て門戸開放を維持し、且同地方を清國に還附するの方針を今尙ほ恪守しつゝあるものと自分信ず」と。小村は高平をしてタフトを通じ大統領の所説に對する謝意を致さしめ、同時に滿洲の門戸開放及び還附の方針は我國の勿論恪守する所なることを言明せしめた。この電報をタフトが大統領に移電するに方り、その末段に「日本は談判開始の熱望を示すものに似たり。 그리스コムより本日接手せり書面には、日本外務省のデニソンは日本は貴下に依り平和の成就を熱望すと語れり」とある。日本公使は他國の競ふて和議の仲介者とならんと欲する嫉妬を慮り、本件に關する彼の一切の照會は之を機密に附せんことを要請した。カシニーは貴下の出發以來拗振の狀がある。開談は彼を通ずるよりもデュセラヌを通ずる方然るべきか。情報に依れば、日本は海戦を避くるに意あるものゝ如く、又償金固執の念は稍々薄らぎ來りしものゝやうである」とあるは面白す。(Dennekt, p. 180 参照)。

大統領の在華府日露兩代表者豫備的會見案

ルースヴェルトはタフトのこの電報に對しコロラドより回電し、「予は日露問題のためといふを避け、華府に於ける一般政務の都合を名とし、豫定の五月十五日を操上げて同八日に獵地を發し、歸府の途に就く。その前高平に面會し、左のことに關し彼の意見を尋ねられよ。即ち大統領は兩交戰國に於て相互に接近し直接和議の開談を爲すこと能はざる乎を大統領一己の發意として承知せんがため、自分は大統領に代はり露國大使に面會すべく命ぜられたり、として之をカシニーに極めて内密に話すことは如何。又大統領の所見にては、講和開談の豫備として先づ駐米日露兩國使臣間に何

等仲介者を用ゐずして眞率愴懷の會談を試むるに若かずといふにありと陳述することは如何。高平に於て若し異議なくば爾く行動せられよ」と電訓した。タフトは右の電訓を齎して高平を訪ひ、その意見を叩いた。高平は之に對し、本國政府の意は、この際我方に於て講和を必要とすべき何等特殊の事情あるのではなく、要は佛國外相が露國の希望なりと言明したに拘らず、遂にその希望の目的たる兩交戰國接近の道を開くことに奏效せざりしに鑑み、大統領に於て兩交戰國をして講和の開談に向つて接近せしむることに關し何等意見あらば承はるまでのことと思ふこととの旨を述べ、我が地位を辯明した。この點に關し、ピシヨブのルースヴェルト傳に「その際日本公使はタフトの所問に賛成し、且講和條件に關する陳述を爲せり」と記しあるは誤りである。

小村は高平をして重ねてタフトを経て大統領の好意を深謝せしめ、併せて大統領來示の辦法が果して所期の目的に歩武を進むるの效あるべきや頗る疑はしく、世上傳はり居るカシニ―大使の意見なるものより推考するに、彼の關與にて講和の目的に向つて兩交戰國を接近せしむるの效あるべしとは信じ難いと述べしめた。程なく大統領の歸府するや、高平は訓令に依り再び大統領を訪ひ「露國にして和議の希望を表示するに於ては我方は何時にても之が開談に應ずるの覺悟なること累次聲

明したる所で、この點に關し我が態度は何等渝らない、且苟も熄戰を目的とする正當なる盡力に對し之を阻礙せざるは、文明及び人道に對する我が義務なるを確信するも、但だその盡力にして奏效を期するに足るべき確實の根據なくば、結局は失敗に終り、延いて講和を一層滯滞せしむるに至るべきを恐れる。敢て問ふ大統領に於ては、現下日露兩國間に直接開談を爲すの機運全く熟せりと認めらるゝや、講和はこの際果して露國の歡迎する所と思惟せらるゝや、而して若し右の機運既に熟せりと認めらるゝに於ては、兩交戰國を談判開始に接近せしめんがため大統領に於て直接に、且全然その一己の發意にて、之を勧誘せらるゝに意あるや如何」との意を試問せしめた。

波羅的艦隊の東航と大統領の眞情

この時に方り、久しく世人をしてその動靜を疑はしめたる露國波羅的艦隊は、數月來の假泊地たりしマダカスカルの北端ノツンベ灣を三月十六日に拔錨して東航の途に上り、四月八日新嘉坡沖を通過して程なく安南の東岸カムラン灣に入り、同支隊の第三艦隊も四月上旬ヂブシーを發し、來りて本隊に合し、日露兩海軍の雌雄と延いては全局の戰運を決すべき大海戰の機會は日一日と切迫し

た。將た他の一面に於ては、日本は續戰の結果財政の破滅を見るべしとの感想は、獨り敵の露國に於て倖恃するのみならず、我國に厚き同情を寄する英米人の間に於ても、この點に就て竊に憂慮する者もあつた。されば小村は前記の電訓を高平公使に發するに方り、大統領にして若し目下の形勢日本に不利なるが如き疑念を有する模様あるに於ては明確に之を打消し、日本はその一般状態に於て、將た波羅的艦隊の來航に對し、戰局の日本に取りて好況なる復た今日に若くものなく、加ふるに軍國の要求に應すべき財源と信用は極めて鞏固で、隨つて依然前途の多望を確信して疑はずとのことを言明し、我が立場を納得せしむべき旨を訓示した。

大統領は高平を引見せる際、『自分の曩に露國大使に試みたる講和の勸告は、露國の一部有力者間に良好の印象を與へ、彼等一時講和説に傾くに至りしも、波羅的艦隊の支那近海に出現せる以來露人の意氣頓みに揚り、現に新任駐露米國大使は最近露帝に謁見の際、大統領は露國との友好關係を増進せんと欲するが故に、露國にしてその斡旋を利用するに意あらば、大統領は何時にても露國のために力を致すを辭せずと言上せるに、露帝は黙して答へず、側に侍せる皇后は自身の帝に勸める續戰説を帝に於て裏切るが如き應答を爲すあらんかと氣遣へるものゝ如く、眷りに帝の顔色を凝視

し居りしとの報告もあり、この報告その他の情報を綜合して考ふるに、和議開談の時幾は未だ熟せずと見るべく、露國にして日本に講和の意向あることを聞かば、彼は之を以て日本が波羅的艦隊の東航に驚愕せるものと爲し、日本の提言に對し至當の考量を加へざるやも測り難し』と語つた。彼が五月十三日付にてサー チョルヂ オット トレヴェルヤンに寄せたる手簡に

『予は差當り日露兩國を接近せしむるに就て何等手を下すを得ない。予は露國人を愛するも、露國の政體を忌み、その政府當路者の言を信ずることが能きない。日本人は予之を將來の文明の重要な分子として敬重したい。けれども日本人は全然白人に對して偏見を有せずとか、懷疑せずとか見るのは早計である。』

とあるのは、大統領の胸中時局に就て尙ほ多少の悲觀を抱いて居つた反映であらう。越えて同五月十五日、大統領が當時倫敦に在りし上院議員ロツヂに送りし書柬には左の如く記してある。

『日本は今や予をして講和を試ましめんと焦慮し居ること疑を容れない。露國は曩に旅順陥落後直ちに講和すべしとの予の勸告を無下に斥けて苦艱を加へ、今さら當然に後悔して居る。又日本も奉天役後代つて逆上の氣味で、予の勸告を斥くるの過失を演じた。高平は——及び予の推測に

ては日本の軍人一派は陸海軍共に「償金と割地とを主張する。が、露國は斯かる條件に服するよりも寧ろロジエストヴェンスキーの艦隊を以て尙ほ一戦を試むるを欲する。予は日本公使に云つた」若し最終の結果に對し、假に大疑問を抱かずとも、多少なりとも道理ある疑問を有するに於ては、予の判断にては敗者のために黄金の一橋を架し置くを以て賢明なりとす」と。けれども彼は予の見解に同意しなかつた。然るに今や物質的には日本艦隊より何程か優勢なるロジエストヴェンスキーの艦隊の出現に依り、明かに煩悶する場合に逢着した。日本人は勇氣に於ては充分で、その慎重は稱すべきも、日本艦隊の有利のチャンスは一に對する少なくとも二あると同時に、不利のチャンスも三四の中に一あるに想到し、萬一敗戦の場合には局面全滅の非運に遭遇すべきであるから、餘りに敵を極度に絶望せしめずして勝利の實績を確把するに若かずとの意を彼等に告げたるに、彼等は予の眞意を了解したやうである。(Eishop, I, pp. 381—2)

見よ、聰明達識ルースヴェルトの如きを以てしてすら、來るべき大海戦の結果如何を深く危ぶみ、その冒險を爲すなくして講和するを日本のために利ありと信じ居りしを。ルースヴェルトにして既に然り。他の局外者が悲樂交々その前途に觀察を下せる、復た敢て怪むに足らない。

程なき或日、大統領は更に高平を招き、その前彼が在華府佛國大使に向つて語りたる日本艦隊優勢觀を繰返へし、「波羅的艦隊は假に多大の損害を受けずして浦鹽港進入の目的を達するとするも、日本艦隊にして依然その近海に遊弋する限り、ロジエストヴェンスキー提督は何事をも爲し得ざるべく、而も荏苒冬季に入らば、露國全艦隊は浦鹽の結氷と共に全然同港同に閉塞せられ、結局旅順艦隊と運命を共にするかも知れぬから、世界全般の利益に鑑みて平和の希望すべきことを同大使に力説した」と告げ、更に語を續け、「而も露國はその全艦隊を失ふとも全局の得失上、特に著大の不利を加ふること薄きも、日本の立場は之に反すべく、殊に露提督は全力を盡して日本艦隊に損害を與へんとするのは勿論であるから、日本はその艦隊の操縦に充分注意し、危険を冒すなきの慎重なる思慮を加ふることを要す」と忠告する所あつた。ルースヴェルトの當年の我國に對する深大の同情、眞に感謝すべきである。

我が政府は折返へし高平をして大統領の厚意及び同情に對し深厚なる謝意を致さしあ、特に我が海軍保存の切要に關する忠言は政府の誠實感佩する所で、政府はこの點に關し將士の熟練とその周到なる用意に充分に信頼し、漫に敵を侮ることなく、及ぶ限り各種の場合を豫想して之に應ずるの

方策を講じつゝありと述べしめた。之を聽ける大統領は大に喜び、尙ほ「露國その他獨佛筋よりの情報に依れば、露國にては波羅的艦隊にして戦捷を博さば局面全く一變し、陸戦に於ても従來の失敗を悉く回復し得べしとし、一般に同艦隊の成功に依頼し、好望を前途に繋ぎ居るものゝ如く、随つて不日海戦の結果を見ざる限り、講和に就てこの上の措置に出づるの途なし」と云つた。大統領の所見實に斯の如く、即ち時局の前途は一に係りて波羅的艦隊の運命如何にあるに至つた。

第二項 日本海の激戦大勢を決し米國大統領 講和を斡旋す

天の冥護

天祐神助は我れにあり、加ふるに東郷大將以下幕僚諸俊の深謀遠慮と艦艇將士の豪勁練達を以てす、波羅的艦隊は何時東航し來るも、之が歡迎に我國は用意萬端秋毫の遺算もなかつた。その來航は、我が軍事外交當局者より觀れば、確に文字通りの歡迎であつた。なぜならば、我が海軍が同艦

隊と一舉雌雄を決するの後に非ざれば講和の談緒は開かるゝに由なく、而して之と雌雄を決するに、彼等が我が近海に來て呉れねば先づ不可能であるからである。彼等東航の途次、寄港地の佛國官憲は時に偏倚の便宜を彼等に供與した。之に對しては、我國として一應の抗議を試みしこと固より當然であつた。けれども、彼等がその盟邦の港灣に於て特別の便利を受くるありしに非ずんば、その無事東航は初めより覺支なかつたのであるから、佛國の中立違反は波羅的艦隊を豫定通り東航せしめ得たるに於て却つて我國に利益を與へ、同艦隊に取りては寧ろ最負の引倒しとなつた。天の冥護が如何なる所に動くかは、眞に人目の事前に豫見し能はざる所である。

波羅的艦隊の殲滅と列國の輿論

程なく日本海の大會戦は豫期の如くに到達した。而して我が善謀巧戦は史上空前の大捷となり、露國の戦局一變の希望を以て深く信頼せる遠來の大艦隊は、五月二十七八日の兩日を出でずして殲滅に歸した。露國は今や癒すべからざる一大致命傷を受けた。波羅的艦隊の將校中には、露國の貴族名門の子弟が少なからずあつた。露國の上流社會の人々も、當時既に戦局の不利を感悟し居らぬ

ではなかつたが、眼のあたり己等の子弟が殆んど擧げて日本海軍の前に無慘の最後を遂げたとの報に接しては、今さらながら甚大の悲運を感傷せずには居られない。是に至りて露國の上下は、擧げて到底戦局を挽回するの絶望なるを覺知した。特に民衆は異口同音、戦争の終結と議會の召集を要求し、力説し、絶叫した。而してその盟邦たる佛國の輿論は一齊露國に勸告するに、この上更に一層の災害を重ねんよりは寧ろ今に於て叩頭するに若かざるを以てし、伯林方面にありても和議促成論は急に高まり、英米の諸新聞紙に至りては續戦の不可を最も切實に露國に勸告し、講和の聲は斯くして洽く全世界に響き渡つた。

特にこの大捷の報を聽いて衷心歡喜した者は大統領ルースヴェルトである。初め彼れ紐育滯留中の金子子よりこの大捷報に接するや、即座に回答して曰く、「貴君の欣喜雀躍察するに餘りある。トラファルガーの役も、アルマダ艦隊の敗衄も、斯くまで雄偉、斯くまで完全ではなかつた。竹下中佐の今朝予の事務室を出づる時、海軍長官は彼を目送しつゝ云つた、今出で行く彼は何と幸福な男よ、凡ゆる日本人、取別け日本海軍軍人は、今日は宛ら空中に踊躍し居るの想あるべし」と。次で六月七日、金子子の親しく大統領を訪問するや、彼は子に、「予は眞に日本海軍の大勝利を祝福して

已まない。これは眞に世界未曾有の偉大なる現象で、トラファルガーの役とても到底之に比較すべきもない。予は最初その第一報を接受した際には、之を事實と信じ得なかつたが、次で第二第三の確報到達するや、神経昂奮して身全く日本人に化し、公務を處理するの念なく、唯だ來訪者に對し海戦の情況を談話して終日を送つた。これ全く予がこの海戦を以て日本帝國の運命を決定するものと信じたからである」と熱誠面に溢れて語りしが如き、喜悅の表情眞に迫るやうである。

講和の好時機

斯の如くにして我國は、今や戦局の上に至上至極の好位地を贏ち得たると同時に、外交上に於ても亦大體に於て有利の立場を得るに至つた。これ宜しく講和を考ふべきの秋である。當時我が國內にありては、東郷艦隊が餘りに易々と敵の大艦隊を撃破したのを見て、講和の談には耳を傾けず、國民の多くは哈爾濱へ進めよ、浦鹽港を占領せよと叫べる者も少なからずあつた。而もこれ果して能ふべきか。當時我が民衆は連戦連勝に馴れて氣漸く驕り、奉天の大勝を以てして尙ほ且敵の陸軍に致命傷を與ふるに至らざりし所以の實勢を解せず、哈爾濱を屠り貝加爾を衝くは一舉手一投足の

勞ほどに思惟した。けれども戦争の續行は難きに非ず、難きは講和の好時機と好機會を捉ふるにある。桂と小村はこの點に於て人一倍に苦慮した。而して遂にその取捨識別を誤らなかつた。即ち政府はこの好時機を以て豫ての廟謨に率由して講和の方針に一步を進め、依つて以て我が終局の目的貫徹を圖るの國家の前途に鑑みて最も得策なるを認めた。是に於てか政府は講和の開談に向つて兩交戰國を接近せしむることに就て米國大統領の斡旋を促すことに決し、小村は五月三十一日を以て高平にその意味の電訓を發した。即ち大要左の陳述を大統領に爲すべき訓令である。

『我が海軍の大捷が露國の戦局一轉の希望を以て深く信頼したる武力を殲滅せしめたる今日、同國政府に於て講和の問題に意を傾くべきことは必ずしも誤れる豫想でないと信ずる。講和のこと愈々開談となるに至らば、全然兩交戰國間の直接の會商を要すべきことは我が政府の依然確信する所である。けれども、この場合に於ても、兩交戰國を互に接近せしめてその會商に入らしむるためには、第三者の友誼的斡旋を要すべく、而して我が政府は、識見知慮共に我が全然信頼するに足るべき第三者に於て右斡旋の任に當らんことを欲する。故に我方の希望としては、米國大統領に於て直接且全然一個の發意を以て兩交戰國に勸諭し、直接會商の目的のため相互接近せしむることにより一臂の力を添えられたい。大統領にしてこの任に當らるゝの意あるに於ては、我が政府はその手續如何、並に他の何れかの國と協議の要あるや如何は、一に之を大統領の裁量に御任せする。但し我が政府が本件に付直接間接共に露國と交渉するの意の全然無いことは、茲に言明して置きたい。』

高平は六月一日大統領に面會し、右の訓旨を披陳した。大統領がその後程なく、英國漫遊中の上院外交委員長ロツヂに宛て、右の始末を内報し、中に於て『日本が予〔大統領〕自身の運動及び發意に於て兩交戰國を直接に相互接近せしむべく勸請方を予に求めたのは面白い。恰も選舉運動員が現任の在官者に向つて寄附金を要求するに方り、その俸給の一割を任意に寄附ありたしと勸請するのと同擇ばない。又以て日本人の幾分正直さ加減を見るべきである』と記せる、ルースヴェルトも相應に皮肉に長じた人である。(その全文は後に掲げる)。

大統領の對露講和勸告

兎も角も彼は高平の來意に對し欣然之を諾し、先づ露國の意向を確めんとて、翌二日露國大使カ

シニーを招見し、この上續戦の露國に取り全然無望にして講和の得策なる所以を剴切に勧告した。之に對し同公使は、五月三十日露國宮中に於て開かれたる軍事會議の續戦の決議を報じ來れる電信を大統領に開示し、「この電信の如く、露國は今日に於て日本に對し講和の要求を爲すの意は無い。何となれば、日本軍は未だ露國領土の寸地尺土をだに占領して居らぬからである。露國がその寸地尺土をだに喪はざるに講和を要求するが如きは、今日までに毀損せられたる露國の名譽をして益々失墜せしむるもので、自分は本國政府より何等訓令を受け居らざるも、一個の私見にては、大統領の忠言は本國政府に於て深く感謝すべきも、一國の名譽を重んずるがため遺憾ながら之に應ずる能はざるべし」と述べた。而も内心既に講和の已むべからざることは之を肯認せるものゝ如く、唯だ彼は、この際露國より進んで講和を提議するに於ては、日本は苛重の條件を要求するに至るべしと懸念の色あつたので、大統領は言を改め、「露國にして講和に決心し、誠意を以て日本全權と何れかの地に會合するに於ては、露國は日本の要求が露國自ら想像するほどの苛重のものに非ざるを見するであらう。但し諸般の情況を考量するに、露國に於て若干の土地割讓と償金支拂の覺悟を有することは必要ならん」と説き、又全權の會合地に關しては、露國大使の巴里を希望すとの言に對し、右は兩國協議の上哈爾濱又は奉天と爲すこそ然るべしと述べ、カシニーは右談話の次第を本國政府へ電報すべしと答へた。

されど大統領には、カシニーが右の勧告を露帝に進達するに方り、或は言辭を改竄して己れの眞意を壅蔽するなしと懸念し、別に六月五日朝、在露米國大使マイヤーに電訓を發し、直接に露帝に謁見の上、大統領の訓令として右と同趣旨の講和勧告の言上方を命じた。ルースヴェルトの右訓令は、彼が豫め獨逸筋の意向を斟酌し、特に獨帝の意圖を商量した結果なりしこと、後日立證せられた。蓋し獨帝の講和問題に對する意向は、當時ルースヴェルトのそれと殆んど揆を一にし、且能ふべくんば進んで講和助成の名譽を分たんと欲するの情に切なるものであつた。殊に佛國にして講和の斡旋に當らんとするに於ては、その名譽を佛國に荷はしむるを欲せざる獨帝は或は之を妨礙し、却つて露帝に續戦を勸説するなしと限らなかつたけれども、當時佛國は恰も摩洛哥問題にて獨逸と意見衝突し、遂に外相デルカツセの失脚を見るに至り、引續きその善後策に忙殺せられ、復た他を顧みるの遑なき際であつたので、獨帝にはこの機會を利用して講和のために一肌腕がんとの意に傾いた。ルースヴェルトはこの心情を捉へ、講和の促進を期するには露帝に對する獨帝の勢力

を利用するを以て捷徑なりとしたもので、小村の曩に五月三十一日發高平宛電訃中に於て「他の何れかの國と協議の要あるや如何は之を大統領の裁量に一任する」と附言したのは、小村の眼識能くこの機微の事情を洞察したが故である。されどルースヴェルトは、獨帝の依頼を受けて露國に都合好きまでに日本の要求條件を壓搾するの具と己れを爲すことは無論欲しなかつた。故に彼は、六月四日夜特に獨逸大使を招見して長時間の會談を遂げたる翌朝、即ち前述の如くマイヤーに電訓し、カシニーを通ぜる勸告以外に、別に直接露帝に講和の勸告を爲さしめた次第である。

マイヤーは大統領の右訓令を執行すべく、特に露帝に謁見を求めた。六月六日彼れ參内するや、非公式的に直ちに皇帝の書齋に接せる一室に導かれた。やがて書齋の戸は開かれ、帝は進み來りて懇懇に彼に接し、書齋に導き、机側の椅子を彼に賜はつた。マイヤーは皇后陛下御誕辰の佳節（この日は露皇后の地久節であつた）に特に謁見を允許せられたることを大統領に代はりて深く謝すと述べ、先づ訓令の要旨を口頭にて述べた（マイヤーは當年の米國の在外大使中、佛語を自由に操り得る隨一の人であつた）。帝は暫し勸考の時を與へよと求めた。が、これはマイヤーが努めて避けんと欲した所である。彼は直ちにポケットから訓電を取出し、一字一句を嚙出すやうに讀んだ。帝は

黙して答へない。マイヤーはすかさず、露國の國情に對する自己の所見を忌憚なく述べ、講和の露國に取りて必要な所以を力説した。帝は遂に納得し、「卿は際どき折に來られた。露國は今日まで寸地をだに侵されないが、今や敵は何時薩哈噠を襲ふやも知れない。その前に講和の會商を遂ぐるは必要であらう。兎に角朕の同意のことは、日本の回答が知らるゝまでは秘密にせんことを望む」と答へた。一時間に亘れるこの内謁見は、マイヤーとしては成功の幕開きであつた。

同六月七日及び十六日、大統領は當時倫敦滯在中のロツヂに送りし二通の書柬中に於て、講和交渉の當日までの經過を詳細に報道する所あつた。これ等重要書柬の要領は載せてビショップの「ルースヴェルト傳」にあるも、その全文は一九二五年一月十一日の「紐育アメリカン」紙之を發表し、當年の經緯を明瞭ならしめた。七日の該書柬は左の如くである。

「東郷の勝利は多分疑ひなかるべしとは思惟せしも、苦戦は免れざるべく、露軍にも多少の僥倖なしと限らず、日軍は勝つても少なくとも艦艇に甚大の損害を受くべし、と米人の多數は、而して予も素より、爾く推測し、何人も日本艦隊が斯くまでの大勝利——戦闘といふよりも寧ろ牛を屠るに似たる大勝利——を博し、艦艇を事實擧げて完うし、露國艦隊が全然殲滅せらるべしとは豫

想しなかつた。

「該海戦後程なく、予は來訪の高平とカシニを引見した。日本は己れの欲する條件が少しでも多く達成せらるゝ限り、明かに講和を希望する。露國は今までの處、何を欲し又その欲する所のものを如何にして獲べきかを判断するに憐れにも、且煮切らず、當惑し居るの狀である。

「日本政府の請求に由り——けれども日本自身の辭を借れば「予の發意に於て」——即ち日本はその請求の容れられんことを欲するも、それが予自身の發意に出づと爲し、且如何なる形式に於ても、方法に於ても、日本自身請求したる風に見えざることを希望した。(この請求ありたることは唯だ貴君のみに告ぐ。尤も追てはへいとタフトには語る積りである。——予はカシニに向ひ、戦争は最早や全然露國に見込なきことの予の信念と、露日兩國が相議して講和の開談に一致せんことの予の熱望と、且又予にして先づ露國の、次では日本の、同意を得れば、右の開談方のことを提議すべく、日本の同意は之を得るに成算ありと思惟すること、以上を露帝に傳奏せんことを依頼旁々告げた。

「日本が予自身の運動及び發意に於て兩交戰國を直接に相互接近せしむべく勸請方を予に求めたのは面白い。恰も選舉運動員が現任の在官者に向つて寄附金を要求するに方り、その俸給の一割を任意に寄附ありたしと勸請すると擇ばない。亦以て日本人の幾分の正直さ加減を見るべきである。

「カシニは上司に向つて不快なことを言上するを憚るから、彼れ果して右を露帝に傳奏するや予に於て確言し得ない。けれども予は他に取るべき道を知らない。折柄獨佛兩國も荐りに露日の講和を欲し、如何に着手すべきかに就て予と所見を一にした。

「高平は又スペック〔在華府獨逸大使〕と會見した。その結果——これは日本の關する限り蓋し豫想外の性質のものである——獨帝の予への親電にあるが如く、帝の行動あるに至つたらしい。

〔以下該親電即ち獨帝が講和の得策と且之がために米國大統領に仲介を依頼すべきを勸告したることを報じたものゝ全文、及び在露都米國大使マイヤーに對し露帝に謁して講和勸告を爲すべき旨の訓令方を國務省に命令せるルースヴェルト自身の覺書の全文が載せてある〕

「予は之に依り講和の開談が見込多しとは未だ信じない。蓋し露帝は全然支那式で、何事をも拒否すべしと思はるゝからである。若し彼にして之を拒否せば、彼は自ら墓穴を掘るのみである。

『日本軍は今後數ヶ月間に——一年以内には無論のこと——太平洋面の露軍を悉く打破り、露國の要塞を奪ひ、事實に於て露軍を貝加爾以西に驅逐するであらう。何れにしても、予は講和に向つて予の能ふ限りのものを爲した。』(下略)

露帝その勸告を容る

大統領のカシニーを経て爲したる講和の勸告に對しては、同月六日夜同大使より大統領に本國政府の回答を手交した。甚だ不得要領の回答で、大統領の勸告に對しては賛否共に確言せず、單に露國政府は講和又は居中調停を請はざるべしと云ひ、大統領に於て日本の要求を穩當ならしむることに就てその勢力を加へられ、且その要求の何たるかを知り出だされんことを希望すと云ふに止まつた。大統領は失望した。彼は同日白聖館を訪問したる金子子に『自分は百方手段を盡し、何等かの途に依りて講和の端緒を啓かんと努力したけれども、露國は毫も耳を傾けず、策既に盡きて亦施すに由ない。今日のこと唯だ已むなく續戦の一途あるのみ』と云ひ、翌七日の夜にも同子に向ひ、講和の前途尙ほ遠遠なるべしと語つたが如き、以てその失望さ加減が察せられる。然るにマイヤーの

勸告は、カシニーを経由せる所に反して好結果を齎した。即ち大統領は七日夜、右の歎聲を金子子に洩したる後十數分ならざるに、マイヤーよりカシニーの回答を覆へせる急電に接した。『露帝には大統領の提言は絶對秘密に附せらるべく、且大統領は自己の發意に於て日本政府の同意を得るに努めらるべきことの諒解の下に該提言を承諾す、このことを報道するの允許を本使に與へられた』といへる急電である。

ルースヴェルトは即時高平を招き、『只今駐露大使を経て露帝よりの親電に接した。けれども今その内容を閣下〔高平〕に語るに先だち、露國が直接に講和談判を開始せんがため全權委員を任命するとせば、日本も亦之と會商すべき全權委員を任命するや、この點豫め正式に閣下に問ひたい』と告げた。高平は然りと肯定し、露國政府にして誠實に講和を希望して委員を任命する場合には、日本政府も亦之を任命すること勿論なるべしと答へた。是に於てか大統領は更に曰く、『露帝は自分の誠意に對する感謝の意を表し、日本政府にして講和委員を任命する場合には露國政府に於ても亦之を任命すべしとの回答を自分に致した。就ては、日本もこの目的のため全權委員を任命すべしとならば、露帝の意思の變らざる中に公然の照會を發するを要するが、自分は今閣下より日本政府の意

向を確め得たので、自分は明八日を以て日露兩國駐劄米國代表者を經て公然兩國政府に同文の照會を發する積りである」と言明した。大統領が在華府日露兩國代表者に由らないで、日露兩國駐劄米國代表者をして之を兩國政府に照會せしめんと云つたのは外でもない、曩にカシニを經て爲したる講和の内勸告が不満足なる回答を以て酬ひられたのに鑑み、今次の照會も彼をして之を取次がしむるに於ては、或は復た満足なる結果を期し難きやも測られずと懸念したからである。ルースヴェルトの用意到れり盡せりだ。

斯くて右の報道に接したる小村は、折返し高平に電訓し、大統領の用意周到の盡力に對し我が政府の深厚なる謝意を表せしめ、且公然の照會接到の上は直ちに正式の回答を發すべき旨を確言せしめた。是に至りて時は唯だ公然の照會の來るを俟つのみとなつた。その間に於てカシニは煩悶措く能はざるものゝ如く、大統領がマイヤーの來電を彼に示すや、彼は「マイヤー大使は察するに露帝の言を誤解せるならん」など云ひ、又大統領が餘りに頻々日本公使その他の關係國代表者を引見するを不公平なりと稱し、人をしてその苦情を大統領に持込ました。が、大統領は餘計な御世話なり、再び來りて言を爲す勿れと冷然答へ、儼然動かなかつた。

大統領の公然の講和勸告

去程に六月九日の夜、在本邦米國公使グリスコムは我が外務省に來り、本國政府の訓令として同日付に係る一片の公文を小村に手交した。駐露米國大使マイヤーが露都に於て、殆んど時を同うして同一の公文を露國政府に提出したのは勿論である。この公文は先づ冒頭に於て「大統領の所感を以てすれば、今や人類一般の利益のため、目下の慘憺たる且痛歎すべき戰爭を終局せしむること能はざるかを見んがため、大統領に於て努力せざるべからざる秋方に至れり」と記し、次に「大統領は、日露兩國政府に於て、兩國自己のためのみならず、文明世界全體の利益のため、相互間に直接の講和談判を開始せんことを切望す」と云ひ、この講和談判は「全然兩交戰國間に於て直接に之を行ふべく、即ち日露兩國の全權委員は何等仲介者を設けずして會見し、以て兩國代表者に於て講和條件を協定すること能はざる乎を見るに至らんこと、これ大統領の勸告する所なり」と述べ、終りに「大統領は講和談判そのものに關しては何等の仲介者を要するを見ずと雖も、若し兩關係國にして會合の日時及び場所に關し豫議を整ふるに付大統領の力を藉るを利ありとするに於ては、大統領

は正當に爲し得る限り何事にても欣然その任に當らんとす。然れども右の豫議とても、若し兩國間に直接に又はその他の方法を以て之を整ふることを得ば、これ大統領に於て固より憚ぶ所なり。何となれば、大統領の目的とする所は、唯だ文明世界全體が依りて以て平和を來さんことを禱るべき會合の成立に外ならざればなり」と結んだものである。

日露兩國の受諾

之に對し我が政府は、翌十日付を以て受諾の回答を爲し、特にその末段に於て、「露國との平和はその確實を十分に保障するに足るべき條件の下に之を復せんことは世界の利益のため將た又帝國の利益のため帝國政府の希望する所なるを以て、帝國政府は大統領の勸告に應じ、全然兩交戰國間に於て直接に講和條件を商議決定するの目的を以て、相互の意に適し且便宜と認めらるべき日時及び場所に於て露國全權委員と會合せんがため帝國全權委員を任命すべし」と記して講和開談の目的と方法に關する趣旨を明かにした。露國政府も亦米國大統領の勸告に應ずる旨の回答を在露同國大使に致した。但しその回答の述べて肯綮に中らざる點のあつたことは後段に叙する。

兎も角もルースヴェルトは、露國政府より講和開談承諾の回答に接するや、即時急速に新聞紙をして之を世に公表せしめた。要は、斯くして意思の動搖常なき露帝をしてその承諾を翻すの餘地なからしむるの用意に出でたのである。

之に前後せる英國の態度

この間にありて、ルースヴェルトが苦慮したことの一は英國の態度である。彼は愈々日露講和の仲介役として乗出すに方り、能ふべくんば英國をしてその同盟關係を利用し、日本の要求條件を能ふ限り緩和せしめて講和の成立に便ならしめんと欲し、英國に向つて一再之が濶踐みを試みた。けれども英國は一向乘氣しなかつたので、彼は聊か失望し、一時は英國は日露の講和を欲せざるものとまで見て取つた。然るに六月三日、在華府英國大使はルースヴェルトに向つて外相ランズダウンよりの覺書、即ち概要

「英國政府は日本が今期待せんとする講和條件に關し何等端緒をだに知る所が無い。予〔英國外相〕は想像に基く意見を表白することの英國として無用に屬すべきかを恐れる。英國政府の所見

では、最近の海戦の結果に關し、又兩交戦國の心情及び期待に關し、更に詳報に接するまでは、本政府はその判断を留保する方然るべきかと信ずる。』

との通牒を寄せた (Dennett, p. 210-1 参照)。ルースヴェルトは之を視、英國は少なくとも講和に異議あるものに非ずと解したが、同國の態度に對しては彼は尙ほ頗る物足らなく思つた。されば彼は、日露兩國に對して公然の講和勸告を爲してより數日を経、講和會商地や全權範圍の問題にて仲介的折衝に忙はしき折の六月十五日、その在英大使リードに電訓し、外相ランズダウンに面會して英國政府は眞實に日露の講和を希望するものなるや否やを確めしめた。別言すれば、英國は日本に講和を強勸するに意なきか如何と突止めしめたのである。この質問に接したるランズダウンは答へて曰く、『自分は非公式的の流説や人物が英國は講和を欲せざるものゝ如しと暗示しつゝあるのとを耳にせぬではない。けれども自分は、之を打消す所の證言を喜んで與へる。英國政府の態度を以て流血を長引かすものと爲すが如きは、英國を誣ゆるの甚だしきものである。されど他の一方に於て、講和條件に壓力を加へんと試むることは、特に條件の内容を知らざる自分として、全然別個の問題に屬する。最近英國政府がこの重要な時機に方り在米大使の避暑休暇を許可したことに關

し、華府にては種々揣摩せられつゝあるが如きも、それは畢竟英國政府が講和談判の渦中に捲込まれるのを避けんと欲するの意に他ならない』と。

而も超えて一週日、リードが六月二十三日を以てルースヴェルトに報告したる所に依れば、同大使はその前日、英帝エドワードに謁せる折、帝にはリードの耳に囁き、『露國は近く復た敗北し、日本は浦鹽を占領するに至るかも知れない。それを避けしめんとする米國大統領の態度は解し難い。日本は先づ浦鹽を占領し、然る後講和談判中に寛大の意思表示として之を露國に還附してやるのが可いやうに思ふ。これが最後の決定を容易にする道であるまいか』と。リードは帝に『右の御意を内密に大統領に通報するも差支なきや』と尋ねたるに、帝には稍々躊躇したる後、『差支なし、但し極めて内密の報告とするを要す』と答へた。帝の我が日本に對する當年の好意は充分に讀めるが、而もリードよりこの内密の會談の報告に接したるルースヴェルトは、愈々以て英國は眞實講和を好むものに非ずとの見解を強めた。事實英國は必しも講和の成立を希望せぬ所ではなく、寧ろ衷心之を希望して居つたのである。只だ英國は、一方には日本を同盟に有すると同時に、他方には露國の盟邦たる佛國と特殊の關係にあつたので、その對講和外交には細心の注意を以て之に臨み、ひたす

ら自國を事前にコミットせしめざらしむるに留意し、別してルースヴェルトを以てその對摩洛哥問題の態度よりして歐洲の政局には深く通曉せざるものと爲し、その外交的手腕に多少の疑を抱き居りしランズダウンは、果してルースヴェルトの手にて必然講和の満足なる成立を見るに至るべきかに就ても亦多少の疑惑を有し、萬一の不成功の場合には、佛國と共に米國に代つて講和の再斡旋者となるべき局面を迎へずとも限らざる關係上、暫くは努めて渦外に遠ざかるの利を認めたと解するのを當れりとする。

大統領に對する豫議斡旋の依頼

扱も我が政府にありては、前述の米國政府の公然の講和勸告に對し受諾の回答を發したる翌十一日、更に米國政府に對し、我が政府は講和談判に關する必要の豫議に就て大統領の斡旋を煩はしたしとのことを告げ、且(一)談判地は芝罘を以て適當とすべく、(二)談判開始の日取は成るべく速なるを可とし、(三)露國全權委員の人物はその意見行動共に本國政府の尊重是認を得るを保障するに足るべき人格及び地位の者たるを疑はずとの旨を通じた。その同じ十一日、在華府獨逸大使は本國

政府の訓令に依り一書を大統領に裁し、中に於て「疑念深き露帝は、日本の要求にして苛重に失し又は露國に取りて屈辱的のものたるに於ては、直ちに商議を打切るべしと我が皇帝に申し來つた。我が皇帝には、講和開談の最上策は、貴大統領に於て參考までに日本の要求條件を突止められ、之を露都に示す前に貴大統領に於て査閲せられ、事實苛重且屈辱的のものたる場合には之を日本に返付してその再考を促すの順序を執らるゝにありと思惟せらる。帝には、貴大統領に於て過當に非すと認めらるゝ條件は露帝をして之を容諾せしむるに全力を盡すべしと宣はれ、且日本の關する限り講和の成否は一に貴大統領の手中に存すと思惟せらる」と記した。要求條件の事前の内示などは、我が政府の固より一顧をだに爲し得べき所でない。この照會に對し大統領が獨逸大使に向つて如何なる返答を爲せしやは不明なるも、講和談判に關する豫議今や歩を進めんとする際、獨帝の斯かる意思は、我國として到底考量せらるゝの餘地なかりしこと論を俟たない。

講和談判地及び講和全權問題

是より先き或日、金子子の白聖館を訪問したる折、ルースヴェルトは講和談判のことに説及し、

「自分は未だ日本政府の意向を承知せざるも、巴里は不可、伯林も不可、倫敦も亦不可で、自分は奉天と哈爾濱の中間に於て適當の地を求むるに若かずと思考する、貴意如何」と問ふた。子は「巴里、伯林、倫敦、孰れも不可なることは貴見と同感なるが、さりとて之を兩軍の戦闘線内に定むるに於ては、滿洲屯營の兩國軍人は各自國の談判委員に迫り、その主張を貫徹せしめんと欲し、ために談判を不調に終らしむるの虞なきを保せぬから、講和談判地は滿洲戦線區域以外に求むること必要なるべく、私見を以てすれば、芝罘若くは山海關を適當とすべし」と答へ、大統領は頷き、尙ほ熟考すべしと述べた。然るに高平は前述の芝罘案の電訓に接したので、之を大統領に通せんとしたる折、是に先だち在華府獨逸大使の來訪に接した。その際同大使より、露國は巴里を談判地と爲さんとの希望を有すとの言があつたので、高平は之を不可として芝罘説を述べたるに、彼は芝罘は北京に近く且陰謀の叢淵であるから、寧ろ奉天を可とすべく、北清地方以外にありては、華盛頓こそ最良の地なるべしと答へた。又露國全權委員たるべき人物に關しては、彼はローゼン男に言及し、轉じてクロパトキン將軍は如何との説をも出した。

高平よりこの報告に接したる小村は、折返し高平に、芝罘又はその附近地が談判地として折合ふ

べき見込なきに於ては華盛頓案を提議すべく、露國全權委員に關しては、單に商議事項の取次役たるに止りて自身の意見を以て事を斷ずる能はざる者なるに於ては、之を對手として重大なる談判に當るに際し徒らに事の遷延を致し、講和の成立を望みなからしむるの虞あること前々年の日露交渉に徴するも明白であるから、我方に於ては特別の人をば指さざるも、要は充分の地位と勢力とを有し、その意見行動の以て本國政府の尊重贊助を得るに足るべき人物の任命を欲すべく、且その數は少なくとも二名と爲さんことを希望すとの旨を回訓した。

紆餘曲折の末に解決

恰も六月十二日の午後、大統領は高平を引見し、その際彼は、在露米國大使に於て露國外相より接受せる露國政府の回答を示し、尙ほ告ぐるに、同日午前露國大使より口頭にて露國は駐佛大使ネリドフを全權委員に任命せんと欲すること、及び兩國全權委員の會合地は巴里と提議せんと欲することの通報に接したる旨を以てした。右露國政府の回答の要領は、

「我が皇帝陛下には米國大統領よりの來趣に深く感動せられ、右は實に露米兩國間に存在する傳

來の友誼を重ねて表彰するものたると同時に、一般人類の福祉及び進歩に取り爾く緊要なる宇内の平和が、大統領に於て我が陛下と均しく切に重要視せらるゝ所たるを明證するものとして欣悅せらる。追て「露日兩國の代表者に於て講和條件を協定すること能はざる乎を見んがため」會見すべき件に關しては、日本政府にして亦同様の希望を表示するに於ては、露國政府はこの努力に對し主義上異論を有しない。』

と云へるもので、現に露國外務省が六月十三日を以て發表したる陳述書に於ても、その米國政府に對する露國政府の回答の本文には「露日兩國が如何なる程度まで講和條件を協商し得るやを審議するの任務を與へられたる兩國全權委員の追て會合すべき件に關しては、日本政府に於ても同様の希望を表明したるに於ては、露國政府も亦斯かる企圖に對し主義に於て何等異存を有せず」の言句があつた。

露國政府の右回答は、我が政府の回答の直截且明確なるに比し甚だしき逕庭がある。露國の謂ゆる全權委員なるものは、我が政府の簡派せんとする全權委員と果して同様の權限を有すべきや、頗る疑なきを得ない。露國にしてその謂ゆる全權委員に附與するに我方と同様充分の全權を以てせざる限り、我方に於て全權委員の簡派に同意する能はざるは勿論である。將た又談判地に至りても、巴里の我が意に適せざるは猶ほ倫敦を露國が好まざる所なるが如く、否な歐洲は孰れの點より觀るも、我方の之に應じ難き理由がある。この問題に關し大統領の當時金子子に語りし所に依れば、露國政府は巴里を主張し、日本は芝罘を主張し、その間に大懸隔ありて到底纏るべき見込ないから、自分は初め瑞西を指定せんと欲せしも、同國駐劄米國公使は親露派なることを聞知したるに由り、自分は海牙を指定せんと欲すること、海牙駐劄の公使ヒルは日本に同情を有するのみならず、自分の親友であるから、日本に取り萬事に好都合なるべきこと、華盛頓に就ては、初め内密に露國の意向を探つて見たが、露國政府は自分を以て日本に對する深厚なる同情者と認むるのみならず、米國民の人氣は全然日本に傾注するがため、その渦中に進入して講和談判を開く露國に取り最も不利なるを感じ、容易に同意せざる風がある、且又談判地を我が米國の都府に指定するに於ては、世界列國は自分を以て米國の光榮と一己の名譽とに支配せられて之を決定したものと思惟するかも知れぬ、但し日本政府に於ても到底海牙を好まざるに於ては、自分は重ねて露國に對し日本政府の意思を通告し、所詮は華盛頓に同意せしむべし、とあつた。けれども我が政府の歐洲を好まざるは動か

し得ない。されば小村は高平に訓令し、大統領に對し大要左の通り陳述せしめた。

「我が政府は全權委員に附與するに講和條件を商議決定する謂ゆる全權を以てする積りである。然るに露國の回答に於てその措辭の特異なる、會々以て露國の意思は單にその全權委員に附與するに日本の講和條件を聴取する權限のみを以てせんとするのではないか、露國は單に我が要求を探らんがためにのみ大統領の勸告を利用せんと欲するのではないか、甚だ疑はしい。斯かる有名無實の露國全權委員との會合は全然徒勞に屬すべく、且大統領の講和確立の目的を達成するに於て秋毫の貢獻する所も無いと信ずるから、我が政府は、大統領に於て露國は果してその全權委員に附與するに講和條件を商議決定するの全權を以てするの意思なるや否やを確むるの勞を執られんことを切望する。露國にして事實右の意見を有するに於ては、この質問に明答を與ふること容易な筈である。」

「次に全權委員の會合地に關しては、我が政府は歐洲を好まない。蓋し日露兩國委員の會合の實際可能の事態となるに至つたのは、偏に大統領の斡旋に由るので、これ即ち我方が華盛頓を提議せる所以である。華盛頓の選定は已に我方をして彼我路程の半ば以上を行くの己むなきに至らし

むるのである。若し華府にして酷暑堪え難しとあらば、ニューポート又は米國內の他の一地を擇ぶも我方に於て苦しくない。」

高平公使は早速大統領に會見し、右の電旨を開陳した。然るに大統領は、「露國の回答は自分が豫め日本政府に提出したる上自ら公文に用ひたる言句をその儘引用したものであるから、それにも拘らず日本に於て今さら露國委員との會見を拒絶するやうなことありては、自分の立場は勿論、日本政府の地位も亦窮境に陥るなしとしない。自分の所見では、談判委員の權限如何は毫も緊要の問題でなく、苟も講和の意思あるに於ては、會議の實行こそ最も緊要の點である。若し講和の誠意なしとせば、よしんば談判委員に於て全權を帶有するとも、和局の成立には何等裨益する所ない。之に反し自分の期待し且信するが如く、現に講和成立の見込あるに於ては、談判委員に與へらるべき訓令の形式如何の如きは深く之を問はざるも可い。自分は露國に對し、その談判委員に附與するに日本が同委員に附與せんとすると同様の全權を以てせんことを慫慂したが、萬一露國に於てこの勸告を容れずとするも、日本に於て自分が豫て日本の同意を経て兩國に勸告したる講和委員の會合を拒絶するの正當理由となるまい」との意を答へ、次で在本邦公使グリスコムに左の電訓を發し（六月十

六日)、之を我が政府に知照せしめた (Denneft, pp. 280—1)。

「大統領は高平公使に對し、講和會議の全權派遣に關し露國の回牒の言葉尻に寄掛り又は論争するが如きは、當國及び歐洲に於て日本に對する最も不利なる印象を生じ、日本として最も不得策と自分は信する旨を告げた。現下露國は執拗的傾向を示し來れるに反し、日本は恬淡率直で、條件が適當ならば平和を希望するものとの感想あるに、今に至り日本の行動がこの感想を裏切らしむるが如きあらば、日本に取りて一不幸と大統領は判斷する。殊に大統領の所見にては、日本は斯かる行動に依り全然何等の獲るものが無い。全權にして講和の意思なき限りは、如何なる訓令を帶有するも寸效なき理である。然るに大統領の信する如く、時局の推移が講和を促し、兩當事國の代表者にして一たび會商するを得るに至りたりとせば、些末の若くは何等實益なき問題のためその會商を遲滞せしむるが如きは、最大不得策なることを俟たない。大統領は、日本が海牙を會商地に受諾せざりしを遺憾とせしも、日本の希望に應じ之を米國とすることに取定めた。大統領は、露國の全權は本國政府の批准を條件として講和の確定的條約を締結するの全權を帶有することは勿論なりとの露國大使の證言を得た。假に然らずとするも、殊に大統領の共同通牒の

文字に鑑み、日本として今日會商を拒むが如きは最も不賢明で、且既に會商にして實行せらるゝに於ては、全權の帶有する文面の形式如何に論なく、講和に對し實際的重要の歩を進め得たるものと大統領は思考する。以上を日本外務大臣に通牒せらるべし』

尙ほルースヴェルトは、上記高平との問答の次第を自記し、『露國の回答は、日本のそれに比すればヨリ少なく満足的のものたりしは論を俟たない。何となれば、露國の回答は何程か狹く、確定的言質を避けんと努めしに於て、日本を怒らしめたのは尤も千萬である。けれども同時に、予の同文公書に用ひたる文字をその儘引抄したるが故に、最早や談判を拒絶せんとするもその理由が無い。然るに日本は今や愚弄を演じ始めた。日本は予に請ふに露國は果して講和の全權を帶有すべき委員を任命するの意なるや如何に就て確たる回答を露國より得んことを以てし、その否定的場合には日本は會商を欲せざるの意を暗示した』と云へるが (Bishop, I. p. 389 参照)、而も我國の立場よりせば、折角露國委員と會商を行ふの段となり、彼等の恰も往年の日清戦役の際に於ける張蔭桓、邵友濂の如き單に講和條件の取次役たるものならんには、談判のこと全く徒勞に屬するから、萬一の行違を避けんがために豫め確とその權限を突止めんとしたのは當然の順序で、之を以て愚弄的措置と

見るは固より當らない。されば高平は大統領と之に就て隔意なく凝議を爲したる末、結局大統領は左の覺書を露國大使に送致することに同意した。

「大統領の接手したる陳述書に依るに、日本は講和確定の目的を以て講和條件を商議決定するの全權をその委員に附與するの意思である。尤も右決定は本國政府の批准を要すべきは勿論なりとある。大統領は露國に於ても亦日本と同様、その委員に附與するに講和條件に關し日本委員と意見の一致を見たる場合に之を決定するの全權を以てせんことを切望する。この場合に於ても、右の決定が露國政府の批准を要するは論を俟たない。

「大統領の所感を以てするに、日露兩國は相互の承諾し得べき條件協定に至らんがため凡ゆる努力を要するのみならず、極端なる懷疑者流をして尙ほ且兩國が斯かる誠實の意圖を有することを確信せしむるに足るべき手段を採らねばならぬ。而して右様の結果たる、前に述べたるが如き權能を有する全權委員の任命に依り之を實現し得べきを信ずる。

「尙ほ日本政府は、少なくとも二名の全權委員を任命するの意思である。大統領は露國も亦均しく少なくとも二名を任命すること得策なるべしと思惟する。但しこの點は、固より單に大統領の

所見を露國政府の参考に資せんとするに過ぎない。」

蓋しルースヴェルトは、全權委員の權限問題に關する我が政府の懸念を諒知せぬではない。唯だ彼は露國の自負心に顧み、露國の明答を強硬に追究するを憚り、併せてこの問題の故を以て折角實現の運びに至らんとする講和の開談に萬一の蹉跌を來さんことを恐れたのである。これ即ち露國に對しては前掲の覺書を以て我が所望の催告を爲すを承諾せると同時に、我方に對してはこの點を以て講和會議應否の必須條件と爲さざることを懇懇した所以である。然るに、この間に於て露國政府は談判地として華盛頓の選定に同意する旨を六月十三日を以て米國政府に言明し、將た大統領より露國大使に對し右覺書を提示するや、同大使は「露帝には地位極めて高く且その信任を荷へる者若干名を速に全權委員に任命すべし」と云ひ、同時に「露國の回答中に全權委員なる文字を用ひたことは、露國全權委員に於て日本全權委員と意見一致し得るに於ては均しく本國政府批准の下に講和條件を商定するの全權を有するを意味すること勿論である」と斷言し、「然るにも拘はらず、露國の意思に對し疑念を懷かるゝを見るは不快ならざるを得ず」との意をも洩した。そこで、大統領は、全權委員の權限問題は右露國大使の聲明を以て解決せられたものと爲し、高平と協議の上、その一旦

露國大使に提出したる覺書を撤回し、併せて我が政府に向ひ、日本に於てこの上本件の論究を爲さざるべきことの希望を披陳した。

露國政府が講和談判地として華盛頓の選定に同意する旨を言明したることは前述の如くである。然るに同十六日に至り、露國外相ラムスドルフはマイヤー大使に向つて露國はやはり海牙を欲する旨を告げ、同時に露都よりの御用通信は、談判地問題は再協議となり、多分華盛頓は止まり海牙となるべしとの旨を東西各都に打電した。一度決定したことを容易に翻へすを好まざるルースヴェルトは赫として怒り、即座に自ら筆を執りてマイヤーに宛て左の電訓を發した。

『貴官は速にラムスドルフ伯に面會し、予がカシニー大使より六月十三日付同伯發電に係る「講和談判地の選定は、露日既に第三國の仲介なしに直接會商を爲すべき以上は、さしたる重要問題でない。露國政府はその幾多の理由よりして希望する巴里が異議を受くる以上は、他の諸地よりも寧ろ華盛頓を選択せんと欲する。殊に會商の發意者たる大統領が現地に在ることは、吾等總ての企圖する目的に向つて有用なる勢力を加へ得るが故に」との通牒を受けたることを告ぐべし。予は日本よりその海牙に異議あることを聞きし後、而して露國よりは海牙に關し何等通告に接せ

ざるに先だち、日本に通ずるに華盛頓の選定を以てし、又之をカシニー大使に告げ、併せて之を世に發表した。この行動を覆へすべき考慮を爲すは今日予として不可能なること勿論で、予は會商地の關する限り問題は既に終結せるものと認める。ラムスドルフ伯にして之に異議あらば、貴官は直接露帝に謁見し、この電文を露帝の前に朗讀すべし。而してラムスドルフ伯に對しては、時局の極めて重大なるに鑑み已むを得ずこの要求を爲すなりと陳述すべし。予は露國政府にして自身熟考するに於ては、予が露國政府の請求に遵つて行動し、之を日本に通告して既にその同意を得且全世界に公表したることを今さら覆へすが如きは、予の全然問題外とする所以の理を容易に悟り得べしと確信する。貴官はこの理をラムスドルフ伯、及び必要と見れば露帝にも説明すべし。』

『ルースヴェルト傳』の著者ビショップは、右の電訓發送を飽くまでルースヴェルト式なりと評し、その會て一九〇二年のヴェネスエラ事件の際に獨帝に對して行へるものに酷似すと記した。

その同じ六月十六日、大統領が前に記せる當時英國漫遊中のロツヂに宛て、草したる書柬（この書柬中には十六日以後の講和交渉經過のことにも説及してあるから、日付以後に發送したものかと

思はれる)は、大統領の當時の胸中を描ける好資料で、多少の重複はあるも、その全文を茲に掲げて置きたい。

「予は貴下が英國王に對し、獨帝と予との關係を明らかに語られんことを希望する。予は獨帝との親好を依然維持せんことを欲する。獨帝は予が稱揚を吝まざる若干の美質を有する。けれども、予を以て彼の勢力の下に立つ者と思はゞ大間違である。同時に貴下も予も、共に英國の勢力の下に立つ者でもない——が此のことは語られるに及ばない。

「吾等は米英兩國が今日極東に於て共に手を携へて行動しつゝある如くに、米英兩國の共動を切望するの方針であること、及び獨帝に關しては、予は米獨兩國の關係を親善の基礎の上に持續せしむるの考なるも、予を以て帝の他國侵害の道具に使はれて居る者と想はゞ痴人夢を説くの類なること、を最も明確に語られたい。

「時に講和談判の件。予は次から次へと難關を迎へ、その數を知らず。露國は再三表裏反覆の非行を演じて憚らない。日本の方針も、今日まで必ずしも常に満足的ではない。貴下は予が如何に本件を取扱ひ來つたかを正確に知らんと欲するならんかとも思ひ、文書その他一切を茲に貴下に

添送する。尤も本信が世間に知れ渡れば實際の面倒を惹起すであらうから、勿論之を嚴秘に附せらるゝ十二分の注意を願ひたい。

〔以下若干の文書を抜萃しあるが、孰れも既刊のものであるから略する〕

「そこで予はカシニを引見した。彼は例の調子で、露國は白人種のために戦ひつゝある(之を聽ける予は、然らば何故に露國は他の白人種に對し日本人に對する以上の虐待を加へたかと反問した)、露國は戦敗を承認するには餘りに大國である云々と答へた。けれども予は彼に對し稍々強く語りたるに、彼は予の所見を本國政府に傳達し、本國政府が果して之に同意すべきや否やを尋ぬべしと答へた。

「予はスペック及びデュセラシ(獨佛兩國大使)と接觸を持ちつゝありし間に、突然に獨帝の執りつゝありし行動の端緒を握るを得た。帝の來電の寫は前便にて貴下に送致した。一はこの來電のため、一は又カシニは果して予の所見を確實に本國政府に傳達するや、將た又ラムスドルフも果して予の希望せし所のものを露帝に奏言するや疑はしと見たので、予はマイヤーをして直接露帝に拜謁せしむべく決意し、前便貴下に報ぜし所のものを彼に電訓したのである。

「斯くして予は、露國政府が事を措辨するに如何に緩漫至極なるかの特質を詳に實驗した。六月六日、カシニーは予の提議を拒絶せる、寧ろ全然之に回答せざる所の、本國政府の回電を予に示した。而も曰く、露國は講和も居中調停をも求めず、されど大統領に於て日本の要求を緩和せしむるに力を加へられたく、又その要求の何たるかを探知せられたく希望すと。

「その翌日、マイヤーよりの回電に接した。要は露帝は「如何なる代價にても平和」は之を欲せざるも、大統領の提議にして秘密に附せられ、且彼れ自身の發意にて日本の意向を探知するといふ條件として、該提議に應ずべしといふにありて、即ちカシニーの前日の行動を直接に裏切れるものであつた。

「カシニーは之を知らず、予に向つて、マイヤー大使は露帝の言を誤解せるものならんと主張した。予は彼の言をマイヤーに打電した。マイヤーは早速露國外務大臣に會見し、予への回電を示して露帝の言を誤解せる所あるやを尋ねたるに、毫も誤解する所なし、その旨を回電して可なりとの允許を得たる旨マイヤーより回電があつた。是に於てか予は同文通牒を公表した。

〔此に日露兩國政府に發したる講和勸告の正文が載せてある〕

「この時始めてカシニーは本國政府より本件の経過を告げられしものと見え、來りて予に本國政府の謝意と予の勸告に對する受諾の旨とを述べた。露國政府はこの時に至るまでは、講和に對する態度に就て彼に何等告ぐる所なかりしものと予は思ふ。

〔次に日本政府の回答の全文がある〕

「カシニーの予への口頭陳述にては、その受諾は無留保的のものであつたが、その後予はマイヤーを経てラムスドルフより左の回答に接した。

〔以下その回答全文を掲げ、露國の受諾が明確を缺けることが如何に日本を怒らし、日本は露國よりの確實なる回答を要求するの「愚を演ぜんと乗出し」たることより講和會議地の確定に至るまでの経過を略叙してある〕

「この間に於て予は、日露兩國政府に向つて徒らに細目に拘泥するの不得策なる所以を説明し、高平及びカシニーをば共に極めて虚心坦懷に相迎へ、唯だ何人にも、文字通り何人にも、曾て語らざりし一事を除く外、總て實質上同一の件を告げた。その語らざりし一事とは、予の行動が日本の要望に發程したることである。

『予は露國に向つては、徒らに末節に固着するの無意味なること、戦が繼續すれば東亞の露領地は悉く之を喪ふに至るべきこと、その打撃は殆んど恢復するを得ざるほどのものなること、予は當初露國に同情せざりしも、露國人に對する衷心よりの敬意と世界全般の利益とに顧み、既往二百年の久しき露國に屬し來りたる領土を喪失するを視るに眞に忍びざること、今や露國はその軍事的位地の絶望なるに鑑み、平和を獲んがためには多少の讓與も已むなき所以と、且將來の戦争のことは別論とするも、今次の戦争は確に失敗なりし事實を悟るの必要なること等を告げ、又日本に對しては、若し露國をして寧ろ續戦するを可とすと思はしむるやうな條件を賦課するに於ては、その續戦に由り東部西比利亞は疑もなく擧げて之を占領するを得んも、予の所見にては、その領有は日本に取り全然無價値のもので、且露國をばその國民の存續する限り、驅つて長へに之を仇敵と化さしむること、而も日本にしてこの目的を達せんがためには、更に一年に亘りて夥しき血を流し、金を費し、その國帑を枯渴せしむべきに於て、全然無用の努力に屬すべしとのことを説示した。今や日本は旅順及び韓國を握り、滿洲もその配下にある。故に日本は、この以上の要求を抑制すればするほど有利の位地に立つべきものと思惟せらる。故に予は、尙ほ日本に告げ

た、假に地を易えて予を日本たらしめたならば、予は講和會議地を海牙とする露國の提案を欣然受諾したであらう、否な巴里でも不可ない。なぜならば、予にして核實を握る限り、外殼は喜んで之を露國に與へんと欲するからである。この最後の形容語に高平は頗る感じたので、予はその意味を詳に彼に説明した。

『日本はこの上、人と金の犠牲を拂つて一年の續戦を爲し、その揚句東部西比利亞（日本に取りては無價値である）を取つて見た所で、戦争に伴ふ疲弊は極めて大であるから、之に比すれば適當の條件の下に講和することが遙に眞個の利益である。又露國にしても、その東亞に於ける境土が十年前との實體的逕庭なき程度に止まるを得るに於ては、今日講和することがこの上續戦して東亞より全然驅逐せらるゝに比し遙に利益である。』

『思ふに露國にして勝利を得れば、そは文明に對する一打撃であると同時に、東亞の一國としての露國の破滅も、予の所見にては均しく不幸であらう。日露相對峙し、互に牽制してその行動の緩和を相計るといふのが最善である。』

『日本は驚異すべき長足の進歩を遂げ、軍事上に於けると均しく産業上に於ても畏るべき國とな

つた。日本の文明は或重要な點に於て吾等のそれと相違するも、兎に角一大文明國である。日本と吾等との間には、互に相教へ相學ぶべきものがある。日本は例へば獨逸の如き、産業上の一大勁敵となるべく、今より十年にして日本は太平洋上の主動的産業國とならんと予は思ふ。日本がその通商を擴張し、太平洋の各地點に洽く航路を開いたのは、その而も戦時中に拘らず實行したるに於て、驚くべき發展と云はねばならぬ。日本の偉大なる産業が、その古來の驚くべき軍事的精神を年と共に變化せしめ、緩和せしむべきか否かは、予之を斷言し得ない。予の私見にては之を變化せしむるならんと思ふが、その影響は百年後ならでは現はれまい。が日本の駸々たる産業富力は、或程度に平和維持の楔子とならう。

『吾等は日本を遇するに鄭重、寛宏、且正義を以てせねばならぬ。けれども吾等は、我が海軍を充實せしめ、吾等は恐怖の下に左右せられずとのことを明示するを要する。予は日本は亞細亞大陸に於ける對清關係が一決するまでは、比律賓を覬覦することなかるべしと信ずる。』

『獨逸、佛蘭西、及び摩洛哥に關する予の實感に就ては、親しく面談に讓るべし……』
去程に大統領より前述の訓令に接したる在露都マイヤー大使は、即時之を外相ラムスドルフに通じ

た。翌十七日、ラムスドルフはマイヤーに回牒して曰く、『皇帝陛下には露日全權の會商地として華盛頓を選定することに何等異議を有し給はざることを本大臣は急ぎ閣下に通牒す』と。カシニーも亦同十七日付にて大統領宛公文を裁して曰く、『新聞紙の報道せる或流説に顧み、本使は皇帝陛下には露日兩國全權の會商地として華盛頓を確定的に承諾せられたりとの公電只今接到したることを閣下に向つて通牒するの光榮を有す』と。大統領はこの公文を評し、『カシニーは冒頭に新聞紙の流説なるものを云爲し、恰も本國政府は華盛頓を海牙に改めんとの希望を明かに予に通ずるなかりしもの、如くに装へるは巧妙ならざるに非ざるも、予は、露國人は對手が虚偽と十二分に感付けるを自身現に知り居りながら、平氣でその虚偽を語りて憚らざるの心理を了解するに苦む。予が今次和議の終局の成否如何に就て疑惑なき能はざる所以は斯かる事情にある』(Bishop, I, p. 392)と云へるが、ルースヴェルト自身の性格よりせば、謂ゆる平氣の虚偽は確に不可解のことであらう。

ルースヴェルトの我國に對する誠意眞情

要するに露國の全權委員問題に關する大統領の勸説は前述の如くであつたので、我が政府は、

大統領に於て既に斯く露國の誠實を保障せる以上、その以上追論を爲すの要もなかるべしと認め、即ち高平は訓令に依り特に大統領に會見し、「全權委員の權限に關し我國の執りたる態度は、敢て難題を喚起し又は談判開始を遷延せしめんとするが如き意に出でたのではなく、畢竟慎重なる用意の必要なるは既往の經驗の教示する所であるのみならず、我方は談判開始の劈頭に於て生起するなきを保せざる困難を事前に排除して講和會議の進行を圓滑ならしめんがため、本件に關し豫め兩者の合意を確立せしめ置かんとの深慮に外ならず」と説明し、同時に「我が政府は今や大統領の賢慮に全幅の信用を置き、この以上の論議を須むずして講和條件商定の全權を有する委員を任命すべく、右委員は我が天皇陛下及び政府の信任を有する高官を以て之に充て、而して八月上旬を以て華府に到達すべき豫定にて簡派せらるべし」との意を言明した。

大統領は之に對し深く満足の意を表し、「全權問題に關し日本の執れる態度の結果として、米人の一部には講和の實現或は頓挫せずやと憂惧した者もあつたが、今や自分は全然意を安んずるを得た」と云ひ、次に露國の態度に言及し、「露國は結局講和するに至るべしと思はるゝも、その結局の意思那邊に存するやは何人も確知し難き所であるから、日本は孰れの點に於ても始終慎重の態度

を持し、談判萬一不調となるの曉、米國民の同情と諒解とを博するに心懸くるのが肝要である。且對露折衝に臨んでは、特に重要ならざる點に關しては努めて寛大を示し、彼の體面を顧重するの態度を示すことも必要なるべし」と云ひ、自分の如何に露國を反省せしむるに苦心せしかを示さんとて、その同日マイヤーに對し露帝又はラムズドルフに面謁して露國は今後共須く眞率公明に行動するを要すべきを勸告すべしと訓令せる機密電文を高平に一閱せしめた。當時ルースヴェルトが如何に我國に對し誠意眞情を有したかは、その在露大使に發する訓電を多くは高平の面前にて自ら起草し、時には高平に向つて「予は丸で日本の外務省の役人のやうだ」と語つて一笑したことすらありしに見ても知るべく、殊に是より先き講和談判の漸く近づくと共に、時の在露米國大使の親露的人物で、日本のために不利なるべしとて、之を他に轉任せしめ、日本を解せるマイヤーを特に羅馬より露都に移したが如き、要するにルースヴェルトに於て斯くも眞摯誠實の友人を見出せる我國は、軍國の大業を拾收する上に於て如何に多幸且至便なりしか測り知れない。

彼の親日的由來

抑もルースヴェルトは、如何なる事情からして爾く熱烈なる親日的人物となつたのであるか。之に就ては一挿話がある。講和使節として後日程なく渡米したる小村は、或時彼をその別墅に訪へる折、談笑の間に「閣下は何の動機から斯くまで好意を我が日本に傾倒せらるゝに至りしや」と率直に彼に尋ねた。すると彼は小村に「こちらへ来て見給へ」と云ひつゝ書齋に導き、書架より一小冊子を取り出して之を小村に示した。見ると英譯の忠臣藏である。齋藤修一郎譯と記せる『四十七浪人』である。齋藤は往昔ボストンに留學せる當時、或種の軍用金補充のため忠臣藏を意譯して紐育の一書肆に賣付けたるその刊本である。ルースヴェルトは壯時之を一讀し、日本人の忠に厚く義に勇むの特性を解し、爾來大に日本人最負になつたのである。これ彼が小村に親しく語つた所で、ルースヴェルト自身の性格から見ても、さこそと思はるゝ面白い話である。之と共に、彼は日本の武士道に關する書を読み、又柔道をも自ら試みなどするに及んで、益々日本人に親むの情に於て厚きを加へたのである。

第三章 ポーツマス講和談判

第一項 日露兩國全權の任命及び渡米

我方の講和全權委員簡選

講和全權委員及び談判地に關する難問題は、以上の始末で幸に解決を告げたので、今や委員その人の簡選を銓衡するの段となつた。我國にありては、桂は初め伊藤樞相と小村外相とを之に推すの意圖を有し、既に之を内奏する所あつた。が、伊藤は桂に對する政治的理由もあり、播きたる者は之を刈らざる可らず、日清の役は己れ首相であつたから、その拾收は己れ之に當つた、今次の和局には桂自身之に當るのを順序とする、且己れは帝都を離れ難き事情もある、寧ろ内に在りて匪躬の節を竭さんことを希ふとの意見で之を辭し、議は轉じて小村と高平とに移つた。當時谷隈山の伊藤

即探

我が一身
の事は
考へる
べき

西村公口 史貝殿

に贈れる書簡に、

『新聞杯には又々老臺に御苦勞を掛けんとするの説あり。此度は是非共小村を遣るべし。老臺を勞する迄の六ヶ敷事に非ず。若し老臺がをだてられ行く時は、老臺は槍玉に上るべし。而して或部の人の爲めに陥穽に陥るの恐あり。夫れは扱置き、馬鹿にせらるゝを遺憾とする也。若し萬一にも聖斷に由り止を得ずとせば、山縣侯を第一とし内閣員一統の調印を取り、後日伊藤がした事で己れは知らぬ扱決して云得ぬ證據物を取置き、時期を以て公にすべし。然らざれば徒に秦檜存欽視せらるゝは先づ老臺なり。老臺は才學あり知識あるも、浮乎と乘せらるゝの短所あり。是野夫が老臺の爲めに惜む處なり。今度の戦役は二十七八年とは正反對にして、平和後の内地の慘憺たる情況は火を見るよりも明なり。此度の談判は誰が任じても妙案なし、桂小村にて澤山なり。徒に馬鹿者の怨を買ふは愚の至なり。』

(島内登志衛編『谷干城遺稿』、下卷第六七〇頁)

とあるが、伊藤の辭退は必しもこの勸告あつたが故でもあるまい。今次の談判果して六ヶ敷きか、六ヶ敷からざるか。孰れにもせよ、小村は事の難易を眼中に置かず、馬鹿の怨を買ふの愚をも避け

ず、唯だ一意専心、君國の大事に當りて最善の努力を竭すを知るのみであつた。初め小村簡派の議あるや、元老間には彼が時に硬論に過ぎ、訓令以外に走りて大膽の舉措を演ずるなきやを慮り、その任命に懸念するの色もあつた。そこで海相山本は御前會議の席上、わざと小村に向ひ、訓令以外のことは必らず稟議せらるゝならんと念を押した所、小村は勿論なりと答へたので、即ち聖斷に依り小村と高平がこの重任に當ることに決したのである。大統領の六月二十六日のマイヤー大使に對する電訓に曰く、『大統領の了解する所にては、日本政府は外務大臣小村男と在華府日本公使高平氏とをその使節に任命するを考慮中のやうである。この儀を内密にラムスドルフ伯に通すべし。小村男の任命は、同様の場合に於て予の國務長官へ一を任命するに等しく、日本政府が爲し得る最高の任命なること勿論である。予は日本が講和の熱心なる希望を以てその第一人を送らんとするの證として、男の任命に大に満足する。予は露國の全權の一人は多分ネリドフなるべしとのことを内密に日本政府に通じて置いた』と。大統領は小村の任命に於て確に大満足を感じたのである。

露國講和委員

是より先き露國政府にては、同國外交官中の最古參者たる在佛大使ネリドフを主席講和委員と爲すの意向で、之を米國政府に内牒し、同時にその正式任命の際之に講和條件商定の全權を附與することを改めて言明した。この言明を特に爲すに至つた次第は他でもない。マイヤー大使は外相ラムスドルフの依頼に基き、日本全權の人選及び休戦規約締結の件に關し日本政府の意向を確められたる旨大統領へ電稟する所あつた。大統領は露國が休戦の希望を表白したるこそ實に全權問題に關し露國政府の注意を促すの好機會なりと認め、同問題の既に我が政府との間に一先づ決したるにも拘らず、特に折返へしマイヤーに電訓してラムスドルフに對し、「日本政府は最高位の人物を全權委員に選任すべしとの保障を大統領に與へたが、而も同時に、露國全權委員も亦同様に最高位の者たることを確めんと欲し、現にその任命を躊躇して居る。露國政府はその全權委員を任命するに方り宜しく講和條約を商定するの全權を有する者たることを明示すべきである。曩に右全權委員の任命に關する露國政府の通牒中には、同政府は主義に於て大統領の勸告を容れ追て代表者を任命すべき旨を記するに止まりたることは、日本をして露國全權委員が果して講和條約を締結せんがために任命せらるべきやの點に關し疑念を生ぜしめたやうである。思ふに元首批准の條件の下に講和條約を締結せんがため任命せられたりとの公然の訓令を帶有する全權委員を任命すべきことは、これ實に休戦問題の提示に先だち解決を要する事項なりと思惟する」との趣旨を陳述せしめた。前掲の露國政府の全權問題に關する言明は、右のルースヴェルトの勸告の結果であらう。ルースヴェルトが好機會ある毎に我が政府のためを計るを曾て忘れざる其の機智と好情とは、當年の隠れたる外交史裏に活躍せるを見得られる。

休 戦 問 題

大統領が露國の休戦に關する發言を機として同國全權の權能を確むるの遺漏なき措置を執りたるに對しては、我が政府は彼に深厚なる感謝の意を表し、同時に休戦問題に關しては、今回の談判地は遠く戰場と隔絶して居るから、談判のために必しも休戦を爲すの要なしと認むるも、若し露國に於て兩國全權會同の上その希望を述ぶる場合には、その際我方に於て之を考量すべく、その以前にありては斷じて應じ難しとの意を彼に通じた。蓋し露國が休戦問題を提出したる眞意は、彼が國內人心の不穩に拘らず極東に向けて増兵を行はんがため大に動員を行はんと欲し、その目的のために

休戦に依りて時を得んとするにあつたのである。されば我方に於ては、豫定の如く作戰計畫を續行し、兩國全權會同の上、露國にして果して誠意に講和を希望するの精神あるを確めたる場合に於ては、その時を以て始めて休戦問題を考量するも遅しとせずと爲したのである。大統領もこの事情を充分に諒解した。彼が七月七日付を以てマイヤー大使に送れる電信中に『予は日本をして休戦に同意せしめんと最善の努力を盡したが、予が日本は多分拒絶すべしと氣遣ひし如く、果して之を拒絶した。ラムスドルフの狡計は露國政府の上に反撥した。日本は講和談判に處する露國の誠意如何に對し深く不信を抱いて居る』と云ひ、又同月十一日付にて外遊中のロツヂに宛てたる書簡中に『予は露國の要請に依り休戦を日本に求め、之を承諾せしむるに勿論骨折つたが、予は日本が之を承諾すべしとは期待しなかつた。日本はその寛大の措置は却つて曲解せられ、自國の不利を招致すべしと當然危惧するから、その不承諾に對し予は實際非難を加ふるを得ない』と云へる、能く之を證して餘りある。

恰もその頃、露國外相は新に華府に着任せるローゼン大使に訓令し、日本は講和の開談に同意したるに拘らず薩哈噠島に侵入したるは甚だ不都合である、速に米國大統領に面會し、日本をしてそ

の不當なる侵入を續行する勿らしむるやう斡旋を求むべしとのことを訓令した。ローゼンの回顧録に『予はこの訓令を執行するの苦しき義務の下に立つた。講和の開談に同意するの一條件として戰鬥休止のことを規定せしむるを怠つた責任はラムスドルフ伯その人にある。予はこの訓令を大統領の前に持行くに就て、恰も小供の御使役を演ずるの想ひをした。が、大統領は慇懃に予に向ひ、『自分は疾くこの問題に就て日本に交渉したけれども、日本は講和の開談に同意するに就て休戦のことは思考せずと稱して之に應じない。蓋し日本は講和談判に入るまでに能ふ限り敵國領土を確握して自國を有利の地位に置かんとするは明かだ、之を抛棄するに意あるべしとは思へない』と答へた。この道理ある説明には一言を挟むの餘地も無し』(Rosen, I, p. 259) とあるは面白い。

ウイツテの選任事情

露國政府は七月三日、その曩に講和委員として大統領に内報せるネリドフに代ゆるに前法相で當時在伊大使たりしムラヴィエフを以てする旨改めて通牒し、更に同月十三日に至り、大臣委員會議長のウキツテを擧げてムラヴィエフに代えしむる旨復た又改めて通牒した。ウキツテは如何なる人

ぞ。彼には自叙傳がある。又世上幾多の月旦的記事もある。けれども自叙には謙にして録せざるものあり、將た録して誇なるものもある。他人の筆に係る幾多の著書中にありては、曾て在本邦公使たり、後年ラムスドルフに代つて露國外相となれるイスヴォルスキーがその回顧録に説く所、簡にして要を得たるを覺ゆる。その一節を擧げんに、

「ウキツテ伯は、世上周知の如く謂ゆる自製の人であつた。必しも彼が微賤の出といふが故ではない。蓋し彼の父は、たしか蘭人の血を受けた者で、職を地方に奉じ、官吏として相當の地位に達し、又その母も露國の一名門に生れた人であつたからである。唯だウキツテは郷里にて教育を受けた後、當時高位高官に昇るに必須の楷梯たりし官僚生活に入らないで「ウキツテの自叙傳には、彼はオデツサ大學で物理數學科を卒え、當時純正數學の教授として身を立てんと欲したとある」、露國の西南地方の一鐵道會社に入り、活動時期の二十年間を其處に過ごした。彼は鐵道の最賤務より身を起し「自叙傳には驛の切符切り、荷物係をもやつたとある」、驛長をも務め、天賦の絶倫なる精力を以て爾後職を凡ゆる部課に執り、鐵道の運輸經營に關する知識を遺憾なきまでに自得し「自叙傳には、露土戦役の際オデツサ鐵道の事實上の主腦者として軍隊輸送の任に當り、

大に伎倆を示したとある」、之がため當時露國の急務問題たりし鐵道の専門家としてアレキサンドル三世帝に召さるゝや、その實際的經驗と常識とに因り間もなく露都の官僚界に嶄然頭角を表はし、而して、その倦ざる活動は遂に専門以外のことにも及び、嘗に鐵道に關してのみならず、露國の全經濟に關する權威として目せられ、爾來驚くべき速度を以て累進し、露都に來りて數年ならざるに勢力ある大藏大臣となつた「自叙傳には一八九二年に遞信大臣となり、在職半歳にして大藏大臣に轉じたとある」。斯くて彼は一九〇三年までその位地を占め、一九〇五年には露國の憲政政府の初代の首相となつた。

「ウキツテの事を觀る、常に實際的方面よりする。彼の政治上及び經濟上の意見は、その最も卓越せるものもありても、概言するに國政の濶大なる見地より割出せるのではなく、又人間社會を支配する大法则より打算せるのではない。これ彼の演ぜる過失の或ものを説明するものと思ふ。尤も予は一度ならず彼の高尚なる修養及び或一般的基礎觀念に缺けるを見て驚いたことあるも、さりとて予はボムパール氏〔駐露佛國大使〕が最近「ルヴィユドパリ」誌上にて論述したる所見、即ちウキツテは財政學の最初歩の知識をだに缺けりといひ、又ウキツテはルロイボリユ

の學說以外に曾て經濟の理論を研究したることなしといへるを肯認すべきほどには思はない。ボムパール氏は斯く論斷せしにも拘らず、彼れ尙ほウキツテを以て才能顯著の行政家と爲し、識見ある財政家と爲し、傑出せる政治家なりと爲したのは、ウキツテの政敵たりし氏としては公平なる觀察であらう。デロンはその著書に於てウキツテをペーター大帝以來の露國第一の政治家とまで激稱したが、予は必しもそれほどには思はない。ウキツテは或時には、世界の古來の政治家と相伍して恥ぢざる勇敢の思想と、之を實行するの精力とを示したことがあるが、又或時は、殊に不幸にして國家の危機に際し、不思議にもその甚しく劣れるを證せしこともある。これ蓋し才智の不足よりも寧ろ性格の缺陷の致す所なるべく、現に彼はストリピン氏に反し、その徳性の程度が必しも常にその智能と併行せざる人たることを示したこともある。……けれどもウキツテの成就せるが如き三大事業、即ち幣制改革、ポーツマス條約、及び一九〇五年の憲法制度に成功したる國務大臣は、皆に露國のみならず世界の政治家と相並んで遜色なきものと謂つて可し。

(Seegar, *The Memoirs of Alexander Iswolsky*, pp. 114—119)

この評は大體に於て當れるやうである。ウキツテは外相ラムスドルフが劈頭第一に首席講和全權委

員として奏薦した者なるが、豫て侵略的滿洲政策を非難せるウキツテに對し御覺え斜なりし露帝には、ラムスドルフに對しウキツテ以外の何人かを奏薦せよと命ぜられたので、彼は改めてネリドフを言上した。然るにネリドフは健康不良を理由として、兼ねて己れの英語に不充分なると極東の事情に精通せずとのことをも加へ、その重任を辭退したので、白羽の矢は轉じてムラヴィエフに落ちた。ムラヴィエフは一旦諾して露都に還つたが、露國諸新聞紙の己れに對する惡評と、使命の成功に胸算なきを感じたると、將た遣米使節の手當として十萬留を欲したるに、露帝は之を一萬五千留に値切りしに不平ありし由にて（ウキツテの渡米手當は二萬留なりしと彼はその回顧録に記した）、遂に疾と稱してこれ亦辭退した。次には當時丁抹に公使たりし前述のイスヴォルスキーもその候補に上つた。イスヴォルスキー自身の回顧録に曰ふ。

『在巴里ネリドフ大使及び在羅馬ムラヴィエフ大使の共に辭した後、皇帝には予にこの任命を下さんと欲せられたらしく、その後二日間は、予は遣米首席使節の候補者であつたやうである。けれども外務大臣ラムスドルフ伯は、その親友たり政友たるウキツテを推し、予の任命に極力反對した。ウキツテは政治家として傑出せるも、皇帝之を憚ばれず、又信任せられない。予は露國政

府部内にて如何なる話が進み居りしかは當時全く知る所なく、殊に予は開戦以來、己れの任務以外には昂めて鍼黙を守り、時局の艱難に就ても何等意見の具申を爲さざるを一身の規則とした。が、今や講和の成敗は我が使節の人物如何に繋がるといふ重大の場合なるに顧み、黙して已むべきに非ずと考へ、規則を破つてラムスドルフ伯に一書を送り、この重要な任務を果すべき唯一の人物は露國に於てウキツテの外ならず、と辭を強めて予の確信を披瀝した。予はウキツテの日本人間に於ける偉大なる聲望と、彼の開戦前に於ける極東方針に對し日本人の彼に有する好感とを知るから、爾く確信したのである。予のこの書柬は、丁度伯がウキツテ氏推薦の成功に苦悶し居りし際に伯に到達した。而してそれが皇帝の異議に打勝つに大に效ありしと予は後日伯から聽きた。』(Beegar, p. 28)

事實イスヴォルスキーのウキツテの稱揚は、その任命を大に助けたやうで、即ちラムスドルフはイスヴォルスキーの右の書柬を具して更にウキツテの任命を奏聞したるに、今度は露帝にも濫々之に同意した。ラムスドルフはウキツテにその内命を傳へ、切に奮起を求めた。ウキツテは沈思黙考の末、帝より親しくその懇望の叡旨に接せば必しも辭せずと答へた。翌日帝より招命があつた。帝は

ウキツテを見、極めて懇切に渡米の勞を囑し、ウキツテの承諾を奏答せるを聽いて満足し、併せて談判の平和に纏るべきを希ふの意を表せられた。但し償金は一コベツクも拂ふを欲せず、露國の領土は一寸をも割くを欲せず、と添えて宣まふた。

ウキツテは大命を拜し、退闕後『予の任命は國家に微力を竭さしめんがためといふよりも、極言すれば予の蹉跎して頸を失ふあらしめんがためである。人々尙ほ續戦を欲し、予の眞個に容認し得べき條件の下に講和を爲すの機會は極めて乏しく、隨つて予は十中九まで失敗を見るべく、然る場合には予は葬らるゝの外ない。よしんば我が不利なる戦局に相應する所の條件にて熄戦に成功するも、予の名は已惚れ強き露國人の總てに依りて唾棄せらるゝや必然である。が、予は大命を拜受して前往する』と人に語つたとある (Dillon, *The Eclipse of Russia*, p. 238)。けれども、在米大使ローゼンはウキツテ任命の報に接して欣喜措かず、客に向つて『首席全權のネリドフでなく、ムラヴィエフでもないで、ウキツテとなりしを聞き、予は始めて安堵した。蓋しウキツテは意見を有する唯一の人で、且何を要望すべき乎を能く解し、本國政府の思惑を憚り若くは本國政府に迎合するの念よりして露國の利益を犠牲するが如きは、その爲ざる所であるからである』と云へりとあ

2 (Korostovetz, *Pre-War Diplomacy*, p. 27)

抑もウキツテが明治二十八年の遼東還附干涉の事實主唱者なりしことは、今日既に考證済みの事實であるが、而も彼は旅順大連の租借問題に就ては、當時功名を相競へる外相ラムヴィエフと意見を異にして之に反対し、殊に後年滿洲占領を主張せる露國宮廷内の軍閥一派に對し、隱然平和派の牛耳を執り來つたものである。彼は往年伊藤の露都訪問の折、極東の將來に就て伊藤と意見を交換し、爾來日露提携論者となり、今次講和の首席全權委員として渡米するの途次にも、特に隨行の新聞操縦係デロンをして豫め我が在英林公使(董)を訪はしめ、日露同盟論を以て林の意見を叩き、且能ふべくんば今次の講和談判を單に目前の講和のみに止めず、併せて將來の日露同盟の談緒たらしめんと欲し、それがために日本の首席全權委員に伊藤の任命あるやう斡旋方を林に依頼せしめた事實もあり、その一端は林の手記にも叙してある (Pooley, *The Secret Memoirs of Count Hayashi*, p. 229)。將た又後日ポーツマスにて我が提出の講和條件に對する回答案を幕僚と審議せる際にも、彼は他日の日露同盟の素地を作るに就て胸中の意見希望を吐露したことがある (Yarnolinsky, p. 176; Korostovetz, p. 57)。露國政府はウキツテに於て、確に識見あり理解ある好全權を得た。若し

夫れ次席全權としては、イスヴォルスキーの回顧録に、「皇帝にはラムスドルフ伯の奏薦を容れてウキツテを全權に任命せらるゝ折、次席全權には予を以て之に充てんと希望を表せられたが、當時予に痛く反感を抱き居りしウキツテは、予の日本に於ける後任のローゼンを以てヨリ順恭なる者と爲し、ローゼンの任命方を熱心に勸奏した」とあるが (Seegar, p. 25)、ウキツテ自身の回顧録には、「ローゼン男とは予着米後に於て始めて相識つた。男の知能は波羅の日耳曼人の中等に位し、容采は完全なる紳士と云ふに背かない。男は國內の實情を審にせず、現にサモイロフ陸軍大佐及びビルシン海軍大佐より戦場の實況を聴取するに至るまでは、講和に對する態度は動搖して居つた」とあるに於て、彼れ果して率先ローゼンの任命方を熱心勸奏せしや否やに就ては多少の疑もある。

講和談判地の最終決定

講和會議地としては、華盛頓と決定せられたこと前に述べた。然るに同地は恰も酷暑なので、避けて清涼閑靜の地が望ましく、さりとてニューポート、マンチエスター等の地は、清涼は則ち清涼なるも、避暑客が雜鬧するので、取締上種々不便がある。そこで米國政府にては、ニュー・ハンプ

シヤ州のポーツマス軍港はビスカタカの河口より三哩の奥に位し、氣候極めて良好、且人口一萬内外を出でざる閑雅靜謐の小市邑で、要區には歩哨を立て、監守せしめ、雜人の出入を禁じ、依つて以て會議の祕密を保たしむるに至便であるし、講和委員の護衛の萬全を期するにも亦妙であるとして、日露兩國政府に打合せの末之を講和談判地に充つことに決し、必要の準備に着手した。ウキツテの回顧録には、『ニューボート港司令官の予に語れる所にては、米國政府は當時同地が諸般の設備娛樂等の點に於て遙にポーツマスの上にあるので、前者を講和會議地とせんと計畫せしも、結局左の理由にて後者を擇んだ。即ちニューボートの社交界は露國代表者に一段の懇親を表し、之に優遇款待を盡し、日本使節をば疎外して顧みざるに至るべきを慮りしが故とのことである。この理由は尤もでなくもない。蓋し米國人の政治的同情は孰れの側にありしにせよ、社交界は同じ白人種として自然に露國人の方に好感を有し、日本人を厭ふのは當然であるからである』とあるが (Yar-molinsky, p. 147) その實否は今溯究するの要もなからず。

兩國全權の各隨員

他の一方に於て、我國にありては、小村と高平とは七月三日公式に講和全權委員仰付けられ、特に小村は同月六日參内拜謁し、優渥なる勅語を拜受した。是と前後し、佐藤辦理公使、山座外務省政務局長、安達公使館一等書記官、落合公使館二等書記官、本多外務大臣祕書官、埴原公使館三等書記官、小西外交官補、及び在米公使館附立花陸軍歩兵大佐は孰れも全權隨員を命ぜられ、外務省雇デニソンも亦一行に加はりて渡米することとなつた。露國側の隨員は左の通りで、括弧内の短評はウキツテ自身がその回顧録に於て自記せる所であるから殊に面白い。

- 一、聖彼得堡大學國際法名譽教授マルテンス (學識深きも局量の小なるを惜む)
- 二、外務省員プランソン (官僚式の標本で、上司に媚ぶるに汲々たる者)
- 三、駐清公使ボコチロフ (我が侵略的極東政策に終始反對せる天稟の政治家)
- 四、大藏省代表者シボフ (後年大藏大臣となつた)
- 五、陸軍省代表者イエルモロイ將軍 (我が勇敢なる而も統帥なき陸軍の威嚴の表面守護者)
- 六、陸軍省第二代表者サモイロフ大佐 (彼は露軍の敗戦を認め、如何にしても講和するを必要ならりと信じた)

七、海軍省代表者ルシン大佐（サモイロフ大佐と實質上同意見を有した）

講和條件の廟議決定

さても我が政府にありては、外相小村は是より先き前年の遼陽會戰前後、旅順の遠からざる陥落を見越して萬一にも講和談の出づるが如き場合を擬想し、豫め之に對應すべき講和案の考究を怠らなかつたが、三十八年の三月、即ち奉天會戰の前後、戦局の進運と周圍の形勢とに鑑みて更に推敲を加へ、未定稿として之を桂に提出し、その考量に供した。その後奉天の大會戰終り、次で講和問題の盛に列國間の議に上れる頃、四月二十一日の閣議に於て大體小村の意見に基ける講和條件の評定があつた。而も當時波羅的艦隊は東航の途にあり、講和の前途尙ほ逆睹すべからざる際であつたので、閣議は唯だ他日の講和機運に對する準備を整へ、何時にても須要に應じ得るの手筈を怠らざるに止むるの外に出でなかつた。

然るに今や愈々近く講和談判に入り、講和條件を露國に提出する場合となつたので、桂は既往籌立の大方針に基き、六月三十日の閣議に於て改めて我が要求條件を決定し、全權委員に對する訓令

事項として七月五日聖裁を仰ぎ、之を小村に附與した。その訓令の事項は分つて（甲）戰爭の目的を達し我國の位地を永遠に保障するため緊要缺くべからざるものとして飽くまで之が貫徹を期すべき絶對的必要條件、（乙）事情の許す限り之が貫徹に努むべき相對的必要條件、（丙）取捨運用を全權委員の裁量に委任する附加條件とし、その各條件の要領は

（甲）絶對的必要條件

- 一、韓國を全然我が自由處分に委ぬべきを露國をして約諾せしむること。
- 二、一定の期限内に露國軍隊を滿洲より撤退せしむること。
- 三、遼東半島租借權及び哈爾濱旅順間鐵道を我方に讓與せしむること。

（乙）相對的必要條件

- 一、軍費を賠償しせむること。
- 二、中立港竄入の露國艦艇を引渡さしむること。
- 三、薩哈噠及びその附屬諸島を割讓せしむること。
- 四、沿海州沿岸に於ける漁業權を與へしむること。

(丙) 附加條件

一、極東に於ける露國海軍力を制限すること。

二、浦鹽港の武備を撤し之を商港と爲すこと。

にして、他の細目は、談判の進行如何に依り全權委員に於て適宜協定苦しからずとの委任事項としてあつた。尙ほ右訓令の末尾に於て「談判の経過は時々詳細に報告せらるべきは勿論、若し不幸にして談判を不調に歸せしむる場合に遭會せば、豫め電報し、回訓を俟ちて適當の措置を執らるべく云々」との注意があつたが、これは事固より當然とは云ひながら、小村の外交談判の細心なるも同時に大膽なるに對し多少牽制的の意味にも解すべく、前に記したる海相山本の注意と相俟つて廟議の裏面を語る一挿話とすべきである。

講和談判に先だつ四要件

當時薩哈噠は我が征討軍既にその一部を占領し、オコツク海方面は全く我が威力の下に立ち、滿洲軍も將に吉林方面を撃攘せんとする情勢であつたので、我が國民は擧げて意氣軒昂、眼中また露軍なく、露國なく、漫然過大の要望を駢列誇張して獨り自ら得々たるの際であつた。されど桂及び小村は、講和談判の結果が到底國民の過大の要望に對し満足を得ざるを夙に豫知した。殊に小村は豫てより、講和談判に入るに先だち我が陣容を整へ、我が外交上の地位を有利に固むるには(一)一度新來のリネウキツチ軍を撃破し、その鼻先を挫くこと、(二)軍資金として新に三億圓の外債を募集すること、(三)北韓地方に尙ほ活躍する露軍を逐掃すること、(四)薩哈噠の全島を占領すること、の四條件を必須とするの論を持した。

蓋し奉天役後新に露軍總司令官となれるリネウキツチは、就任以來日本軍を一撃粉碎すべしと公然豪語して居つたので、講和の開談前に一度彼と接戦し、彼を撃破してその膽を奪ひ、露國の上下をして講和の已むなきを自覺せしむることは和議を有利に成立せしむる上に於て必須なりしことを辯を俟たない。されど我が軍事當局者は、種々の見地から之に躊躇し、殊に我軍にして進んで露軍を撃破し、進んで哈爾濱を突くとならば、快は則ち快なるも、ために要する諸準備は莫大で、例へば戰略上必要とする松花口各地に沿ふ一條の鐵道の臨時建設の如きにも一億圓近くの費用は必要とすべく、その他兵員材料器具被服の供給も決して容易でない。而も之に先だちリネウキツチ軍と決戦